務
 00
 01
 30年

 (令和38年3月末まで保存)

 刑
 企
 第
 4
 8
 号

 令
 和
 7
 年
 9
 月
 2
 日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の公 布について

「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第39号。以下「改正法」という。)が、令和7年5月23日、別添1のとおり公布されたが、改正法の趣旨及び概要は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、改正法の詳細については、別添2を参考とされたい。

記

1 改正法の趣旨及び概要

近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るため、手続において取り扱う書類について電磁的記録をもって作成・管理・発受することを可能にするとともに、対面で行われる手続についてビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備を行うほか、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するため、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続等の整備等を行うものである。

2 改正法に係る修正

改正法の国会審議に際し、別添3のとおり、改正法の修正として、電磁的記録提供命令における秘密保持命令については1年を超えない期間を定めて命ずる旨、当該命令の令状に当該命令を命ずる期間を記載又は記録する旨及び電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の押収に当たっては、できる限り被告事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報を取得することにならないよう特に留意する旨等が追加されたことから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

3 施行期日

(1) 公布日から20日経過した日から施行する規定

電磁的記録をもって作成される文書の偽造等の罪の創設に関する規定(改正後の 刑法第155条等)、電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設に関する規定(改 正後の刑法第95条の2等)及び通信傍受の対象犯罪の追加に関する規定(改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律別表第2)は、公布日から20日経過した日から施行する。

(2) 公布日から1年以内の政令で定める日から施行する規定

電磁的記録を提供させる強制処分の創設に関する規定(改正後の刑事訴訟法第218条等)、ビデオリンク方式による証人尋問の実施に関する規定(改正後の刑事訴訟法第157条の6第2項等)、犯罪収益である暗号資産等の没収の裁判・没収保全等の手続の整備に関する規定(改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第18条の3等)は、公布日から1年以内の政令で定める日から施行する。

(3) 令和9年3月31日までの政令で定める日から施行する規定

訴訟に関する書類の電子化に関する規定(改正後の刑事訴訟法第198条第4項等)、電磁的記録による令状に関する規定(改正後の刑事訴訟法第199条第3項等)、ビデオリンク方式による勾留質問・弁解録取に関する規定(改正後の刑事訴訟法第61条第2項等)及びビデオリンク方式による裁判所の手続きへの出頭・出席に関する規定(改正後の刑事訴訟法第286条の3等)は、令和9年3月31日までの政令で定める日から施行する。

4 附带決議

改正法の国会審議に際し、衆議院法務委員会において別添4の、参議院法務委員会 において別添5の附帯決議がそれぞれなされていることから、その趣旨を十分に踏ま えた対応に努められたい。

担当:刑事企画課 法令指導係

情 報 通 信 技 術 \mathcal{O} 進 展 等 に 対 応 す る た 8 0 刑 事 訴 訟 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 案 要 綱

刑 事 訴 訟 法 \mathcal{O} 部 改

正

第

訴 訟 に 関 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O}

1

弁

護

人

に

ょ

る

電

磁

的

記

録

で

あ

る

訴

訟

に

関

す

る

書

類

等

0

閲

覧

謄

写

等

整 備

(-)(1)弁 護 訴 訟 人 に に 関 ょ す る 裁 る 判 書 所 類 12 又 は お け 証 る 拠 閲 物 覧 \mathcal{O} 全 謄 部 写 又 は 部 が 雷 磁 的 記 録 で あ る لح き は 第 兀 + 条 第

項

前

段

を L \mathcal{O} 複 た 規 写 Ł 定 \mathcal{O} に し を ょ 若 視 る 聴 当 L < す 該 る は 電 印 方 磁 刷 法 的 し、 に 記 ょ 録 る 又 \mathcal{O} ŧ は 閲 そ 0 覧 と \mathcal{O} は L 内 容 そ を 同 \mathcal{O} 表 項 内 示 前 容 段 L を 若 \mathcal{O} 表 規 L 示 < 定 L に た は 再 ょ ŧ る 生 \mathcal{O} 当 L を 該 た 閲 Ł 電 覧 磁 \mathcal{O} L を 的 記 記 又 載 録 は そ L \mathcal{O} 若 謄 \mathcal{O} 写 L 内 < は 容 は を ک 記 再

(2)(1)12 ょ る 電 磁 的 記 録 を 複 写 す る 方 法 及 び 訴 訟 に 関 す る 書 類 又 は 証 拠 物 を 電 磁 的 記 録 と L て 記

す

る方

法

に

ょ

る

ŧ

 \mathcal{O}

と

す

ること。

第

兀

十

条

第

項

関

係

録

れ

生

す る 方 法 に ょ る 謄 写 を す る に 0 1 7 は 裁 判 長 \mathcal{O} 許 可 を 受 け な け れ ば な 5 な 1 ŧ \mathcal{O} とすること。

第 兀 + 条 第 項 関 係

(<u>__</u>) 弁 護 人 に ょ る 電 磁 的 方 法 に ょ る 閲 覧 謄 写

弁 護 人 は 公 訴 \mathcal{O} 提 起 後 は 訴 訟 に 関 す る 書 類 又 は 証 拠 物 が 裁 判 所 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に

え 5 れ た フ ア 1 ル 以 下 単 に 「フ ア 1 ル لح 1 う。 に 記 録 さ れ て 1 る 場 合 に お 1 7 は 裁 判 長 \mathcal{O}

情 許 係 報 る 可 又 通 電 を 受 は 信 子 謄 計 け \mathcal{O} て、 写 技 算 す 術 機 ること と 電 を 利 を 磁 用 電 的 が す 気 方 で る 通 法 き 方 信 る 法 電 口 ŧ で 線 子 0 あ 情 で とす 接 0 報 て 続 処 ること。 裁 理 L 判 た 組 所 電 織 子 \mathcal{O} 情 裁 規 (第 則 報 判 兀 で 処 所 十 理 定 \mathcal{O} 条 8 組 使 0) る 織 用 を に ŧ 第 \mathcal{O} 1 係 を う る 項 電 1 関 う 子 係 を 計 使 算 12 用 機 す لح ょ り、 る 弁 方 護 法 人 n そ \mathcal{O} を \mathcal{O} 使 閲 他 用 覧 0 に

 (Ξ) 電 磁 的 記 録 で あ る 裁 判 書 等 \mathcal{O} 内 容 を 証 明 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 提

供

る 記 は 告 こと。 録 人 裁 さ 部 そ 判 n を \mathcal{O} 書 記 7 他 が 第 1 載 訴 電 兀 し、 訟 磁 る 事 + 関 的 六 項 又 係 記 条 لح は 録 人 第 同 記 は で 録 あ 項 で L 自 る た 己 لح 関 あ き、 係 るこ 書 \mathcal{O} 費 面 لح 又 又 用 で、 は \mathcal{O} は 証 電 裁 明 磁 当 判 が 的 該 が さ 記 裁 電 れ 録 判 磁 た で 書 的 Ł あ 又 記 \mathcal{O} 0 は 録 て 当 \mathcal{O} で そ 提 該 あ 供 \mathcal{O} 調 る を 内 書 調 請 容 に 書 に 求 が 記 す 当 記 録 ること 該 さ 録 裁 さ れ 判 れ て が 書 7 11 で 又 1 る きる る は 事 لح 当 項 t 該 \mathcal{O} き \mathcal{O} 調 全 は と 書 部 す に 又 被

2 電 磁 的 記 録 に ょ る 公 判 調 書 \mathcal{O} 作 成 等

公 判 調 書 は 裁 判 所 \mathcal{O} 規 則 \mathcal{O} 定 \emptyset るところ に ょ ŋ 電 磁 的 記 録 を Ł 0 7 作 成 し、 フ ア 1 ル 12 記 録 L

な け れ ば な 5 な 11 Ł \mathcal{O} と す ること。 第 兀 + 八 条 第 項 関 係

3 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 等 に ょ る 申 <u>\\</u> 7

(-)申 申 寸. 立 7 て、 等 請 と 求 1 そ う。 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} で 裁 あ 判 0 所 て、 若 L 当 < 該 は 申 裁 <u>V</u> 判 て 長 等 又 に は 関 裁 す 判 る 官 刑 に 事 対 訴 L 訟 て 法 す 0 る 規 申 定 述 に 以 ょ ŋ 下 خ 書 面 \mathcal{O} を 3 t に 0 お て 11 す て

り、 じ 録 \mathcal{O} る 媒 使 ŧ 体 用 裁 0 を を 判 と に 使 さ 裁 所 係 用 判 \mathcal{O} れ る 所 規 て 電 て 若 則 ١ ر 子 当 L で る 計 該 < 定 ŧ 算 書 は \Diamond 0 機 裁 面 る に と 電 判 に 0 を 記 子 長 1 電 若 載 情 7 気 す L 報 は 通 < べ 処 信 き 理 は 当 事 口 裁 組 該 判 項 線 織 規 を で 官 定 に 裁 フ 接 に 提 ア 判 続 か 1 出 所 L か す ル \mathcal{O} た わ る に 使 電 5 方 記 用 子 ず、 法 録 に 情 す に 係 報 裁 る方 ょ る 処 判 電 ŋ 理 所 法 す 子 組 \mathcal{O} ることが 又 計 織 規 は 算 を 当該 則 機 い \mathcal{O} لح う。 定 で 事 申 きる \Diamond 項 立 (三) る を て ところ に t 記 等 お 0) 録 を لح 1 す L に た す て る 記 ょ 同

(__) な 関 た す 刑 11 t る 事 \mathcal{O} 方 \mathcal{O} 法 訴 لح 令 訟 法 す \mathcal{O} 法 に ること。 規 ょ \mathcal{O} 規 定 ŋ さ を 定 12 適 れ 規 用 た 第 定 す 申 る 五. す <u>\\</u> る 十 Ł 7 兀 書 等 \mathcal{O} 面 条 と に の 二 し、 を 0 ŧ 1 第 た 7 0 だ 7 は さ し、 項 れ 関 当 当 係 た 該 該 ŧ 申 法 \mathcal{O} 立 令 と て 4 等 12 な 特 を 別 L 書 \mathcal{O} て 面 定 を 8 同 Ł が 法 0 あ そ 7 ると \mathcal{O} す 他 る き \mathcal{O} t 当 は 0 該 と ک 申 L \mathcal{O} 立 7 限 7 規 等 り 定

で

に

こと。

第

五

+

兀

条

 \mathcal{O}

第

項

関

係

- (三) は 判 項 \mathcal{O} 定 を 検 官 ک フ 8 察 に るところ \mathcal{O} 提 ア 官 限 1 及 出 り ル び す で に 弁 る に 護 な 記 方 1 ょ 士 録 法 で ŧ す り に 0 あ る ょ とすること。 方 る 裁 ŋ 法 判 弁 L 護 又 所 な は \mathcal{O} 人 け 当 は 規 れ 則 該 ば 事 で 申 (第 な 定 項 立 5 五. を 8 て な + る 等 記 1 兀 電 12 録 ŧ 条 子 L 0 \mathcal{O} の 三 た 情 い と 記 報 て L 第 処 録 は 理 媒 た 項 体 組 \Box だ 関 を 織 頭 し、 係 裁 を で 使 す 判 次 る 所 用 に 若 場 L 掲 7 合 L げ 当 を < る 該 除 は 申 裁 申 き、 立 <u>\f\</u> 判 て 裁 長 7 等 若 等 判 に 12 所 L 0 係 < 0 1 は る 規 裁 7 事 則
- (1) 令状の請求

- (2)速 に な 係 道 処 る 路 事 理 交 に 件 通 関 に 法 す 係 第 る る 八 準 略 章 則 式 又 で 命 は 定 令 自 8 \mathcal{O} 動 る 請 車 様 求 \mathcal{O} 式 保 及 \mathcal{O} 管 び 書 ک 場 面 れ 所 に لح \mathcal{O} ょ 同 確 ŋ 時 保 す 等 に る す に ŧ る 関 \mathcal{O} 公 す に 訴 る 限 \mathcal{O} 法 る。 提 律 起 第 + 七 条 れ 若 5 \mathcal{O} L 事 < 件 は \mathcal{O} 第 簡 + 易 八 か 条 \mathcal{O} 0 罪 迅
- (四) (3) \mathcal{O} そ (Ξ) 0 は (1)責 及 び \otimes 検 に 察 (2)帰 官 に 掲 す 又 る げ は る 弁 ح ŧ 護 が 士 \mathcal{O} で で 0 き ほ あ な る カン 弁 11 事 裁 護 判 由 人 に が 所 ょ 0 (三) 規 ŋ 則 \mathcal{O} (三) で 電 定 \mathcal{O} 子 8 方 情 る 法 報 申 に 処 立 ょ 理 7 1) 組 申 織 立. に 7 係 等 る を 電 す 子 ること 計 算 機 が 0 で 故

き

な

11

場

障

そ

 \mathcal{O}

他

- (五) 該 項 該 L 合 第 当 に を 記 た 申 五 フ 録 記 す <u>V</u> は ると + ア 媒 録 7 媒 兀 体 等 適 1 き 条 に 体 が 用 ル を 記 を \mathcal{O} L に 除 書 兀 録 提 な 記 <_ . 関 さ 出 面 1 録 ŧ 係 す 12 れ す る方 ょ \mathcal{O} て ることに とす 11 ŋ さ る 法 又 れ ること。 事 に は たとき 項 ょ 裁 0 ŋ 判 を き さ フ 所 木 ア れ \mathcal{O} $(\widehat{\Xi})$ 難 第 規 た イ な لح 則 に 五 ル 事 き + 違 12 \mathcal{O} 情 は 反 兀 記 定 が 条 L 録 \emptyset あ 7 裁 る 0 L る とこ さ \equiv な 判 لح 第 れ け 所 き ろ た れ 書 は ع 項 ば 記 に き 関 な 官 ょ 係 5 は ŋ 及 \mathcal{O} 当 び な 限 当 当 11 該 ŋ ŧ 該 申 該 で 申 書 立 \mathcal{O} な と 立 面 7 て 1 し、 に 等 Ł 等 記 に \mathcal{O} た 載 係 が だ (三) さ る す 事 た れ ること。 項 だ 当 を L 又 書 該 は 記 当 録 に
- 4 電 磁 的 記 録 に ょ る 供 述 調 書 \mathcal{O} 作 成
- じ。 第 百 は、 九 + そ 八 \mathcal{O} 条 内 第 容 三 を 項 表 \mathcal{O} 示 調 L 書 た ŧ 電 \mathcal{O} 磁 を 的 被 記 疑 録 者 を に Ł 閲 0 覧 て É 作 せ、 成 す 又 る は ŧ 読 0 4 に 聞 限 か る。 せ て 以 下 誤 ŋ 0 が 4 な に 1 か お どう 1 て か 同

を 問 1 被 疑 者 が 増 減 変 更 0) 申 <u>\f\</u> て を L たときは そ 0) 供 述 を 調 書 に 記 録 L な け れ ば な 5 な 1 ŧ 0

とすること。(第百九十八条第四項関係)

(__) 合 8 る 被 は 署 疑 名 者 押 が \mathcal{O} 印 限 ŋ に 調 で 代 書 な わ 12 る 1 誤 措 Ł ŋ 置 0) 0 とすること。 をとることを な 1 こと を 申 求 L (第 め <u>\</u> 百 ることが てたときは、 九 + 八 条 できる 第 Ŧi. 被 ŧ 項 疑 関 0) 者 とし、 係 に 対 し、 ただ 調 し、 書に これ 裁 判 を 所 拒 \mathcal{O} 絶 規 則 L た で 定

5 電磁的方法による告訴・告発

接 警 7 主 続 察 告 員 務 訴 L 省 た \mathcal{O} 又 令 電 使 は 用 告 で 子 定 情 に 発 係 8 報 は る る 処 電 ŧ 主 理 子 務 組 \mathcal{O} 計 省 を 織 を 算 令 1 う。 機 で 1 う。 لح 定 告 8) 訴 るところに に を ょ 又 使 は ŋ す 用 告 発 ること す る を ょ 方 す ŋ が 法 る者 電 で そ 磁 きる \mathcal{O} 0) 的 使 他 方 用 ŧ 法 \mathcal{O} 情 に \mathcal{O} と 電 報 係 る す 通 子 電子 ること。 情 信 \mathcal{O} 報 技 計 処 術 算 理 機 を 組 第 لح 利 織 _ 用 を 百 検 す 電 る 察 兀 気 + 方 通 官 法 信 又 で 条 口 は 第 あ 線 司 0 で 法

6 電磁的記録である証拠の開示

項

関

係

(-)閲 \mathcal{O} 覧 規 証 し、 定 拁 に 書 ょ 類 又 る 又 は 相 は そ 手 証 \mathcal{O} 方 拠 内 に 物 容 対 \mathcal{O} を す 全 再 る 部 生 当 又 L 該 は た 電 ŧ 磁 部 0 が 的 を 電 記 視 録 磁 聴 を 的 す 閲 記 る 覧 録 機 す で 会を与えることに る あ 機 る 会 場 \mathcal{O} 合 付 に 与 お は け る ょ そ 第 ŋ \mathcal{O} す 内 百 るも 容 九 + を 0 表 九 とすること。 示 条 L 第 た ŧ 項 0 後 を 段

第二

百百

九

+

九条

第

項

関

係

 $(\underline{})$ 閲 \mathcal{O} L 容 電 又 若 覧 を 磁 は 規 証 再 的 証 L 定 拁 L < 生 記 拠 12 書 録 L 物 ょ 類 は 又 再 た を \mathcal{O} は る 又 生 閲 全 そ 被 は t 部 告 L \mathcal{O} 覧 \mathcal{O} 証 し、 た を 又 内 拠 人 視 は に t 容 物 を \mathcal{O} 聴 及 対 \mathcal{O} 部 を し、 び 再 す 全 記 謄 が 生 る 部 写 当 載 及 雷 L 又 す び 磁 た 該 は L 若 当 る 的 Ł 電 機 該 L 記 \mathcal{O} 磁 部 < 電 録 を 会 的 が 視 は 磁 \mathcal{O} で 電 記 記 的 付 あ 聴 磁 録 録 記 与 る す を 的 閲 す 場 る 録 は 記 る 合 機 覧 を 録 機 複 そ に 会 す で 会 写 \mathcal{O} お を る あ を け 与 内 L 機 る 与えることに え 場 容 る 会 ること 若 を 同 \mathcal{O} 合 L 表 項 付 に < 示 \mathcal{O} 与 お に 規 は L は け 定 印 た ょ る ょ 刷 に ŋ そ 第 Ł ŋ ょ す \mathcal{O} 三 L \mathcal{O} す を る る 内 百 弁 る 閲 ŧ 容 + 又 覧 護 六 t は \mathcal{O} を そ と 表 条 \mathcal{O} L 人 と に \mathcal{O} 示 \mathcal{O} す 内 対 + 又 L ること。 容 は す 証 た 兀 そ る を 拠 t 第 当 表 \mathcal{O} 書 \mathcal{O} 内 該 項 示 類 を

7 (-)公 判 公 判 廷 に 廷 に お お け け る 電 る 電 磁 磁 的 的 記 記 録 録 \mathcal{O} 取 \mathcal{O} 取 調 べ 調

第

三

百

+

六

条

 \mathcal{O}

+

兀

第

項

関

係)

等

べ

な 拠 < لح は け 検 裁 れ な 察 る 官、 判 ば 事 所 な 書 5 項 被 告 記 な に 応 官 1 人 じ、 又 に ŧ ک は \mathcal{O} と そ れ 弁 し、 5 \mathcal{O} 護 \mathcal{O} 取 人 措 た 調 \mathcal{O} だ 置 べ 請 を を 求 L لح 請 12 5 裁 求 ょ せ 判 ŋ L た ること 長 者 電 は に 磁 が 的 自 で そ 5 記 きる \mathcal{O} 録 内 れ \mathcal{O} ŧ 6 容 取 0 を \mathcal{O} 調 کے 措 朗 ベ す 置 読 を ること。 を さ す لح せ、 る り 12 表 0 又 1 示 (第 さ て は 三 陪 せ、 は 百 席 七 又 裁 \mathcal{O} 条 裁 は 判 \mathcal{O} 判 再 長 官 生 は 第 さ 若 L せ 証

 $(\underline{})$ 証 拠 書 類 等 に 記 載 さ れ た 事 項 等 \mathcal{O} フ ア 1 ル \sim 0 記 録

項

関

係

き を 困 フ 裁 難 ア 判 1 な 所 事 書 ル 情 に 記 が 記 官 は あ 録 る L と な 証 き け 拠 は、 れ 調 ば べ ک を な 終 \mathcal{O} 5 限 な わ ŋ 0 い で t た な 証 \mathcal{O} 1 لح 拠 ŧ L 書 0 類 とすること。 た 又 だ は 証 拠 当 物 該 に 事 記 (第三 項 載 をフ さ 百 れ、 + ア 条 1 又 の 二 ル は に 記 関 録 記 係 録 さ す れ ることに て 1 る 事 項

電 磁 的 記 録 に ょ る令 状 に関 す る 規 定 0 整 備

1 令 状 は 裁 判 所 \mathcal{O} 規 則 0 定 め るところに ょ り、 電 磁 的 記 録 に よることが できる Ł \mathcal{O} とす ること。

(第六十二条第二項等関係)

2 さ 示 さ 電 れ れ た 磁 ることとな 事 的 項 記 を 録 電 に 子 ょ る る 計 Ł 算 令 0) 機 状 に に \mathcal{O} 限 は、 映 る。 像 裁 面 判 を 書 長 とら 等 面 そ が な \mathcal{O} 裁 け 他 判 れ \mathcal{O} 所 0 ば ŧ 規 な \mathcal{O} 5 則 に で な 表 定 示 1 Ł L \Diamond たときに、 \mathcal{O} る とすること。 記 名 押 印 併 に 代 せ て わ (第六十三 裁 る 判 措 長 置 等 へ 令 条 \mathcal{O} 第 氏 状 名 に 記 項 が 等 表

3 項 \mathcal{O} 及 に 電 び 磁 表 示 2 的 L に 記 ょ て 録 示 る 12 さ ょ 記 る な 名 押 け 令 印 れ 状 ば に を 代 執 な 5 行 わ す な る るに 措 11 置 Ł は、 に \mathcal{O} とす 係 裁 る ること。 裁 判 判 所 長 \mathcal{O} 等 規 \mathcal{O} 則 へ 第 氏 0) 七 名 定 十 三 を \Diamond 電 るところに 条 子 第 計 算 項 機 等 ょ \mathcal{O} り、 関 映 係 像 令 面 状 に 書 記 面 そ 録 さ \mathcal{O} 他 れ た \mathcal{O} Ł

関

係

 \equiv 電 磁 的 記 録 を 提 供 さ せ る 強 制 処 分 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

1 裁 判 所 に ょ る 電 磁 的 記 録 提 供 命 令

(-)裁 判 所 は 必 要 が あ るとき は、 電 磁 的 記 録 提 供 命 令 $\widehat{(1)}$ 又 は (2)ic 掲 げ る者に対 し、 (1) 又 は (2) に 定

め る 方 法 に ょ ŋ 必 要 な 電 磁 的 記 録 を 提 供 することを命ずる命 令 を 1 う。 以 下 同 U をすることが

で きる ŧ \mathcal{O} と す ること。 第 百 条 の 二 第 項 関 係

(1) 電 磁 的 記 録 を保管する者 次 \mathcal{O} 1 又 は 口 に 掲 げ る 方

1

電

磁

的

記

録

を

記

録

媒

体

に

記

録

さ

せ

又

は

移

転

させ

て当

該

記

録

媒

体

を 提

出させ

る方

法

は

- 法
- 口 電 気 通 信 口 線 を 通 じ て 電 磁 的 記 録 を 当 該 命 令 をす る 者 0) 管 理 に 係 る 記 録 媒 体 に 記 録 さ せ 又

移 転 さ せ る方 法

(2)電 磁 的 記 録 を 利 用 す る 権限 を 有する者 $\widehat{(1)}$ に 掲げ る者を除く。) (1) イ 又 は 口 に 撂 げ ,る方:

法

電 磁 的 記 録 を 記 録 媒 体 に 記 録 さ せ る t \mathcal{O} に 限 る。)

- (<u></u>_) 電 磁 的 記 録 提 供 命 令 は 提 供 さ せ る べ き 電 磁 的 記 録 及 び 提 供 \mathcal{O} 方 法 でを指す 定 L て す Ś ŧ \mathcal{O} とす るこ
- <u>ځ</u> 。 第 百 条 の <u>ニ</u> 第 項 関 係

2 命 令 拒 絶 事 由

電 磁 的 記 録 提 供 命 令 1 (<u>-</u>) (1) 口 に 撂 げ る方 法 に ょ る提 供 を 命ず るも \mathcal{O} に 限 る。 に ょ る 電 磁 的 記 録

 \mathcal{O} 提 供 12 0 1 て、 第 百 三 条 カュ 5 第 百 五. 条 ま で と 同 様 \mathcal{O} 規 律 を 設 けること。 第 百 五. 条 \mathcal{O} 関 係

- 3 移 転 さ せ た 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 原 状 口 復
- (-)に 限 押 る。 収 物 が に 電 よる提 磁 的 記 供 録 提 を命ず 供 命 る 令 ŧ $\widehat{1}$ 0 に (-)限 (1) イに る。 掲 に げ より る 方 提 法 出 電 させ 磁 た記 的 記 録媒 録 を 記 体 録 で 留 媒 体 置 \mathcal{O} に 移 必 要 転 が さ せ な る V ŧ ŧ 0)

者 管 で に 者 あ 対 と る し、 が 場 合 異 当 な に ると 該 お 記 1 き て、 録 媒 は 体 当 を 被 該 交 告 電 付 事 磁 し、 件 的 \mathcal{O} 記 又 終 録 は 結 提 当 を 供 待 該 命 令 電 た を 磁 な 受け 的 1 で、 記 た 録 者 \mathcal{O} 決 と当 複 定 写 で、 を 該 当 許 記 さ 該 録 な 電 媒 け 磁 体 的 \mathcal{O} れ ば 所 記 な 有 録 5 者、 提 な 供 所 11 命 持 ŧ 令 を受 \mathcal{O} 者 とす 又 け は た 保

こと。

(第百二十三条第三項

関

係

(__) る。 職 れ 提 ば 権 供 電 で、 な 命 磁 令 5 に 的 を 被 な ょ 記 告 受 1 る 録 け ŧ 事 提 提 た 件 \mathcal{O} 供 供 と 者 \mathcal{O} を 命 す 終 に 命 令 ず ること。 結 保 $\widehat{1}$ を 管 る 待 さ t (-)た せ \mathcal{O} (1)な な に (第 口 ١, *(*) 限 で、 に 百二十三条 こととす る 掲 決定 げ に る で、 る 方 ょ の 二 理 り 法 当 移 由 第 該 が 転 雷 者 な さ 磁 項 < に せ 的 関 なっ 対 た 記 係 し、 電 録 たとき 磁 を 当 的 記 該 記 録 電 は 録 媒 磁 に 体 当 的 0 に 記 該 1 移 て、 録 者 転 \mathcal{O} 0 さ 当 複 請 写を せ 該 求 る 電 に 許 Ł ょ 磁 さな \mathcal{O} ŋ 的 に 又 記 け は 録 限

4 捜 査 機 関 に ょ る 電 磁 的 記 録 提 供 命 令

項

関

係

(-) \mathcal{O} 発 検 する令 察 官、 状 検 に 察 ょ 事 り、 務 官 電 又 は 磁 的 司 法 記 警 録 提 察 供 職 員 命 令 は、 を することが 犯 罪 0 捜 査 で を きる するに t \mathcal{O} 0 とすること。 V) 7 必 要 が あ るとき (第二百 は 十 八 裁 条 判 官

(__) 及 日 そ \mathcal{U} \mathcal{O} 提 \mathcal{O} 令 他 供 裁 状 \mathcal{O} 判 方 に 所 法 は \mathcal{O} 被 規 次 則 疑 \mathcal{O} で定 者 (1)又 又 め は は る (2)被 事 に 告 項 掲 人 を げ \mathcal{O} 記 氏 る 載 場 名、 し、 合 罪 0 又 区 名 は 分 記 に 提 応 録 供 じ さ L な (1)せ け る 又 べ れ は き ば (2)なら 電 に 定 磁 な \otimes 的 1 る 記 ŧ 録、 事 \mathcal{O} 項 とすること。 提 並 び 供 さ に せ 発 付 る べ \mathcal{O} き 年 (第 月 者

二百十九条第一項関係)

- (1)当 該 令 状 が 書 面 に ょ る 場 合 有 効 期 間 及 てバ そ \mathcal{O} 期 間 経 過 後 は 電 磁 的 記 録 提 供 命 令 を す ること
- で きず 令 状 を 返 還 L な け れ ば な 5 な 1 旨
- (2)こと 当 が 該 で 令 き 状 ず が 検 電 察 磁 官 的 記 検 録 察 に 事 ょ 務 る 官 場 又 合 は 司 有 効 法 警 期 察 間 職 及 び 員 そ \mathcal{O} 使 \mathcal{O} 用 期 間 に 係 経 る 過 電 後 子 は 計 電 算 磁 的 機 か 記 録 5 令 提 状 供 を 命 消 令 去 を す す
- 録 を 裁 判 官 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1 旨

ことそ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

裁

判

所

 \mathcal{O}

規

則

で

定

 \Diamond

る

措

置

を

لح

り、

カコ

つ、

当

該

措

置

を

と

0

た

旨

を

記

録

L

た

電

磁

的

記

る

る

- (Ξ) لح き 検 は 察 官、 裁 判 検 察 官 事 \mathcal{O} 務 許 官 可 を 又 受 は け 司 て、 法 警 当 察 該 職 電 員 は 磁 的 電 記 磁 録 的 提 供 記 命 録 令 提 供 を 受 命 け 令 を る す 者 る に 場 対 し、 合 に 4 お だ 1 て、 り に 当 必 該 要 が 電 磁 あ 的 る
- L 記 又 録 は 提 提 供 供 命 L 令 を受 な カゝ け 0 た たこと こと を 及 漏 び 当 5 L 該 て 電 は 磁 的 な 5 記 な 録 1 提 旨 供 を 命 命 令 ず に ることが ょ ŋ 提 供 できる を 命 じ ŧ 5 \mathcal{O} れ とすること。 た 電 磁 的 記 録 を 提 供
- 百十八条第三項関係)
- (四) れ ば (Ξ) な \mathcal{O} 5 許 な 可 1 \mathcal{O} ŧ 請 \mathcal{O} 求 と は す うること。 (-) \mathcal{O} 令 状 \mathcal{O} 第 請 求 百 を + す 八 る 条 際 第 に、 七 項 検 関 察 係 官 検 察 事 務 官 又 は 司 法 警 察 員 か 6 L な

け

ŧ

(五) \mathcal{O} とすること。 裁 判 官 は (Ξ) \mathcal{O} (第二 許 可 百 をす + 九 るとき 条 第 は、 兀 項 (-)関 係 \mathcal{O} 令 状 に そ 0) 旨 を 記 載 し、 又 は 記 録 L な け れ ば な 5 な 1

(六) な 0 検 た 察 とき 官、 は 検 察 自 事 5 務 又 官 は 又 当 は 該 司 命 法 令 警 を 察 受 職 け 員 た は、 者 \mathcal{O} (三) 請 に 求 ょ に る ょ 命 り、 令 を L れ た を 場 取 合 ŋ に 消 お さ 1 な て、 け れ そ ば \mathcal{O} な 必 5 要 な が 1 t な

<

0

とすること。 (第二 百 + 八 条 第 八 項 関 係

5

不

服

申

立 て

- (-)は 第 適 兀 用 百二 L + な 1 条 ŧ 第 \mathcal{O} と 項 すること。 \mathcal{O} 規 定 は 電 第 磁 兀 的 百 記 <u>二</u> 十 録 提 条 供 第 命 令 項 又 関 は 係 3 (<u>__</u>) に ょ る 複 写 に 関 す る 決 定 に 0 1 7
- (__) こと。 者 対 L 裁 は て 判 は 簡 官 (第 そ 易 が 兀 \mathcal{O} 裁 電 百 裁 判 磁 判 所 的 + 官 \mathcal{O} 記 裁 九 所 録 条 判 提 属 第 \mathcal{O} 官 供 裁 が 命 令 項 判 L 関 た 又 所 係 に 裁 は そ 判 3 に (___) \mathcal{O} 裁 対 に 判 L ょ る 7 \mathcal{O} 複 は 取 管 写 消 轄 に L 地 又 関 は 方 す 変 裁 る 更 判 裁 を 所 判 請 に を 求 L た す そ 場 ることが \mathcal{O} 合 他 に \mathcal{O} 裁 お で 判 1 きる て、 官 が ŧ 不 L \mathcal{O} た 服 لح 裁 が す 判 あ

に

る

- (三) 更 す は 検 を る 司 請 法 処 察 分 官 求 警 若 す に 察 る 職 不 L こと 員 服 < が \mathcal{O} は が 職 あ 検 で 務 る 察 きる 執 者 事 は、 行 務 t 地 官 を そ \mathcal{O} 又 とすること。 管 は \mathcal{O} 轄 検 司 察 す 法 る 官 警 若 察 地 方 L 職 < 裁 員 第 判 が は 兀 検 所 L 百 若 察 た 三 事 L 電 十 < 務 磁 条 的 は 官 第 が 簡 記 易 所 録 項 裁 属 提 等 す 判 供 関 る 所 命 係 に 検 令 そ 察 又 \mathcal{O} 庁 は 処 \mathcal{O} 3 (___) 分 対 \mathcal{O} 応 に 取 す ょ 消 る る 裁 複 L 又 判 写 は 所 に 変 又 関
- (-)正 当 な 理 由 が なく、 電 磁 的 記 録 提 供 命 令 又 は .4 (<u>=</u>) に よる命 令に 違 反 L たときは、 そ 0 違 反 行 為 を

6

罰

則

L た 者 は、 年 以 下 \mathcal{O} 拘 禁 刑 又 は 三 百 万 円 以 下 0 罰 金 に 処 す Ś ŧ \mathcal{O} とすること。 第 百 <u>-</u> 十 兀 条 0

第 項 等 関 係

関

L

 \mathcal{O}

違

反

行

為

をし

た

ときは

行

為

者

を

罰

す

る

ほ

カゝ

そ

0)

法

人 又

は

人 に

対

して

0)

罰

金

刑

(__) 法 て、 (一) 人 0) 代 表 者又 は 法 人 若 L < は 人 0 代 理 人、 使 用 人 そ 0) 他 0 従業者 が、 その 法 人又は (<u>→</u>) 人 0 業 務 に

を 科 する ŧ \mathcal{O} とす ること。 第百二十 匹 条 の 二 第二 項 等 関 係

7 記 録 命 令 付 差 押 え \mathcal{O} 廃 止

記 録 命 令 付 差 押 え を 廃 止 すること。

映 像 と 音 声 (D) 送 受信 に ょ る 勾 留 質 間 • 弁 解 録 取 0) 手 続 に 関 す る 規 定

兀

る

陳

述

を

聴

<

場

合

に

お

1

て、

裁

判

所

に

被

告

人

を

在

席

さ

せ

て

当

該

手

続

を

す

ること

が

木

難

な

事

情

が

あ

る

1 裁 判 所 は、 第 六 + ___ 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 刑 事 施 設 に 1 る 被 告 人 に 対 L 被 告 事 件 を 告 げ ۲ れ に 関 す

 \mathcal{O}

整

備

き は、 刑 事 施 設 に 被 告 人 を 在 席 さ せ、 映 像 と 音 声 0) 送 受 信 に ょ り 相 手 \mathcal{O} 状 態 を 相 互. 12 認 識 L な が 5 通

話 を することが で きる 方 法 に ょ 0 て、 当 該 手 続をす ることが できるもの とし この 場 合 に お 11 て は、

被 告 人 に 対 L あ 5 カュ じ め 裁 判 所 が 当 該 手 続 をす る 旨 を 告 げ な け れ ば な ら な 1 ŧ \mathcal{O} と す ること。

第六 + 条 第 項 関 係

2 が 5 検 察 通 話 官 をす は、 ることが 刑 事 施 設 できる方法 に 被 疑 者 を によって、 在 席 させ、 第二百 映 像 لح 五. 音 条 声 第 \mathcal{O} 送受信 項 0 規 に 定 ょ に ŋ ょ 相 ŋ 手 弁 \mathcal{O} 状 解 \mathcal{O} 態 機 を 会を与 相 互 に えるとき 認 識 し な

は、 被 疑 者 に 対 し、 あ 6 か ľ め、 検 察 官 が 同 項 0 規 定 に ょ ŋ 弁 解 \mathcal{O} 機 会を 与 える旨 を告 げ な け れ ば な

5 な 1 t \mathcal{O} لح す ること。 第 百 五 条 第 項 関 係

映 像 と 音 声 0 送 受 信 に ょ る 裁 判 所 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 出 頭 • 出 席 12 関 す る 規 定 0

五.

1

映

像

لح

音

声

0

送

受

信

に

ょ

る

公

判

期

日

 \sim

0

出

頭

出

席

整

備

(-)被 告 人 • 弁 護 人 \mathcal{O} 出 頭

(1)裁 判 所 は 公 判 期 日 に お け る 手 続 を 行 う 場 合 に お 1 て 次 に 掲 げ る 場 合 で あ 0 て 審 理 \mathcal{O} 状

況、 御 実 弁 質 護 的 人 \mathcal{O} 不 数 利 事 益 案 生 \mathcal{O} ず 軽 重 お そ \mathcal{O} れ 他 が \mathcal{O} な 事 情 を 考 か 慮 つ、 L た 相 广 認 Þ \Diamond む を 得 な は 11 事 検 由 察 が あ 及 ŋ び 被 被 告 告 人 又 \mathcal{O} は

に

な

を

る

そ

く

当

لح

るとき

官

人

防

弁 護 人 \mathcal{O} 意 見 を 聴 き、 他 \mathcal{O} 裁 判 所 \mathcal{O} 構 内 12 あ る 場 所 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 同 構 内 以 外 に あ る 場 所 で あ 0 て、

適 当 لح 認 \otimes る ŧ \mathcal{O} 12 被 告 人 を 在 席 さ せ 映 像 لح 音 声 \mathcal{O} 送 受 信 に ょ ŋ 相 手 \mathcal{O} 状 態 を 相 互. に 認 識 L な

が 6 通 話 を す ること が で き る 方 法 に ょ 0 て、 手 続 を 行 うこと が で きる ŧ \mathcal{O} と し、 た だ L 拘 禁 刑

以 上 \mathcal{O} 刑 に 当 た る 罪 で 起 訴 さ れ 7 1 る 被 告 人 が 保 釈 又 は 勾 留 \mathcal{O} 執 行 停 止 を さ れ 7 1 る 場 合 に お 1

て、 判 決 を 宣 告 す る 公 判 期 日 に お け る 手 続 を 行 う لح き は ک \mathcal{O} 限 ŋ で な 1 ŧ \mathcal{O} とす ること。

百 八 + 六 条 \mathcal{O} 三 第 項 関 係

1 同 構 内 \mathcal{O} 出 頭 に 伴 う 移 動 に 際 し、 被 告 人 \mathcal{O} 身 体 に 害 を 加 え 又 は 身 体 0 拘 束 を受 け 7 11 る

被 告 人 を 奪 取 L 若 L < は 解 放 す る 行 為 が な さ れ る お そ れ が あ る と 認 め るとき。

口 被 告 人 が そ 0) 傷 病 又 は 心 身 0 障 害 に ょ ŋ 同 構 内 に 出 頭 す ることが 著 L < 困 難 で あ る لح 認 め

る とき

そ

0)

公

判

期

日

に

出

L

た

ŧ

0

لح

な

す

Ł

0

とす

ること。

八

+

条

0

 \equiv

第二

関

(2)は (1)12 ょ ŋ 公 判 期 日 に 頭 お け る 手 続 を 行 4 う 場 合 に お 1 て、 (1) \mathcal{O} 適 (第二百 当 と 認 8 る 六 場 所 に 在 席 L た 項 被 告 係 人

(3)に 席 出 す 弁 ること 護 頭 L 人 た は ŧ が \mathcal{O} で 裁 き لح 判 4 る 所 な t が す \mathcal{O} (1)Ł لح に \mathcal{O} ょ L لح り すること。 公 \mathcal{O} 判 場 期 合 日 に に お お (第二百 11 け て る 手 八 そ 続 十 を行 \mathcal{O} 八 場 う 条 所 とき 0 に 在 関 は、 席 係 L た 被 弁 告 護 人 が 人 は 在 席 そ す \mathcal{O} る 公 場 判 所 期 に 在 日

(__) 被 害 者 参 加 人 • そ \mathcal{O} 委 託 を 受 け た 弁 護 士 \mathcal{O} 出 席

席 L に \mathcal{O} 士 た ょ さ 事 か 裁 者 0 せ 情 5 判 て、 は、 を 申 所 映 考 出 は そ 像 手 慮 が と音 続 あ 公 \mathcal{O} し を る 判 公 لح 行 声 判 期 相 う 当 き \mathcal{O} 期 日 ر ح 送受 と は に 日 認 に お 出 が 信 8 被 け で る 告 る に 席 لح き 手 ょ L 人 る き た ŋ 又 続 相 は ŧ ŧ は を 手 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 弁 کے と \mathcal{O} 次 護 う 4 状 \mathcal{O} 場 L 人 合 な 態 (1) \mathcal{O} す に を 又 意 Ł 相 見 お \mathcal{O} は \mathcal{O} 場 互. を (2)11 て、 لح 合 に に 聴 す 撂 に 認 き ること。 げ 被 お 識 審 11 L る 害 て、 な 理 者 11 ず 参 が \mathcal{O} そ 5 状 加 n 第 \mathcal{O} 通 人 カン 況 三 場 話 又 \mathcal{O} 百 所 を 場 申 は することが + そ に 出 所 六 在 を に \mathcal{O} 条 席 申 L 委 た 託 \mathcal{O} L 出 三 た 者 を を で + 当 受 L \mathcal{O} きる 几 該 た 数 け 申 者 そ た 第 方 五. 出 を \mathcal{O} 弁 法 項 を 在 他 護

(1)裁 判 官 及 び 訴 訟 関 係 人 が 公 判 期 日 に お け る 手 続 を 行 うた め に 在 席 す る 場 所 以 外 0) 場 所 で あ つ

関

係

て、同一構内にあるもの

(2)他 \mathcal{O} 裁 判 所 \mathcal{O} 構 内 に あ る 場 所 そ \mathcal{O} 他 0 同 構 内 以 外 に あ る 場 所 で あ 0 て、 裁 判 所 が 適 当と

認

め

象

る

t

 \mathcal{O}

2 映 像 と音 声 の送受信 に よる 公 判 前 整 理 手 続 期 日 \sim 0 出 頭 出 席

検 察 官 弁 護 人 • 裁 判 官 裁 判 長 を 除 く。 0) 出 頭 出 席

(1)態 官 L あ を 0 及 裁 て、 び 判 相 \mathcal{O} 互 所 弁 適 場 に は 護 当と 合 認 人 12 識 公 0 認 判 お L 意 め な 1 前 見 て、 が る 整 を Ł 5 理 聴 そ 通 0 手 き、 話 に 続 \mathcal{O} 検察 場 を 期 他 す 所 日 \mathcal{O} 官 に ること に 裁 又 在 お 判 は け 席 所 が 弁 L る \mathcal{O} 手 た で 護 構 検 きる方法 続 人 内 を在 察 を に 官 行 あ 席 う 又 る に さ 場 は 場 せ、 よっ 合に 弁 所 護 そ て、 映 お 人 \mathcal{O} 像と音 1 は 他 て、 手 \mathcal{O} 続 そ 同 声 を \mathcal{O} 相 0) 行うこと 当と認 公 構 送受信 判 内 前 以 整 \emptyset が 外 るとき 理 に に で 手 ょ き ŋ あ 続 期 る 相 る は t 手 場 日 に \mathcal{O} \mathcal{O} 所 検 لح 出 状 察 で

(2)相 手 裁 判 \mathcal{O} 状 所 態 は を 相 同 互 12 構 認 内 識 以 外 L に な が あ る 5 場 通 所 話 をす に 合 ること 議 体 \mathcal{O} が 構 で 成 員 きる方 を 在 法 席 に さ ょ せ、 つ て、 映 像 と音 公 判 前 声 (D) 整 送受信 理 手 続 期 に ょ 日 に ŋ

頭

L

た

ŧ

 \mathcal{O}

と

み

な

す

ŧ

0

とすること。

(第三

百

+

六

条

 \mathcal{O}

七

第二

項

関

係

二 被告人の出頭

お

け

る

手

続

を

行

うことが

で

きる

ŧ

0

とすること。

(第三

百

+

六

条

 \mathcal{O}

七

第

三

項

関

係

裁 判 所 は、 公判 前 整 理 手 続 期 日 に お ける手 続を行う場合に お , v て、 相 当と認め るとき は、 検

察

官

と 合 に 所 及 す 認 に で び お 識 あ 被 1 L 0 告 て、 て な 人 が 又 そ 5 は 適 第 当 0) 通 弁 三 場 話 لح 護 百 認 所 を 人 + す に \mathcal{O} \Diamond 六 在 ること る 意 条 席 t 見 \mathcal{O} を L \mathcal{O} 九 た が 12 聴 被 第 で 被 き、 告 き 兀 告 る 項 他 人 人 関 方 は を \mathcal{O} 係 法 在 裁 そ に 席 判 0) ょ さ 所 公 せ 0 \mathcal{O} 判 て、 構 前 映 内 整 手 に 像 理 続 لح あ 手 を 音 る 続 行 声 場 期 う \mathcal{O} 所 ر ح 日 送 そ に 受 \mathcal{O} が 信 他 出 頭 で に \mathcal{O} き L ょ 同 る た り Ł ŧ 相 構 内 0 \mathcal{O} 手 と と \mathcal{O} 以 4 外 状 な 態 に す を あ ŧ \mathcal{O} 相 る 場 0 互. 場

六

映

像

と

音

声

0

送

受

信

に

ょ

る

証

人

尋

問

 \mathcal{O}

実

施

に

関

す

る

規

定

 \mathcal{O}

整

備

1 せ、 て、 所 12 掲 \mathcal{O} 裁 尋 映 げ 判 構 間 像 る 所 内 場 す と は に 合 る 音 あ こと 声 で 証 る あ \mathcal{O} 場 人 が 送 0 所 て、 で 受 玉 そ き 信 内 \mathcal{O} る 相 に に 他 当 ŧ ょ 1 \mathcal{O} と \mathcal{O} る ŋ 同 認 とすること。 者 相 \Diamond 手 に 構 \mathcal{O} るときは 限 内 状 る。 以 態 外 以 を に 相 下 あ 第 検 互. る 察 百 0) に 場 官 五. 六 認 所 + 及 識 に で 七 び お L あ 条 被 な 1 0 \mathcal{O} 告 て が て 六 5 人 同 第 U 通 又 適 話 は 当 項 を 弁 と 関 護 す を 認 係 るこ 人 尋 \otimes \mathcal{O} 間 とが る 意 す Ł 見 る \mathcal{O} で を 場 12 き 合 聴 証 き、 る 12 方 人 お 法 を 他 11 て、 在 12 \mathcal{O} ょ 席 裁 0 さ 判 次

(-)証 人 が そ \mathcal{O} 傷 病 又 は 心 身 \mathcal{O} 障 害 に ょ ŋ 同 構 内 に 出 頭 す ること が 著 L < 困 難 で あ る لح 認 \Diamond る لح

き。

(__) 切 事 情 な 証 実 に 人 施 が ょ に り 身 著 体 L 同 \mathcal{O} 1 拘 支 構 束 障 内 を を 受 \sim 生ず け \mathcal{O} 出 て る 頭 1 お に る そ 伴 場 れ 合 う が で 移 あ 動 あ る に 0 と て、 ょ 認 ŋ \emptyset 証 そ ると \mathcal{O} 人 が 年 精 齢 神 \mathcal{O} 心 平 身 穏 \mathcal{O} 状 を 著 態 し < 処 害さ 遇 \mathcal{O} れ 実 施 そ 状 \mathcal{O} 況 処 そ 遇 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 適 0

- (三) L 又 証 は 人 が 解 身 放 す 体 る \mathcal{O} 行 拘 為 束 が を 受け な さ れ 7 る 1 お る そ 場 合 れ が で あ あ る 0 と て、 認 め 同 る と 構 き。 内 ^ \mathcal{O} 出 頭 に 伴 う 移 動 に 際 し、 証 人 を 奪 取
- (四) 審 ょ 理 り 証 \mathcal{O} 証 人 状 に 人 が さ 況 そ そ せ 0 る \mathcal{O} 尋 供 他 間 \mathcal{O} 述 事 \mathcal{O} が 情 鑑 日 に 時 定 ょ に に n 同 属 当 す 該 構 る 日 内 ŧ 時 に \mathcal{O} に 出 で 尋 頭 あ 問 す る す ることが 場 ること 合 で あ が 著 0 て、 特 L Š に 必 木 そ 要 難 \mathcal{O} で で 職 あ あ 業、 る り لح 健 認 康 カゝ \Diamond つ、 状 る 態 لح そ 証 人 \mathcal{O} 0 他 重 \mathcal{O} 要 事 性 情 に
- 2 ず す ょ ること 0 れ 裁 7 判 カ 尋 に 所 が 問 は ょ す で 0 き ること 証 て る 尋 人 ŧ を 間 \mathcal{O} \mathcal{O} 尋 す と 必 問 ることに す 要 す ること。 性 る そ 場 \mathcal{O} 合 0 他 に ١ ر お \mathcal{O} (第 て 事 11 検 情 百 て 察 を考 五. 官 十 第 及 慮 七 百 び 条 L 五 被 \mathcal{O} 十 告 六 相 七 人 第 当 条 に 三 . ح \mathcal{O} 異 認 項 六 議 8 関 第 が 係 るとき な 項 く 又 は は 証 第 人 当 \mathcal{O} 該 項 重 方 に 要 法 規 に 性 定 ょ す 当 る つ 7 該 方 方 法 法 尋 \mathcal{O} 問 に 1

第二 刑法の一部改正

電 磁 的 記 録 を ŧ 0 て 作 成 さ れ る 文 書 \mathcal{O} 信 頼 を 害 す る 行 為 を 処 罰 す る た め \mathcal{O} 罰 則 \mathcal{O} 整 備

1 公電磁的記録文書等偽造等の罪

(-)以 ベ لح 下 な き 行 ک 電 る 使 0 電 磁 \mathcal{O} 的 磁 目 に 記 的 的 で、 お 録 記 1 文 録 て 書 を 公 同 等 務 11 U. う。 所 文 若 書 以 L を 下 < 又 偽 は は 造 図 \mathcal{O} 公 し、 務 画 لح に 員 又 L お \mathcal{O} は て 電 1 表 偽 7 磁 造 示 同 的 さ L じ 記 た れ 録 公 て 印 務 行 を 章 所若 使 使 等 さ 用 L れ L 印 < ることと 7 章 は 公 又 公 務 は 務 署 所 員 な 若 名 0) る と L < 電 L 電 磁 て 磁 は 的 的 公 表 記 務 記 示 さ 録 録 員 印 を れ \mathcal{O} 章 1 作 ること う。 等 成 を す

使 用 L て 公 務 所 若 L < は 公 務 員 0 作 成 す べ き 電 磁 的 記 録 文 書等 を 偽 造 L た 者 は、 年 以 上 + 年 以 下

 \mathcal{O} 拘 禁 刑 に 処 す る Ł \mathcal{O} とす ること。 第 百 五. + 五. 条 第 項 関 係

 $(\underline{})$ 公 務 所 又 は 公 務 員 が 電 磁 的 記 録 印 章 等 を 使 用 L て 作 成 L た 電 磁 的 記 録 文 書 . 等 を 変造 L た 者 ŧ, (-)

لح

同

様

とす

る

ŧ

0

とすること。

(第

百

五.

+

五.

条

第二

項

関

係

(三) L 金 < に (-)処 は 及 す び 公 (<u></u>_) る 務 Ł 員 \mathcal{O} \mathcal{O} が ほ とす か、 作 成 ること。 公 L た 務 所 電 若 磁 的 L 第 < 記 百 録 は 五. 文 公 + 書 務 五. 等 員 条 を \mathcal{O} 第 変 作 三 造 成 項 L す 関 た べ 係 者 き は 電 磁 三 的 年 記 以 録 下 文 書 \mathcal{O} 懲 等 役 を 又 偽 は 造 二十 L 万 又 円 は 以 公 務 下 \mathcal{O} 所 若

2 虚 偽 公 電 磁 的 記 録 文 書 等 作 成 等 \mathcal{O} 罪

公 務 員 が そ \mathcal{O} 職 務 12 関 し、 行 使 \mathcal{O} 目 的 で、 虚 偽 \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 文 書 等 を 作 成 又 は 電 磁 的 記 録 文

等 を 変 造 L た と き は 電 磁 的 記 録 印 章 等 \mathcal{O} 有 無 に ょ ŋ 区 別 し て、 1 \mathcal{O} 例 に ょ る Ł \mathcal{O} と す ること。

第百五十六条関係)

書

3 電磁的記録免状等不実記録の罪

公 務 員 12 対 L 虚 偽 \mathcal{O} 申 立 て を L て、 電 磁 的 記 録 文 書 等 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 で あ 0 て、 免 状 鑑 札 又

は 旅 券 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 と L て 用 1 5 れ る ŧ \mathcal{O} に 不 実 \mathcal{O} 記 録 を さ せ た 者 は 年 以 下 \mathcal{O} 懲 役 又 は <u>二</u>十 万

円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 に 処 す る ŧ 0) とす ること。 第 百 五. + 七 条 第 項 関 係

4 偽 造 公 電 磁 的 記 録 文 書 . 等 行 使 等 \mathcal{O} 罪

は、 \mathcal{O} 記 1 そ 録 か を \mathcal{O} 5 さ 電 3 せ 磁 ま た 的 で 者 記 \mathcal{O} と 録 電 同 文 磁 書 的 等 \mathcal{O} 記 を 刑 録 に 偽 文 処 造 書 す 等 る を ŧ 若 行 L \mathcal{O} 使 < とすること。 し、 は 変 又 造 は し、 3 \mathcal{O} 虚 電 第 偽 磁 百 \mathcal{O} 的 五. 電 記 + 磁 録 八 的 を 条 記 第 人 録 \mathcal{O} 文 事 項 書 務 関 等 処 係 を 理 作 \mathcal{O} 成 用 し、 に 又 供 は L た 不 実 者

- 5 私電磁的記録文書等偽造等の罪
- (-)<u>ځ</u> 。 明 記 に 録 行 関 文 使 第 書 す 0) 百 等 目 る 五. を 的 電 + で、 偽 磁 九 造 的 条 他 L 記 第 人 録 \mathcal{O} 又 文 項 は 電 書 関 偽 磁 等 造 係 的 を 記 L 偽 た 録 造 他 印 L 章 人 た 等 \mathcal{O} 者 電 を は 磁 使 的 用 \equiv 記 L 月 7 録 以 印 権 上 章 利 五. 等 年 を 義 以 使 務 下 用 若 \mathcal{O} L L 拘 て < 禁 権 は 刑 利 事 に 実 処 義 証 す 務 明 る 若 に Ł 関 L < \mathcal{O} す لح は る す 事 電 るこ 実 磁 証 的
- (__) を 変 他 造 人 が L た 電 者 磁 ŧ, 的 記 (-)録 لح 印 同 章 様 等 لح を す 使 る 用 ŧ L て \mathcal{O} と 作 す 成 ること。 L た 権 利 第 義 百 務 五. 又 + は 九 事 条 実 第 証 明 項 に 関 関 係 す る 電 磁 的 記 録 文 等
- (三) は (-)及 年 び (<u>__</u>) 以 下 \mathcal{O} \mathcal{O} ほ 懲 カゝ 役 又 権 は 利 + 万 義 円 務 以 又 下 は \mathcal{O} 事 罰 実 金 証 に 明 処 12 す 関 る す t る 0 電 と 磁 すること。 的 記 録 文 書 等 第 を 百 偽 造 五. 十 し、 九 条 又 第 は \equiv 変 項 造 関 L た 係

6

虚

偽

電

磁

的

記

録

診

断

書

等

作

成

 \mathcal{O}

罪

す Ś 部 医 ŧ と 師 0 し が とすること。 て 用 公 1 務 5 所 れ に る 提 t 出 (第 \mathcal{O} す 百 に べ 六 虚 き + 偽 電 条 磁 \mathcal{O} 関 的 記 係 録 記 を 録 L 文 たときは、 書 等 で あ 0 三年 て、 以 診 下 断 \mathcal{O} 書 禁 錮 検 又 案 は 書 \equiv 又 + は 万 死 円 亡 以 証 下 書 \mathcal{O} \mathcal{O} 罰 全 金 部 に 又 処 は

7 偽 造 私 電 磁 的 記 録 文 書 等 行 使 \mathcal{O} 罪

5 又 は 6 \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 文 書 等 を 行 使 L た 者 は そ \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 文 書 等 を 偽 造 Ļ 若 L < は 変 造

又 は 虚 偽 \mathcal{O} 記 録 を L た 者 لح 同 \mathcal{O} 刑 に 処 す る Ł 0) と す ること。 第 百 六 + 条 第 項 関 係

<u></u> 電 子 計 算 機 損 壊 等 公 務 執 行 妨 害 0 罪 \mathcal{O} 創 設

さ \mathcal{O} 録 せ 他 を 公 損 た 務 \mathcal{O} 者 方 壊 員 は 法 が L に 職 三 ょ 若 務 年 ŋ L を 以 < 執 そ 下 は 行 \mathcal{O} そ す \mathcal{O} 拘 電 る \mathcal{O} 禁 職 に 子 当 刑 計 務 又 に た 算 は 機 使 ŋ 五. 用 に + そ 使 す 万 \mathcal{O} 用 る 円 電 職 目 以 的 子 務 下 に 計 に \mathcal{O} 沿 算 使 用 罰 機 う べ 金 に す に き 虚 る 処 動 偽 電 す 作 \mathcal{O} 子 る を 情 計 さ ŧ 算 報 \mathcal{O} せ 若 機 ず、 とすること。 L 若 < L < 又 は 不 は は 使 正 そ 用 \mathcal{O} な 指 用 目 第 的 令 に 九 供 に を + 与 す 反 す え 五. る 条 る 電 \mathcal{O} 動 又 磁 作 は 的 関 を そ 記

係

第三 検察審査会法の一部改正

審 査 に 関 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

で 子 用 定 情 に 審 8 査 報 係 る 処 る \mathcal{O} t 申 理 電 \mathcal{O} 立 子 組 を 7 織 計 1 を 算 は う。 11 機 う。 لح 法 務 審 に 省 査 ょ 令 を \mathcal{O} り 使 申 で す 定 用 <u>\f</u> ることが め す て る る を 方 ところ す 法 る で そ 者 きる に \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 他 使 ŧ ŋ \mathcal{O} 用 0) 電 情 12 とす 磁 報 係 的 通 る ること。 電 方 信 子 法 \mathcal{O} 技 計 電 術 算 子 機 を 第 情 利 لح 三 報 + 用 を す 電 処 条 気 理 る 関 方 組 通 織 法 信 係 で 口 あ 線 検 察 0 で 審 て 接 法 続 査 務 会 L 省 た \mathcal{O} 令 使 電

_

映

像

と

音

声

0)

送受信

に

ょ

る

審

査

申

<u>\f</u>

人

等

 \mathcal{O}

尋

問

 \mathcal{O}

実

施

に

関

す

る

規

定

 \mathcal{O}

整

備

相 あ 認 互 0 8 検 て、 る 察 に と 審 認 き 査 適 識 当 は、 会 L は لح な 認 政 が 令 第 8 6 三 る で 通 + 定 ŧ 話 七 8 \mathcal{O} を る 条 に す 審 ところ 第 ることが 查 申 項 に 77 \mathcal{O} ょ 規 人 できる り、 定 又 に は 検 ょ 証 方 察 ŋ 人 法 を 審 審 に 在 査 査 ょ 申 席 員 0 さ が <u>\frac{1}{12}</u> て、 せ 審 人 査 又 尋 映 を は 問 像 行 証 することが と う 人 音 を た 声 8 尋 問 0 に 送 在 す できる 受 席 る 信 す 場 合 に る ŧ ょ 場 に 0 n お 所 とす 相 以 1 て、 外 手 ること。 \mathcal{O} \mathcal{O} 状 場 相 態 当 所 لح で

(第三十七条第二項関係)

第四 少年法の一部改正

保 護 事 件 に 関 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

該 L 方 法 雷 保 護 磁 又 12 事 は ょ 的 件 そ る 記 \mathcal{O} \mathcal{O} ŧ 録 内 \mathcal{O} 記 \mathcal{O} 容 لح 閲 録 覧 を L \mathcal{O} 表 全 は 示 部 同 L 項 そ 又 若 は 前 \mathcal{O} 段 内 L < 部 \mathcal{O} 容 が は 規 を 再 定 表 電 生 に 磁 示 的 L ょ L た た る 記 t 当 Ł 録 \mathcal{O} 該 \mathcal{O} で あ を 電 を る 記 閲 磁 と 覧 載 的 き L 記 し は 若 録 L 又 \mathcal{O} < 第 謄 は 五. は 写 そ 条 記 は \mathcal{O} 録 内 0 す ک 容 第 る れ を 方 を 再 法 複 生 項 に 前 写 L 段 ょ た L る Ł \mathcal{O} 規 t 若 \mathcal{O} 0 を 定 L とす 視 に < 聴 ょ は るこ る 印 す 刷 当 る

と。(第五条の二第一項関係)

第五 刑事訴訟法施行法の一部改正

訴 訟 に 関 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

第 \mathcal{O} 1 (三) に ょ ŋ 訴 訟 関 係 人 か 5 第 \mathcal{O} 1 (三) \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 を 請 求 す る 場 合 0 費 用 \mathcal{O} 額 は、

当 分 0 間 件 に 0 き 八 千 兀 百 円 と す る ŧ 0) と すること。 第 + 条 第二 項 関 係

第六 刑事補償法の一部改正

補 償 \mathcal{O} 請 求 に 関 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

こと 裁 が 判 で 所 きる は ŧ 補 0 償 と \mathcal{O} L 請 求 この に 対 場 す 合 る に 決 お 定 を 1 す て る は 場 最 合 高 に 裁 お 判 11 て 所 規 は 則 \mathcal{O} 電 定 磁 的 8 記 る とこ 録 を ろ ŧ に 0 ょ て り、 決 定 書 れ を を 作 フ 成 ア す 1 る

ル に 記 録 L な け れ ば な 5 な 1 Ł \mathcal{O} とすること。 第 + 兀 条 第 項 関 係

第 七 出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法 \mathcal{O} __ 部 改 正

電 磁 的 記 録 を ŧ 0 7 作 成 さ れ る 文 書 \mathcal{O} 信 頼 を 害 す る 行 為 を 処 罰 す る た 8 \mathcal{O} 罰 則 \mathcal{O} 整 備

行 使 \mathcal{O} 目 的 で、 在 留 力 ド と L て 表 示 さ れ 7 行 使 さ れ ることとな る 在 留 力 K 電 磁 的 記 録 を 偽 造 し、

又 は 変 造 L た 者 は 年 以 上 + 年 以 下 \mathcal{O} 拘 禁 刑 に 処 す る ŧ \mathcal{O} とす ること。 第 七 十三 条 \mathcal{O} 三 第 項 関

係)

玉

に

お

け

る

合

衆

玉

軍

隊

 \mathcal{O}

地

位

に

関

す

る

協

定

 \mathcal{O}

実

施

に

伴

う

刑

事

特

別

法

 \mathcal{O}

部

改

正

第 八 日 本 玉 と ア メ IJ 力 合 衆 玉 と \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 相 互. 協 力 及 び 安 全 保 障 条 約 第 六 条 に 基 づ < 施 設 及 び 区 域 並 び に 日 本

裁 判 所 等 が 保 管 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 12 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

裁 判 所 検 察 官 又 は 司 法 警 察 員 は そ \mathcal{O} 保 管 す る 電 磁 的 記 録 に 0 1 て、 合 衆 玉 軍 事 裁 判 所 又 は 合 衆 玉

軍 隊 か ら 刑 事 事 件 \mathcal{O} 審 判 又 は 捜 査 \mathcal{O} た 8 必 要 が あ る Ł \mathcal{O} と L て 申 出 が あ 0 た لح き は そ \mathcal{O} 保 管 す る

電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 閲 覧 若 L < は 謄 写 を 許 し、 又 は 当 該 電 磁 的 記 録 に 記 録 さ れ て 11 る 事 項 を 記 載 し、 若 しく

項 は と 記 同 録 L た で あ 書 る 面 こと 若 L < 0 証 は 電 明 が 磁 さ 的 れ 記 た 録 ŧ で \mathcal{O} あ を 0 作 て 成 そ L \mathcal{O} 内 て 提 容 供 が そ す ること 0) 保 管 が す で る き 電 る 磁 ŧ 的 \mathcal{O} 記 لح 録 す に る 記 ک 録 と。 さ れ て 第 1 十 る 七 事

条 第 項 関 係

第 九 法 廷 等 0) 秩 序 維 持 に 関 す る 法 律 0 部 改 正

制 裁 を 科 す る 裁 判 に 関 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 0 整 備

を 等 る て ょ は、 _ 電 電 ŋ 制 لح 書 裁 気 子 を 通 情 当 面 1 う。 等 科 信 報 該 録 を す 口 処 法 る 線 理 令 Ł で 組 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 裁 接 7 う 判 織 規 法 す ち、 続 に 定 裁 に る 関 L た ŧ 当 す 判 か る 電 \mathcal{O} 該 所 カコ 行うことが とさ 子 わ 申 手 \mathcal{O} 情 使 5 <u>\\</u> 続 ず、 報 用 れ 7 に 処 7 等 お 12 理 係 最 に け 1 る 組 高 る 関 る 申 織 電 裁 t す を 子 判 \mathcal{O} る <u>\\</u> て 1 計 所 で 法 う。 算 規 あ 廷 機 則 0 等 請 て、 と で 求 \mathcal{O} 申 を 定 そ 秩 使 <u>\frac{1}{12}</u> \otimes 裁 序 \mathcal{O} 用 て る 判 他 維 L 等 ところ 所 持 \mathcal{O} を て 申 又 に 当 す は 関 述 に 裁 該 る す 以 者 ょ 判 書 る り、 \mathcal{O} 官 法 下 面 等 使 に 律 に 用 最 対 そ \mathcal{O} 項 _ 記 に 高 L \mathcal{O} に 載 係 裁 7 他 判 す す お 係 る \mathcal{O} る べ 電 法 所 1 き 子 規 t 令 て 事 計 則 \mathcal{O} \mathcal{O} 申 項 算 で に 規 を 定 <u>\\</u> 機 定 0 フ لح \otimes 1 に 7

第 + 逃 亡 犯 罪 人 引 渡 法 \mathcal{O} 部 改 正

ア

1

ル

に

記

す

る

方

に

ょ

り

で

きる

ŧ

0

とすること。

(第六

条

の <u>ニ</u>

第

関

電 磁 的 記 録 に ょ る 拘 禁 許 可 状 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

拘 禁 許 可 状 は 最 高 裁 判 所 規 則 \mathcal{O} 定 め るところに ょ り、 電 磁 的 記 録 に ょ ることが で き る ŧ 0 とす

第 五. 条 第 三項 関 係

+ 日 本 玉 に お け る 玉 際 連 合 \mathcal{O} 軍 隊 に 対 す る 刑 事 裁 判 権 \mathcal{O} 行 使 に 関 す る 議 定 書 \mathcal{O} 実 施 に 伴 う 刑 事 特 別 法

の一部改正

第

裁 判 所 等 が 保 管 す る 書 類 0 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

若 1 保 際 管 る L 連 裁 事 < す 合 判 項 る は \mathcal{O} 所 لح 雷 軍 記 同 磁 録 隊 検 的 察 L か で 記 た 6 官 あ 録 書 又 ること \mathcal{O} 刑 は 面 閲 若 事 司 覧 法 事 L \mathcal{O} 若 < 警 件 証 L \mathcal{O} 察 は 明 < 電 審 員 が は 磁 判 は さ 謄 的 又 れ 写 そ 記 は た を 録 捜 0 ŧ 許 で 査 保 \mathcal{O} し あ \mathcal{O} 管 を た す 0 作 又 7 る \Diamond 成 は そ 必 電 当 L 磁 \mathcal{O} 要 7 該 的 内 が 提 電 容 あ 記 供 磁 る 録 が することが 的 そ Ł に 記 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 録 と 保 1 に て 管 し 記 7 す で 録 きる る 申 派 さ 遣 電 出 n 玉 ŧ 磁 が 7 的 あ 0 \mathcal{O} 11 軍 記 0 とすること。 る 事 た 録 事 裁 に と 項 記 き 判 を 録 記 は 所 さ 又 載 そ は れ L 第 7 \mathcal{O} 玉

第 十 二 交 通 事 件 即 決 裁 判 手 続 法 \mathcal{O} __ 部

九

条

第

項

関

係

交 通 に 関 す る 刑 事 事 件 \mathcal{O} 即 決 裁 判 手 続 に 関 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

改

正

即 決 裁 判 \mathcal{O} 請 求 を 第 \mathcal{O} 3 (-) \mathcal{O} 方 法 に ょ ŋ す ること が で き る ŧ \mathcal{O} と す ること 第 + 七 条 第 項 関

係

第 十三 日 本 玉 に お け る 玉 際 連 合 \mathcal{O} 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に 関 す る 協 定 \mathcal{O} 実 施 に 伴 う 刑 事 特 別 法 \mathcal{O} 部 改 正

裁 判 所 等 が 保 管 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

裁 判 所 検 察 官 又 は 司 法 警 察 員 は そ 0 保 管 す る 電 磁 的 記 録 に 0 1 て、 派 遣 玉 \mathcal{O} 軍 事 裁 判 所 又 は 玉

若 際 11 保 管 る L 連 < 事 す 合 項 る は \mathcal{O} と 電 記 軍 同 磁 録 隊 的 L カゝ で 記 た 5 あること 録 書 \mathcal{O} 面 刑 閲 若 事 覧 L 事 0) 若 < 件 証 L は 0 明 < 審 電 が は 磁 判 され 謄 的 又 写 記 は た を 録 捜 ŧ 許 で 査 0 し、 あ 0 を ってそ た 作 又 8 成して は 必 当 要 0) 該 内 が 提供 電 容 あ 磁 が る することが 的 そ Ł 記 \mathcal{O} 0 録 保 と に L 管 記 て す できるも 録 る 申 さ 電 出 れ 磁 が て 的 あ 0 1 0 とすること。 記 る た 録 事 と に 項 き 記 を 録 記 は さ 載 そ れ L (第 て 0

第 + 兀 刑 事 事 件 に お け る 第 \equiv 者 所 有 物 \mathcal{O} 没 収 手 続 に 関 す る 応 急 措 置 法 0 部 改 正

九

条

第

項

関

係

刑 事 事 件 に お け る 被 告 人 以 外 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 所 有 に 属 す る 物 \mathcal{O} 没 収 手 続 に 関 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 0)

整備

参 加 \mathcal{O} 申 立 て を 第 \mathcal{O} 3 (-) \mathcal{O} 方 法 に ょ ŋ す ること が でき る ŧ \mathcal{O} と す ること。 第 + 条 関

係

第 + 五 刑 事 訴 訟 費 用 等 12 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

映 像 と 音 声 0 送受 信 に ょ る 裁 判 所 \mathcal{O} 手 続 \sim \mathcal{O} 出 頭 等 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

刑 事 訴 訟 法 第 三 + 八 条 第二 項 0 規 定 に ょ ŋ 弁 護 人 に 対 L 旅 費 等 を 支 給する 場 合 に、 同 法 第 百 五 + 七 条

五 項 等 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 弁 護 人 が 尋 間 に <u>\f</u> ち 会 11 又 は 期 日 に 出 頭 L た ŧ 0) لح 4 なさ れ る 場 合 を 含 む ŧ 0

とすること。(第八条第一項関係)

第

第十六 成 田 玉 際 空 港 \mathcal{O} 安 全 確 保 に 関 す る 緊 急 措 置 法 \mathcal{O} 部 改 正

電子 計 算 機 損 壊 等 公務 執 行 妨 害 0 罪 0 創 設 に 関 す る 規 定 0) 整 備

第二 条 第 項 第 뭉 に 掲 げ る 行 為 に 第二 \mathcal{O} <u>-</u>の 行 為 を 加 えること。 (第二 条 第 項 関 係

第 + 七 玉 際 捜 査 共 助 等 12 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 TF.

電 磁 的 記 録 に ょ る 受 入 移 送 拘 禁 状 に 関 す る 規 定 0 整 備

受 入 移 送拘 禁 状 は、 法 務省 令 で 定 8 るところに ょ り、 電 磁 的 記 録 に よることが できる ŧ 0 とするこ

<u>ک</u> 。 (第二十三 条 第 項 関 係

第 十八 刑 事 確 定 訴 訟 記 録 法 \mathcal{O} 部 改 正

訴 る 書 電 子 化 に 関 規 定 \mathcal{O} 整

訟 に 関 す 類 \mathcal{O} す る 備

第 条 第 項 に 規 定 す る 訴 訟 \mathcal{O} 記 録 に 0 1 て は そ \mathcal{O} 全 部 又 は 部 が 電 磁 的 記 録 で あ る場 合 12 お け る

当 該 電 磁 的 記 録 を 除 き、 同 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 保 管 は、 当 該 訴 訟 \mathcal{O} 記 録 \mathcal{O} 原 本 に 代 え て そ \mathcal{O} 内 容 を 記 録 L た

電 磁 的 記 録 を 保 管 す る 方 法 に ょ ること が で きる ŧ \mathcal{O} と す ること。 (第二 条 第 項 関 係

第 + 九 日 本 玉 لح \mathcal{O} 平 和 条 約 12 基 づ き 日 本 \mathcal{O} 玉 籍 を 離 脱 L た 者 等 \mathcal{O} 出 入 玉 管 理 に 関 す る 特 例 法 0) 部 改

正

電 磁 的 記 録 を ŧ 0 7 作 成 さ れ る 文 書 \mathcal{O} 信 頼 を 害 す る 行 為 を 処 罰 す る た \Diamond \mathcal{O} 罰 則 \mathcal{O} 整 備

行 使 \mathcal{O} 目 的 で、 特 別 永 住 者 証 明 書 لح L て 表 示 さ れ て 行 使 さ れ る ことと な る 特 別 永 住 者 証 明 書 電 磁 的 記

録 を 偽 造 し 又 は 変 造 L た 者 は 年 以 上 十 年 以 下 \mathcal{O} 拘 禁 刑 に 処 す る ŧ 0) لح すること。 第二 + 六 条 第

項 関 係

第二十 玉 際 的 な 協 力 の 下 に 規 制 薬 物 に 係 る 不 正 行為 を助 長 す る行為等 0 防 止 を 図るため 0 麻 薬 及 び 向 精 神

薬 取 締 法 等 \mathcal{O} 特 例 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

特 定 電 子 移 転 財 産 権 \mathcal{O} 没 収 \mathcal{O} 裁 判 \mathcal{O} 執 行 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

第 + 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 没 収 12 0 1 て、 第 二 十 二 の 二 1 لح 同 様 0 規 律 を 設 け ること。 (第十 七 条関 係

第二十一 不正競争防止法の一部改正

特 定 電 子 移 転 財 産 権 \mathcal{O} 没 収 \mathcal{O} 裁 判 \mathcal{O} 執 行 に 関 す る 規 定

第 + 条 第 + \equiv 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 没 収 に 0 ١, て 第二 + _ 0) 1 لح 同 様 0) 規 律 を 設 け ること。 第

0

整

備

三十三条関係)

第二十二 組 織 的 な 犯 罪 \mathcal{O} 処 罰 及 び 犯 罪 収 益 \mathcal{O} 規 制 等 に 関 する 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

訴 訟 に 関 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

電 磁 的 記 録 を ŧ 0 7 作 成 す る 没 収 保 全 命 令 又 は 附 帯 保 全 命 令 に は、 裁 判 長 等 が 最 高 裁 判 所 規 則 で 定

 \otimes る 記 名 押 印 に 代 わ る 措 置 へ 没 収 保 全 命 令 又 は 附 帯 保 全 命 令 に 記 録 さ れ た 事 項 を 電 子 計 算 機 \mathcal{O} 映 像 面

面 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} t \mathcal{O} に 表 示 L たときに、 併 せ て 裁 判 長 等 \mathcal{O} 氏 名 が 表 示 さ れ ることとなる ŧ \mathcal{O} に 限 る。

書

を とら な け れ ば な 5 な 11 £ \mathcal{O} とすること。 (第二十二 条 第 兀 項 関 係

特 定 電 子 移 転 財 産 権 \mathcal{O} 没 収 \mathcal{O} 裁 判 \mathcal{O} 執 行 及 \mathcal{U} 没 収 保 全 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

1 特 定 電 子 移 転 財 産 権 \mathcal{O} 没 収 \mathcal{O} 裁 判 \mathcal{O} 執 行

第 + 七 条 か 5 第三十 条 ま で に 規 定 する 財 産 以 外 0) 財 産 に 係 る 権 利 で 債 務 者又 は ک れ に 準 ず る 者

判 法 転 移 を が 転 用 に れ 財 0 な ょ を 産 す 執 1 ŋ る方 他 行 権 て t 行うこと 移 \mathcal{O} \mathcal{O} は \mathcal{O} 法 者 権 転 に に 利 刑 す 権 ょ 移 者 る 事 利 が り 転 訴 t \mathcal{O} で 行 す 名 訟 移 \mathcal{O} き ること う 義 法 転 る 以 ŧ 第 に 人 ŧ が 0 兀 下 0 0) が と \sum 異 百 1 とすること。 し、 な で て 九 \mathcal{O} き る + 登 1 る た 場 条 及 記 だ ŧ 合 第 び 又 し、 は \mathcal{O} は 2 に 項 に 登 (第 当 命 名 \mathcal{O} お 録 じ 該 規 義 11 を + て、 方 要 定 て 人 八 法 す を に 条 特 含 に 特 る か の 三 ょ 定 む カ 定 ŧ ること 電 わ 電 \mathcal{O} 関 子 2 5 子 を 係 $(\underline{})$ 移 ず 移 除 <_ 。 が 転 及 転 財 び 木 特 財 定 産 (Ξ) 難 産 権 に で 電 権 で を お あ 子 あ る 検 1 移 لح 0 と て 7 転 察 1 う。 き 官 同 財 電 に じ。 は 子 産 情 移 権 特 転 を \mathcal{O} 報 さ で 定 処 検 没 せ 電 察 理 あ 収 る 0 子 官 \mathcal{O} 組 方 て 移 に 裁 織

- 2 特定電子移転財産権の没収保全
- (___) (-)ること。 (-)特 \mathcal{O} 定 没 電 収 子 第 保 移 三 全 転 + 命 財 条 令 産 \mathcal{O} \mathcal{O} 権 謄 \mathcal{O} 本 第 没 及 収 び 項 保 更 関 全 新 係 は \mathcal{O} そ 裁 判 \mathcal{O} \mathcal{O} 処 謄 分 を 本 は、 禁 止 特 す る 定 電 旨 子 \mathcal{O} 移 没 転 収 財 保 産 全 命 権 令 \mathcal{O} 権 を 利 発 者 L に て 送 行 達 う L t な \mathcal{O} け

ば

な

6

な

1

Ł

 \mathcal{O}

とすること。

第三十

条

の 二

第二

項

関

係

れ

す

(三) 管 者 ょ 理 で ŋ 特 12 あ 行 定 移 0 う 電 Ż て t 子 せ ک \mathcal{O} 移 る方法 れ لح 転 し、 を 財 他 産 に \mathcal{O} た 権 ょ 者 だ \mathcal{O} ŋ \mathcal{O} し、 没 行 管 収 うことができるも 理 当 保 に 該 全 移 方 命 すことが 法 令 に \mathcal{O} ょ 執 ること 行 で は きる のとすること。 が 特 t 木 定 0 難 電 に で 子 命じ あ 移 る 転 て、 と 財 (第三十 き 産 特 は 権 定 を 条 電 特 検 の 二 子 察 定 移 電 官 第三 転 子 \mathcal{O} 管 財 移 項 産 理 転 関 権 財 に 係 を 産 移 検 権 す 察 \mathcal{O} 方 官 権 法 0 利 に

(四) さ 特 れ 定 電 又 は 子 (三) 移 た 転 だ 財 L 産 書 権 に \mathcal{O} ょ 没 る 収 保 命 令 全 \mathcal{O} \mathcal{O} 告 効 力 知 は、 が さ (三) れ 本 た 文に 時 に ょ 生 ず ŋ 特 る ŧ 定 \mathcal{O} 電 とす 子 移 ること。 転 財 産 権 が 第三十 検 察 官 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 管 理 第 に 兀 移

3 罰則

項

関

係

(-)L た 正 者 当 は、 な 理 三 由 年 が なく、 以 下 \mathcal{O} 拘 1 禁 た だ 刑 若 L 書 L < 又 は は 2 百 (三) た 五 だ + し 万 円 書 以 に ょ 下 る \mathcal{O} 罰 命 金 令 に に 処 違 し、 反 L 又 たとき は これ は、 を そ 併 科 \mathcal{O} す 違 る 反 t 行 為 0

を

すること。(第十八条の四第一項等関係)

(__) 関 を 科 L 法 て、 (一) 人の す るも 代表者又 \mathcal{O} \mathcal{O} とすること。 違 反 行 は 為 法 人若 を L L た (第 とき < + は は、 八 人 0 条 行 代 \mathcal{O} 理 兀 為 人、 者 第 を 使用 項 罰 等 す 関 る 人その 係 ほ カゝ 他 そ 0) 従 \mathcal{O} 業者 法 人又は が、 人に その 対 法 L 人 又 て は **€** 人の \mathcal{O} 業 罰 務 金

刑

に

第二十三 犯 罪 捜 査 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 通 信 傍受に関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

電 磁 的 記 録 に ょ る 傍受令状に 関 する 規 定 0) 整 備

傍 受 状 は 最 高 裁 判 所 規 則 \mathcal{O} 定 め るところに より、 電 磁 的 記 録 に ょ ることが で きる ŧ 0) とするこ

と。 (第五条第二項関係)

一 通信傍受の対象犯罪の追加

別 表 第二に掲げる通 信 傍受 0 対 象犯 罪 に刑法第二百三十六条第二項、 第二百四 十六条第二項及び第二

百 兀 + 九 条 第 項 \mathcal{O} 罪 を 加 えること。 (別 表 第 関 係

第二十 兀 犯 罪 被 害 者 等 \mathcal{O} 権 利 利 益 \mathcal{O} 保 護 を 义 る た \otimes \mathcal{O} 刑 事 手 続 に 付 随 す る 措 置 12 関 す る 法 律 0 部 改 正

訴 訟 に 関 す る 書 類 0 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

لح \mathcal{O} し、 閲 表 訴 示 覧 訟 記 同 は 若 項 録 そ 前 \mathcal{O} 全 段 0) は 内 部 \mathcal{O} 再 規 容 又 生 定 を は 表 L に た ょ 示 部 る L が 当 た 電 \mathcal{O} 該 t 磁 記 電 \mathcal{O} 的 載 記 磁 を 閲 的 録 若 覧 で 記 し、 あ 録 るときは、 \mathcal{O} は 謄 又 は 記 写 録 そ は \mathcal{O} \sum 第三 内 れ 容 条第 法 を を に 複 再 写 生 項 L L 前 た 若 段 0 ŧ とすること。 L \mathcal{O} 0 < を 規 定 視 は に 聴 印 よる当 刷 す る L 方 (第三 該 法 又 電 は に 条 そ ょ 磁 第 的 \mathcal{O} る 内 Ł 記 項 容 0 録

関 係

を

L

L

<

Ł

を

L

L

<

す

る

方

よる

Ł

第二 + 五. 玉 際 受 刑 者 移 送 法 \mathcal{O} 部 改 正

電 磁 的 記 録 に ょ る 受 入 収 容 状 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

第 + 九 条 第 項 0) 受 入 収 容 状 は 法 務 省 令 で 定 め るところに ょ り、 電 磁 的 記 録 に よること が で きる

 \mathcal{O} とすること。 (第 + 九 条 第二 項 関 係)

第二十 六 心 神 喪 失 等 \mathcal{O} 状 態 で 重 大 な 他 害 行 為 を 行 0 た 者 \mathcal{O} 医 療 及 び 観 察 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

審 判 に 関 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

処 遇 事 件 \mathcal{O} 記 録 又 は 証 拠 物 を、 第三十二条 第 項 \mathcal{O} 許 可 を受け て 閲 覧 L 若 L < は 謄 写 す る 合 又 は 同

条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 閲 覧 す る 場 合 12 お **\ て、 当 該 記 録 又 は 証 拠 物 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 が 電 磁 的 記 録 で あ る

容 視 لح き を 聴 表 す は る 示 方 当 L 若 法 該 L に 電 < ょ 磁 は る 的 再 t 記 生 \mathcal{O} 録 لح L \mathcal{O} 閲 た L ŧ 覧 0) 当 は を 該 記 そ 電 載 磁 \mathcal{O} 内 L 的 若 記 容 を し 録 < 表 \mathcal{O} は 謄 示 記 写 L た 録 は す ŧ る \mathcal{O} 方 を れ 法 を 閲 複 に 覧 ょ 写 L る L ŧ 又 若 0 は と そ し す < \mathcal{O} ること。 内 は 印 容 刷 を 再 し 生 第三十二 L 又 は た そ ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 内 を

_ 映 像 と 音 声 \mathcal{O} 送 受 信 に ょ る 審 判 期 日 \sim \mathcal{O} 出 席 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

第

三項

関

係

て、 日 せ 入 \mathcal{O} 12 院 事 裁 判 出 審 映 L 情 7 席 判 を 像 所 L を 考 1 は لح た 行 音 る 慮 う ŧ 医 審 L 声 ر ح \mathcal{O} 療 判 \mathcal{O} لح 機 期 相 送 4 が 当 関 日 受 な で そ لح に 信 す き 認 お \mathcal{O} に ŧ る 他 \Diamond け ょ ŧ \mathcal{O} る る \mathcal{O} り と لح 0 同 審 相 すること。 き と 判 手 L 構 は を \mathcal{O} 内 行 状 以 う 対 態 外 場 0 象 を 場 者 に 合 相 第三 合 あ 又 に 互. る に は お に + 場 お そ 11 認 所で 1 \mathcal{O} て 識 条 て、 保 L \mathcal{O} あ 護 対 な そ つ 者 象 が て、 若 第 \mathcal{O} 者 5 場 L \mathcal{O} 通 項 適 所 < 精 話 . 当 関 に は 神 を ー と 認 係 在 付 障 す 席 添 害 ること \otimes L \mathcal{O} 人 る た \mathcal{O} 状 態、 対 t 意 が 象 \mathcal{O} 見 で 者 に 審 を き は 対 聴 判 る き、 象 \mathcal{O} 方 そ 者 状 法 \mathcal{O} を 対 況 に そ 審 在 象 ょ 判 席 者 \mathcal{O} 期 0 さ が 他

第二十 七 訴 訟 裁 に 関 判 す 員 る \mathcal{O} 書 参 類 加 \mathcal{O} す 電 子 刑 化 事 裁 に 判 関 す に 関 る す 規 定 法 \mathcal{O} 整 律 備 \mathcal{O} 部 改

る

る

正

す ょ る方 る 訴 当 訟 法 該 に に 雷 関 よる 磁 す る 的 ŧ 記 書 \mathcal{O} 録 類 とすること。 \mathcal{O} 又 閲 は 覧 証 は 拠 物 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 全 第 内 部 + 容 又 条 を は 第三 表 部 示 項 L が 関 た 電 係 ŧ 磁 的 \mathcal{O} を 記 閲 録 覧 で し、 あ る とき 又 は そ は 0 内 第 容 + を 条 再 第 生 三 L 項 た 前 t 段 \mathcal{O} \mathcal{O} を 規 視 定

聴

に

映 像 と 音 声 \mathcal{O} 送 受 信 に ょ る 裁 判 員 等 選 任 手 続 \mathcal{O} 期 日 \sim \mathcal{O} 出 席 出 頭 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

1 で 0 を き 状 聴 裁 き、 る 態 判 t を 所 相 \mathcal{O} 次 は と 互. \mathcal{O} に (-)裁 L 認 又 判 ک 識 は 員 $(\underline{})$ 等 \mathcal{O} L 場 な 12 選 合 が 掲 任 に 5 げ 手 続 お 通 る 11 話 を 11 て、 を ず 行 す れ う そ ること 場 か \mathcal{O} \mathcal{O} 合 場 場 に が 所 所 お で に 12 1 きる方 在 被 て 告 席 L 人 相 法 た を 当 被 に 在 と 告 認 ょ 席 さ 人 0 8 て、 は せ る と そ 裁 き 映 判 \mathcal{O} 像 は 裁 員 と 等 判 音 検 選 声 員 察 等 任 0 官 手 送 選 及 続 受 び 任 手 を 信 弁 行 続 に 護 うこ ょ \mathcal{O} 人 期 1) \mathcal{O} لح 相 意 日 が に 手 見

(-)出 席 L た Ł \mathcal{O} لح 4 な す ŧ \mathcal{O} と す ること。 第 \equiv + 条 第 \equiv 項 関 係

同 構 内 に あ る t \mathcal{O}

裁

判

官、

検

察

官

及

75

弁

護

人

が

裁

判

員

等

選

任

手

続

を

行

う

た

 \Diamond

に

在

席

す

る

場

所

以

外

 \mathcal{O}

場

所

で

あ

0

 $(\underline{})$ 他 \mathcal{O} 裁 判 所 \mathcal{O} 構 内 12 あ る 場 所 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 同 構 内 以 外 に あ る 場 所 で あ 0 7 裁 判 所 が 適 当 لح 認 \otimes る

ŧ \mathcal{O}

2

係

者 裁 映 護 像 は 判 人 裁 員 と \mathcal{O} 判 そ 築 音 意 所 は、 \mathcal{O} 選 声 見 裁 任 を \mathcal{O} 判 手 送 聴 裁 受 き、 員 続 判 等 を 信 員 行 選 等 に 1 う ょ 任 (-)選 手 り 又 任 لح 続 は 相 手 続 が $(\underline{})$ \mathcal{O} 手 期 で に \mathcal{O} を き 行 掲 日 状 る に げ う 態 場 出 ŧ を る 頭 合 \mathcal{O} 相 1 ず に し と 互 た L に れ お ŧ 認 カン 1 て、 \mathcal{O} 識 \mathcal{O} と 場 \mathcal{O} L 4 場 な 所 相 な 合 が に 当 す と に 5 裁 t 判 認 お 通 \mathcal{O} 員 8 11 話 とすること。 て 候 る を لح す 補 るこ き そ 者 は、 \mathcal{O} \mathcal{O} 場 と 全 が 所 部 検 に で 又 察 (第三十三 在 き は 官 席 る 及 方 び L 部 た 被 法 を 条 裁 に 在 告 第 判 ょ 席 人 さ 又 兀 員 0 て、 は 項 候 せ 関 補 弁

第二十八 犯 罪 被 害 財 産 等 に ょ る 被 害 口 復 給 付 金 0 支 給 に 関 す る 法 律 0 部 改 正

裁 定 書 \mathcal{O} 謄 本 \mathcal{O} 送 達 に 代 わ る 措 置 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

開 者 ことを 検 と 本 に 交 察 Ł を送達 始 第 庁 + に、 L ŧ 付 た に 0 設 そ す することが 条 日 7 置 べ 第 \mathcal{O} カン き 同 旨 L 5 旨 た 項 項 が を \mathcal{O} 電 記 0 週 でき 法 規 規 子 載 間 定 計 さ 務 定 を に な 省 12 算 れ 経 よる送 機 た 令 () カ 過 とき で 書 か \mathcal{O} L 定 映 面 わ た 達 を は 像 \Diamond 5 時 当 ず、 に る方 面 12 該 代 に 検 同 察 えることが 検 法 表 送 項 示 に 達 官 察 0) を が L 官 ょ 規 た 受 が り 裁 定 定 け ŧ 不 所 に できるも 書 るべ 属 特 \mathcal{O} ょ 0) \mathcal{O} す 定 る き者 閲 る 多 謄 送 覧 検 数 本 達 0 をすることができる状 を \mathcal{O} 察 \mathcal{O} が 保管 とし、 所 庁 者 あ 在 \mathcal{O} が 0 掲 が 閲 L た こ の 覧 知 示 ŧ す 場 れ 1 \mathcal{O} 場 ることが ない に つでもその と 一合に 掲 4 とき、 示 な お し、 す V 態 で ŧ 送 達 その きる て 又 に \mathcal{O} は 置 は とす 状 を受 そ < 他 当 措 0) 態 裁 ること。 け 定 該 置 旨 12 書 措 を 置 る を 置 と < 当 べ 0 き 謄 を 該 لح

(第十二条第三項関係)

第二十 九 玉 際 刑 事 裁 判 所 に 対 す る 協 力 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

電 磁 的 記 録 に ょ る 拘 禁 許 可 状 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

拘 禁 許 可 状 は 最 高 裁 判 所 規 則 \mathcal{O} 定 め るところに ょ り、 電 磁 的 記 録 に ょ ることが で き る ŧ 0)

こと。(第二十一条第二項関係)

_ 電子 計 算 機 損 壊 等 職 務 執 行 妨 害 \mathcal{O} 罪 \mathcal{O} 創 設

玉 際 刑 事 裁 判 所 職 員 が 職 務 を 執 行 す る に 当 「たり、 そ \mathcal{O} 職 務 に 使 用 する電子 計算機 若 しく はそ 0 用 に 供

す る 電 磁 的 記 録 を 損 壊 し、 若 L < は そ \mathcal{O} 職 務 に 使 用 す る 電 子 計 算 機 に 虚 偽 \mathcal{O} 情 報 若 L < は 不 正 な 指 令 を

与 え、 又 は そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 方 法 に ょ り、 そ \mathcal{O} 電 子 計 算 機 に 使 用 目 的 に 沿 う べ き 動 作 を さ せ ず、 又 は 使 用 目 的 に

十四条の二関係)

反

する

動

作

をさ

せ

た

者

は、

三年

以

下

0

拘

禁

刑

又

は

五.

+

万

円

以

下

0

罰

金

に

処

す

るも

0

とすること。

第六

第三十 更生保護法の一部改正

電 磁 的 記 録 に ょ る 引 致 状 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

引 致 状 は 裁 判 所 \mathcal{O} 規 則 \mathcal{O} 定 \Diamond るところによ り、 電 磁 的 記 録 に よることが できる ŧ 0 とすること。

(第六十三条第七項関係)

第三十一 少年院法の一部改正

電 磁 的 記 録 に ょ る 連 戻 状 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

第 八 + 九 条 第 項 た だ し 書 \mathcal{O} 連 戻 状 は、 最 高 裁 判 所 規 則 0 定め るところに ょ り、 電 磁 的 記 録 によるこ

とができるものとすること。(第八十九条第四項関係)

第三十二 少年鑑別所法の一部改正

電 磁 的 記 録 に ょ る 連 戻 状 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

第 七 + 八 条 第 項 ただ L 書 \mathcal{O} 連 戻 状 は、 最 高 裁 判 所 規 則 0) 定 めるところにより、 電 磁 的 記 録 によるこ

とができるものとすること。(第七十八条第四項関係)

第三十 三 日 本 玉 \mathcal{O} 自 衛 隊 と 才 ス 1 ラ IJ ア 玉 防 軍 لح \mathcal{O} 間 に お け る 相 互. \mathcal{O} ア ク セ ス 及 び 協 力 \mathcal{O} 円 滑 化 に 関 す

る 日 本 玉 と オ ス 1 ラ IJ ア لح \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 協 定 \mathcal{O} 実 施 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

裁 判 所 等 が 保 管 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 12 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

管 事 L 員 オ < 項 す が 裁 لح 判 は る 犯 ス 記 電 1 同 L 所 録 磁 た ラ で L 的 罪 IJ 検 た ア あ に 察 記 る 書 録 係 \mathcal{O} 官 権 面 \mathcal{O} る 又 لح 若 閲 刑 限 は 覧 \mathcal{O} L 事 あ 司 証 < 若 法 事 る 件 当 警 明 は L < が 電 察 \mathcal{O} 局 さ 磁 審 カン は 員 5 謄 れ 的 判 は た 写 記 又 そ Ł 録 を は オ \mathcal{O} で 許 捜 \mathcal{O} を 保 あ 査 L ス 作 管 0 \mathcal{O} \vdash 成 て た ラ す 又 そ IJ L は 8 る て 当 電 \mathcal{O} T 必 提 内 軍 磁 該 要 供 が 的 容 電 隊 す が 磁 あ \mathcal{O} 記 ること そ 的 る 構 録 \mathcal{O} ŧ 成 に 記 保 \mathcal{O} 員 0 録 が 管 と 又 1 に で す 記 L は て きる 7 る 録 オ 電 申 さ オ ŧ 出 1 磁 れ ス 的 が 1 ス \mathcal{O} 7 لح ラ 1 記 1 あ す IJ ラ 録 る 0 るこ た T IJ に 事 لح ア 記 項 軍 き 録 を 隊 軍 さ 記 は \mathcal{O} 隊 れ 載 文 そ 第 そ 民 7 0) L 七 1 \mathcal{O} 構 他 条 る 若 保 成 0

第 項 関 係

第三 ク セ + ス 兀 及 び 日 協 本 力 玉 \mathcal{O} \mathcal{O} 円 自 滑 衛 隊 化 と に 関 グ す レ る 日 1 本 ブ 玉 IJ لح テ グ ン レ 及 び 1 北 ブ T IJ イ テ ル ン ラ 及 ン ド び 北 連 ア 合 イ 王 ル 玉 ラ \mathcal{O} ン 軍 ド 隊 連 لح 合 \mathcal{O} 王 間 玉 に لح お \mathcal{O} け 間 る \mathcal{O} 相 協 互 定 \mathcal{O} \mathcal{O} ア

実 施 12 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

裁 判 所 箬 が 保 管 す る 書 類 \mathcal{O} 電 子 化 に 関 す る 規 定 \mathcal{O} 整 備

裁 判 所 検 察 官 又 は 隊 司 法 警 成 察 員 は そ \mathcal{O} 軍 保 隊 管 す る 電 磁 的 記 録 12 0 1 て、 英 玉 軍 隊 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 英 玉 \mathcal{O} 権 限

あ

る

当

局

カ ら、

英

玉

軍

 \mathcal{O}

構

員

又

は

英

玉

0

文

民

構

成

員

が

犯

L

た

罪

に

係

る

刑

事

事

件

 \mathcal{O}

審

判

又

は

捜

査

あ L \mathcal{O} た 0 て 又 め そ は 必 当 \mathcal{O} 要 内 該 が 容 電 あ が 磁 る そ 的 ŧ \mathcal{O} 記 \mathcal{O} 保 録 لح 管 に L す 記 て る 録 申 電 さ 出 磁 れ が 的 て あ 記 1 0 録 る た 事 に لح 記 項 き 録 を は さ 記 れ 載 そ し、 て \mathcal{O} V 保 る 若 管 事 L す < 項 る لح は 電 同 記 磁 録 的 で L 記 あ た 録 るこ 書 \mathcal{O} 面 閲 لح 若 覧 0) L 若 < 証 L 明 は < が 電 さ は 磁 n 的 謄 た 写 記 £ 録 を 0 で 許

第三 + 五. 性 的 な 姿 態 を 撮 影 す る 行 為 等 \mathcal{O} 処 罰 及 び 押 収 物 に 記 録 さ れ た 性 的 な 姿 態 \mathcal{O} 影 像 に 係 る 電 磁 的 記 録

 \mathcal{O} 消 去 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

を

作

成

L

7

提

供

す

ること

が

で

きる

ŧ

0

とす

ること。

第

七

条

第

項

関

係

電 磁 的 記 録 を 提 供 さ せ る 強 制 処 分 に 関 す る 規

定

 \mathcal{O}

整

備

L 官 法 て 検 電 察 1 検 る 察 磁 官 事 的 は ŧ \mathcal{O} 務 記 保 を 官 録 又 を 管 11 う。 は 記 電 司 録 磁 的 法 媒 以 警 体 下 記 ے 察 12 録 職 移 \mathcal{O} 員 転 第 に さ \mathcal{O} 管 せ \mathcal{O} お る 三 理 1 て 12 ŧ 4 (-)同 係 \mathcal{O} ľ に に る 記 限 ょ 録 る る が 媒 電 磁 体 1 的 に に に 掲 移 ょ 記 げ 録 転 る 提 る さ 提 電 供 供 れ 磁 た を 命 的 電 命 令 記 磁 ず (第 録 的 る 12 記 Ł 該 \mathcal{O} 録 \mathcal{O} 三 当す に で あ 限 1 るとき (-)0 る て (1)検 口 は 察 に に 官 ょ 掲 ŋ げ 第 が る 几 保 検 管 方 章

係

第

三

節

に

定

8

る

手

続

に

従

1

2

に

掲

げ

る

措

置

をとること

が

で

きるも

 \mathcal{O}

とすること。

(第

+

条

 \mathcal{O}

関

1 次 に 掲 げ る 電 磁 的 記 録

第 九 条 第 項 第 号 に 掲 げ る 電 磁 的 記 録

(□) (→) 私 事 性 的 画 像 記 録 \mathcal{O} 提 供 等 に ょ る 被 害 0 防 止 に 関 す る 法 律 第三 一条第 項 か 5 第 三 項 まで に 規定 す

る行 為 を 組 成 し、 若 L < は 当 該 行 為 \mathcal{O} 用 に 供 L た 私 事 性 的 画 像 記 録 若 L < は 当 該 行 為 を 組 れ 成 し、 若

< は 当 該 行 為 \mathcal{O} 用 に 供 L た 私 事 性 的 画 像 記 録 物 に 記 録 さ れ た 私 事 性 的 画 像 記 録 又 は

5

を

複

写

L た 電 磁 的 記 録

L

 (Ξ) 第 九 条 第 項第三号に掲 げ る電 磁 的 記 録

2 次 に 撂 げ る 電 磁 的 記 録 に 0 **,** \ て、 第 0) 三 3 (二) に か か わ 5 ず、 第 0) 三 3 (二) による複写 を 許 さな

こととする決 定 を すること。

当該 保 管 電 磁 的 記 録

当 該 保 管 電 磁 的 記 録 に 係 る電 磁 的 記 録 提 供 命 令に ょ ŋ 提 供 さ れ た 他 \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 (<u>三</u>) 12 お 1

て

他 \mathcal{O} 電 磁 的 記 録」 という。 が 対 象 電 磁 的 記 録 で あ る 場 合 に お け る 当 該 対 象 電 磁 的 記 録

(三) 他 \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 が 大 量 で あることそ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 由 に ょ ŋ 全 て \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 内 容 を 確 認 す るこ

が で き な 1 た め、 _ \mathcal{O} 2 (二に係る部 分に 限 る。 0) 決 定をすることが 木 難 で あ ると認 \Diamond る場合

に お ける当 該 他 \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 と

第三十六 そ \mathcal{O} 他

そ \mathcal{O} 他 所 要 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 整 備 を 行うこと。

第三十 七 附 則

この 法 律 0 施 行 期 日 に 0 ١, て定めること。 附 則 第 条 関 係

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の 一部を改正する法律案に対する修正案 要綱

一電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令における期間の定め

検察官等が電磁的記録提供命令を受ける者に対して行う、みだりに 電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令に ついては、1年を超えない期間を定めて行うこととすること。

(第 218 条新第 3 項関係)

二 電磁的記録提供命令等における留意事項

電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り被告事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこと。 (附則新第40条関係)

三 映像等の送受信による通話に係る取組の推進

政府は、被告人又は被疑者(以下「被告人等」という。)にとって、 弁護人又は弁護人となろうとする者(以下「弁護人等」という。)の援助を受けることが重要であることに鑑み、刑事訴訟法第39条第1項の 規定による接見のほかに、身体の拘束を受けている被告人等と弁護人 等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための 運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、被告人等と弁護人等との 間の秘密の確保に配慮するとともに不正行為等の防止に万全を期しつ つ、必要な取組を推進するものとすること。 (附則新第41条関係)

四 その他

その他所要の規定を整備すること。

情報通言技術の進展等に対応するための刑事派訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべき である。

- 一 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見についての環境整備を進めるとともに、その進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切換等の検討を進めること。
- 二 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化 及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状 況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が 実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われる よう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。
- 三 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、できる限り特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように適切に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うこと。
- 四 電磁的記録提供命令をするに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示するなど適切に対処するよう周知すること。
- 五 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間 を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前 であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。
- 六 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、 関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護 人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方 法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を 認めるよう、留意すること。
- 七 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等をされることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。
- 八 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速 かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。
- 九 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNS

- への投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されること のないよう、留意すること。
- 十 改正法の施行に必要となるシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないよう、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、必要な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。
- 十一 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事院公法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべき である。

- 一 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見について必要性の高い地域からできる限り速やかに環境整備を進め、被疑者又は被告人が弁護人又は弁護人となろうとする者から援助を受けられるよう配意するとともに、本法施行後三年を目途にその進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うほか、電磁的記録である書類の電磁的方法による授受について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、一層の秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切換等の検討を進めること。
- 二 検察官が行うビデオリンク方式による弁解録取は、被疑者が威圧され本人の意思に 反する供述がされることのないように当該事件の捜査に従事する司法警察職員の影響 を遮断して行われるよう配慮すること。また、ビデオリンク方式による勾留質問は、 被疑者及び被告人が威圧により本人の意思に反する供述がされることのないように捜 査機関の影響を遮断して行われるよう配慮すること。
- 三 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化 及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状 況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が 実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われる よう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。
- 四 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、犯罪事実との関連性の認められるものをできる限り具体的に特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように厳格に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知徹底すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報や犯罪事実と関連性のない個人情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うとともに、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討すること。
- 五 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示すること。また、誤解を与えるなどして憲法上保障された自己負罪拒否特権を実質的に侵害することとならないよう、適切に対処するよう周知すること。
- 六 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間 を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前

であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。

- 七 電磁的記録提供命令又は電磁的記録媒体の押収が取り消されたときは、捜査機関において当該電磁的記録に含まれる情報が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。
- 八 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、 関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護 人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方 法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を 認めるよう、留意すること。
- 九 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等をされることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。
- 十 捜査機関が収集した証拠に犯罪事実と関連性のない個人情報等が含まれる場合においては、捜査機関において当該個人情報等が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。
- 十一 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。
- 十二 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNSへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、特に留意すること。
- 十三 改正法の施行に必要となるシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないよう、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、継続的な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。
- 十四 刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、裁判所を始めとする関係機関に必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めること。
- 十五 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。
- 十六 政府は、本法による改正後の刑事訴訟法その他の法律の規定の施行状況や施行後における情報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえて、個人情報保護の必要性や被疑者及び被告人の防御権、犯罪被害者等の名誉・プライバシー等を重視しつつ、必要に応じて所要の措置を講ずるものとすること。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律をここに公布する。

名 御

御

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣

石破

茂

法律第三十九号

第

(刑事訴訟法の一部改正) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。 目次中「及び捜索」を「、捜索等」に改める。

第四十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、

同

条第二項中「第百五十七条の六第四項」を「第百五十七条の六第五項」に改める。 第一編第九章の章名中「及び捜索」を「、捜索等」に改める。

できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以中「した電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することが第九十九条第一項ただし書中「但し、特別の定」を「ただし、特別の定め」に改め、同条第二項 下同じ。)」を加える。

第九十九条の二を削る。

出させた記録媒体

第百二条の次に次の一条を加える

第百二条の二 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録提供命令(次の各号に掲げる者に対し、 をすることができる。 当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令をいう。以下同じ。)

電磁的記録を保管する者 次のイ又は口に掲げる方法

電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

は移転させる方法

電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く。) (電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。) 同号イ又は口に掲げる方

第百五条の次に次の一条を加える。 電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする

(号外第 113号)

と読み替えるものとする。 第百三条及び前条中「又は所持する物」とあるのは、「その他利用する権限を有する電磁的記録」

第百六条中「、記録命令付差押え」及び「、記録命令付差押状」を削る。

及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」を削り、同条第三項中「、記録命令付差押状」及第百七条第一項中「、記録命令付差押状」及び「、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録

状」及び「これを」を削る 第百八条第一項及び第二項中「、記録命令付差押状」を削り、同条第四項中「、記録命令付差押

第百九条及び第百十条中「、記録命令付差押状」を削る。

差押え」を削り、「である」を「とする」に改め、同条に次の一項を加える。 第百十一条第一項中「、記録命令付差押状」を削り、「はずし」を「外し」 電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限 に改め、「、 記録命令付

第百十四条第一項中「、記録命令付差押状」を削り、同条第二項中「除いて」を「除き」に改め、第百十二条第一項並びに第百十三条第一項及び第二項中「、記録命令付差押状」を削る。 ことその他必要な処分をすることができる。 る。)により電磁的記録を提供させたときは、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとる

第百十六条から第百十八条までの規定中「、記録命令付差押状」を削る。 記録命令付差押状」を削る。

金曜日

方法による提供を命ずるものに限る。)」に改め、「、これを」を削り、同条に次の二項を加える る。) により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作り、 第百二十条中「処分」を「処分又は電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる a°)により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作り、当電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限

があるときは、することができない。 該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならない。 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議

令和7年5月23日

押さえた」を「次の各号に掲げる」に、「、差押えを受けた者」及び「、当該差押えを受けた者」を 第百二十三条第三項中「第百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し 当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

第百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体

移転させるものに限る。)による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。)により提

電磁的記録提供命令を受けた者

電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に

第百二十三条の次に次の一条を加える

第百二十三条の二 電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号口に掲げる方法 当該電磁的記録の複写を許さなければならない。 ときは、当該者の請求により又は職権で、被告事件の終結を待たないで、 記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつた を記録媒体に移転させるものに限る。)による提供を命ずるものに限る。)により移転させた電磁的 決定で、当該者に対し、 (電磁的記録

前条第四項の規定は、 前項の決定について準用する。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

第百二十四条の二 正当な理由がなく、第百二条の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違 反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。 の罰金刑を科する。 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項

だし」に改める。 第四項中「又は捜索」を「、捜索又は電磁的記録提供命令」に改め、同項ただし書中「但し」 供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。同項において同じ。)」に改め、同条 げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。 第百二十五条第一項中「又は捜索」を「電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲 第四項において同じ。)、捜索又は電磁的記録提 |を||た

いて同じ。)」を、「聴き、」の下に「他の裁判所の構内にある場所その他の」を加え、「裁判所の規則で 定める」を「、適当と認める」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え 第百五十七条の六第二項中「は、証人」の下に「(国内にいる者に限る。 以下この項及び次項にお

四 証人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認める

第百五十七条の六第二項に次の三号を加える

処遇の適切な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。 他の事情により、同一構内への出頭に伴う移動により証人が精神の平穏を著しく害され、 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、その年齢、心身の状態、 処遇の実施状況その その

奪取し又は解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、同一構内への出頭に伴う移動に際し、

情により証人がその尋問の日時に同一構内に出頭することが著しく困難であり、 証人にさせる供述が鑑定に属するものである場合であつて、その職業、健康状態その他の事 審理の状況その他の事情により当該日時に尋問することが特に必要であると認めると かつ、 証人の

から第八号まで」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える 第百五十七条の六第三項中一前 一項」を「第一項又は第二項」に、「前項第四号」を「同項第五号

該方法によつて尋問することの必要性その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、当該方法に 法のいずれかによつて尋問することについて検察官及び被告人に異議がなく、証人の重要性、当 前二項に規定する場合のほか、 尋問することができる 裁判所は、証人を尋問する場合において、 前二項に規定する方

える 第百七十一条中「除いて」 を「除き」に改め、「これを」を削り、 同条に後段として次のように加

は、」と読み替えるものとする。 問する場合(鑑定の経過及び結果に関する尋問をする場合を除く。)において、相当と認めるとき、この場合において、第百五十七条の六第二項中「ときは、]とあるのは、「とき、又は鑑定人を尋

第百七十八条中「これを」を削り、同条に後段として次のように加える。

ることができる方法)に」と読み替えるものとする。 法による通訳又は翻訳が著しく困難であるときにあつては、音声の送受信により同時に通話をす 次に掲げる場合であつて」とあるのは「場合において」と、「方法に」とあるのは「方法 この場合において、第百七十一条において準用する第百五十七条の六第二項中「場合において、 (当該方

法による提供を命ずるものに限る。)」に改める。 る方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。)、捜索、電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方 第百七十九条第一項中 「、捜索」を「〈電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げ

第百八十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、

第百九十七条第一項中「取調」を「取調べ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の同条第二項中「第百五十七条の六第四項」を「第百五十七条の六第五項」に改める。 的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため」に、「書面で」を「書面又は電磁的記録により」 定」を「の定め」に改め、同条第三項中「又は記録命令付差押えをするため」を「をし、又は電磁 に、「当該電磁的記録」を「当該求めに係る電磁的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要」を をし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。 同

第三項の許可の請求は、前項の請求をする際に、検察官、検察事務官又は司法警察員からしな条第六項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。 ければならない。 第二百十八条第一項中「記録命令付差押え、捜索」を「捜索、電磁的記録提供命令」 に改め、

必要がなくなつたときは、 検察官、 くなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければ、検察事務官又は司法警察職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その

第二百十八条第二項の次に次の一項を加える。

るときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない検察官、検察事務官又は司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があ ることができる。 り提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ず 期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令によ

金曜日

条第二項の次に次の一項を加える。 くは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をする」に改め、同条第三項中「これを」を削り、 せるべき者及び提供の方法」を加え、「記録命令付差押え、捜索又は検証に着手する」を「捜索若し くは印刷させるべき者」を削り、「身体若しくは物」の下に「、提供させるべき電磁的記録、提供さ 第二百十九条第一項中「、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若し 同

てはならない旨を命ずる期間を記載しなければならない。 裁判官は、前条第三項の許可をするときは、同条の令状にその旨及び同項の規定により漏らし

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

条の規定によつてする電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供 を命ずるものに限る。)について、 百二十一条第一項及び第二項、第百二十二条、第百二十三条第一項から第三項まで並びに第百二十 「及び第百十八条から第百二十四条まで」を「、第百十八条、第百十九条、第百二十条第一項、第 条」に、「、第百十一条の二」を「の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八 第百十条の二前段、第百十一条第一項前段及び第二項、第百十一条の二前段、第百十二条」に、 二百二十二条第一項中「第百二条」を「第百二条、第百三条」に、「から第百十二条まで」を 第百五条の二、第百十条、 第百十一条第三項、第百二十条第二項

> 第百十一条の二前段」に、「これを」を「、それぞれ」に改め、同条第三項中「、記録命令付差押え」 百十七条各号に掲げる」に改め、同条第六項中「差押」を「差押え」に改め、同条に次の五項を加 及び「、これを」を削り、同条第四項ただし書中「但し、第百十七条に規定する」を「ただし、第 限る。) (当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)について、第百十条、 百十八条の規定によつてする電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに 及び第三項並びに第百二十三条の二第一項の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二

る場合において、第一項において準用する第百十条の規定による令状の提示のため必要があると検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八条の規定により電磁的記録提供命令をす とができる。 きは、裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入るこ

察員からしなければならない。 前項の許可の請求は、第二百十八条第五項の請求をする際に、検察官、 検察事務官又は司法警

ればならない。 裁判官は、第八項の許可をするときは、第二百十八条の令状に立ち入るべき場所を記載しなけ

場合 (第八項の許可を受けた場合に限る。)における第一項において準用する第百十条の規定によ る令状の提示については、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。 検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定により電磁的記録提供命令をする

錠を外すこと。

る場所に出入りすることを禁止すること。 何人に対しても、検察官、検察事務官又は司法警察職員の許可を受けないで令状の提示をす

三 この項(前号に係る部分に限る。)の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、 又は令状の提示が終わるまでこれに看守者を付すること。

掲げる場所については、この限りでない。 立ち入るべき場所が記載されたものに限る。) に夜間でも令状の提示をすることができる旨の記載 は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。ただし、第百十七条各号に する場合における第一項において準用する第百十条の規定による令状の提示のため、人の住居又 がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、同条の規定により電磁的記録提供命令を 第八項の規定にかかわらず、日出前、日没後には、第二百十八条の令状(第十項の規定により

第二百二十二条の二を第二百二十二条の三とし、第二百二十二条の次に次の一条を加える

は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑第二百二十二条の二 正当な理由がなく、第二百十八条第一項の規定による電磁的記録提供命令又 又は三百万円以下の罰金に処する。

に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 の罰金刑を科する。

「第百五十七条の六第五項」に改める。 第二百七十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、 同条第二項中「第百五十七条の六第四項」 を

項」に改める。 第二百九十二条の二第六項中 「及び第二項」 を「、第 二項 (第八号に係る部分を除く。)及び第三

限る。)により提供させた電磁的記録を記録した記録媒体に」に改める。 む。)」に、「物に」を「物及び電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに よる提供を命ずるものに限る。) (当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含 による提供を命ずるものに限る。)を含む。)、捜索及び電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法に 第三百三条中「及び捜索」を「電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法

第三百五条第五項及び第六項中「第百五十七条の六第四項」を「第百五十七条の六第五項」 に改

で」に、「証拠調」を '」に、「証拠調」を「証拠調べ」に改め、同条を第三百七条の三とし、第三百七条の次に次の一条第三百七条の二中「乃至第三百二条」を「から第三百二条まで」に、「乃至前条」を「から前条ま

裁判長は、証拠となる事項に応じ、その取調べを請求した者に、その内容を朗読させ、表示させ、第三百七条の二 検察官、被告人又は弁護人の請求により、電磁的記録の取調べをするについては、 官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせることができる。 又は再生させなければならない。ただし、裁判長は、自らこれらの措置をとり、 又は陪席の裁判

とり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせなければならない。 第三百五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による措置について準用する。 裁判所が職権で電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、自ら前項に規定する措置を

(号外第 113号)

電磁的記録提供命令による電磁的記録の提供に関し」に、「状況」を「状況又はその命令をした者、のに限る。以下この号において同じ。)により電磁的記録を提供させる手続」に、「に関し」を「又は 声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる」に改め、「含む」の下 同条第二項及び第三項第二号イ中「押収手続記録書面」を「押収手続等記録書面」に改める。 電磁的記録の提供の年月日その他の電磁的記録提供命令による電磁的記録の提供の状況」に改め、 収手続又は電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるも に「。次号において同じ」を加える。 第三百二十一条第一項第一号中「第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する」を「映像と音 第三百十六条の十五第一項第九号中「押収手続記録書面(押収手続」を「押収手続等記録書面(押

第三百四十六条の次に次の一条を加える。

第三百四十六条の二 電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号口に掲げる方法(電磁的記 的記録について、没収の言渡しがないときは、当該電磁的記録の複写を許す言渡しがあつたもの 録を記録媒体に移転させるものに限る。)による提供を命ずるものに限る。)により移転させた電磁 第三百五十条の二十四第一項中「第三百七条」を「第三百七条の二」に改める。 とする。ただし、不正に作られた電磁的記録については、この限りでない。

号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。)、押収物の還付、電磁的記録提供命令第四百二十条第二項中「又は押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一 条第十項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による複写」に改める。 (同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)又は第百二十三条の二第一項 (第五百十三

提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)又は第百二十三条の二第一項(第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。)、押収物の還付、電磁的記録第四百二十九条第一項第二号中「又は押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第百二条の二第 五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による複写」に改め、同条第二

第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。)、押収物の還付、電磁的記録提供第四百三十条第一項中「若しくは押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項 令若しくは第二百二十二条第一項若しくは第五百十三条第六項において準用する第百二十三条の二 命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)、第二百十八条第三項の規定による命 一項の規定による複写」に、「取消」を「取消し」に改め、 同条第二項中 「取消」を 「取消し」 に

第四百九十八条の二第一項の次に次の一項を加える。

第四百九十九条の二第一項を次のように改める。 不正に作られた電磁的記録については、複写を許してはならない

において準用する第百二十三条の二第一項の規定による複写について、それぞれ準用する。 項において準用する第百二十三条第三項の規定による交付又は複写並びに第二百二十二条第一 前条第一項の規定は第百二十三条第三項の規定による交付又は複写及び第百二十三条の二第 の規定による複写について、前条第二項の規定は第二百二十条第二項及び第二百二十二条 項

19

は検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をする」に改める。 るべき者及び提供の方法」を加え、「記録命令付差押え、捜索又は検証に着手する」を「捜索若しく は印刷させるべき者」を削り、「身体若しくは物」の下に「、提供させるべき電磁的記録、提供させ 第五百十条第一項中「、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しく 第五百九条第一項中「記録命令付差押え、捜索」を「捜索、電磁的記録提供命令」に改める。

第五百十一条第一項中「、記録命令付差押え」を削り、同条の次に次の一条を加える

第五百十一条の二 裁判所又は裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、 記録提供命令をすることができる。 電磁的

てするものとする。 前項の規定による電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定し

規定による複写」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。 五百十三条第九項」を「第五百十三条第十一項」に改め、同条第十項中「第六項」を「第七項」に、 に改め、同条第七項中「、記録命令付差押え」を削り、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第 法による提供を命ずるものに限る。)を含む。)」に、「第五百十三条第六項」を「第五百十三条第七項」 を「前三条」に、「押収」を「押収(電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる方 に、「から第百二十一条まで」を「、第百十九条、第百二十条第一項、第百二十一条」に、「前二条」 項中「、記録命令付差押え」を削り、同条第六項中「第百二条から」を「第百二条、第百三条から」 十項及び第十二項中「第二百十八条」とあるのは「第五百九条」と読み替える」に改め、同条第二 条第一項」と、同条第九項中「第二百十八条第五項」とあるのは「第五百九条第三項」と、同条第 え、「読み替える」を「、同条第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第五百十三 命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)について」を加 十二条第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする電磁的記録提供 を「、第百十九条、第百二十条第一項」に改め、「捜索について」の下に「、第百十条及び第二百二 「複写」を「複写並びに第六項及び第十項において読み替えて準用する第百二十三条の二第一項の 第五百十三条第一項中「第百二条から」を「第百二条、第百三条から」に、「から第百二十条まで」

第五百十三条第五項の次に次の一項を加える。 告事件」とあるのは「裁判の執行」と読み替えるものとする。 条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百二十三条の二第一項中「被 含む。)について準用する。この場合において、第百五条の二において読み替えて準用する第百五 よる提供を命ずるものに限る。) (当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを びに第百二十五条第一項から第三項まで及び第四項本文の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十 条の二の規定によつてする電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法に 第百五条の二、第百十一条第三項、第百二十条第二項及び第三項、第百二十三条の二第一項並

項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百十八条」とあるのは「第五百九条」と読み替えるも のは「裁判の執行」と、 告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百二十三条の二第一項中「被告事件」とある 用する。この場合において、第百五条の二において読み替えて準用する第百五条ただし書中「被 ものに限る。) (当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。) について準 よつてする電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号口に掲げる方法による提供を命ずる 「第五百十三条第六項」と、同条第九項中「第二百十八条第五項」とあるのは「第五百九条第三 一第一項並びに第二百二十二条第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九条の規定に 第百五条の二、第百十条、第百十一条第三項、第百二十条第二項及び第三項、 第二百二十二条第八項、 第十一項及び第十二項中「第一 項」とあるのは 第百二十三条の

第五百十三条の次に次の一条を加える。

第五百十三条の二 正当な理由がなく、第五百九条第一項又は第五百十一条の二第一項の規定によ 万円以下の罰金に処する る電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百

に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

一条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 書類及び送達(第四十七条―第五十四条)」を 第六章 -の二 電子情報処理- 書類及び送達(第 組織出織十

による申立て等(第七条―第五十四条) 第 一章 裁判の執行に関する調査(第五百七条―第五百十六条)」を「 『(第五十四条の二―第五十四条の四)」に、「・第百八十条」を「―第百八十条の二」 第八編 雑則 (第五百) 第二章 裁判の執行

十七条) に関する調査 (第五百七条—第五百十六条) |に改める。

として次のように加える。 八条、第三百六条及び第三百七条を除き、以下同じ。)」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段 九十九条第一項、第百十九条、第二百三条第一項、第二百四十二条、第二百四十六条、第二百五十 されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)及び証拠物(電磁的記録であるものを含む。第 つては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供 第四十条第一項中「及び証拠物」を「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ

第四十条第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第一項の はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 を視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又 この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるとき 当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したもの

前項の場合において、次に掲げる行為をするについては、裁判長の許可を受けなければならな

証拠物を謄写すること(次号及び第三号に掲げるものを除く。)。

金曜日

録について、これを複写する方法により謄写すること。 訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記

磁的記録として記録する方法により謄写すること。 録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したもの)を電 訴訟に関する書類又は証拠物(当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記

第四十条の次に次の一条を加える。

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

第四十条の二 弁護人は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類又は証拠物が裁判所の使用に係る電 規則で定めるものをいう。)により、これを閲覧し、又は謄写することができる。 情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の 判所の使用に係る電子計算機と弁護人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 に記録されている場合においては、裁判長の許可を受けて、電磁的方法(電子情報処理組織(裁 子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)

るのは、「次条第一項及び同条第二項において準用する第一項後段」と読み替えるものとする。 規定による謄写について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあ 前条第一項後段の規定は前項の規定による閲覧又は謄写について、同条第三項の規定は前項の

第四十六条に次の一項を加える。

調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたものの提供を請求することができ 部又は一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該 被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の全 裁判書が電磁的記録であるとき、又は裁判が電磁的記録である調書に記録されているときは、

書中「調書」を「公判調書」に、「整理すれば」を「ファイルに記録すれば」に改め、同条第一項の 第四十八条第二項中「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第三項中 「速やかに」に、「これを整理しなければ」を「ファイルに記録しなければ」に改め、同項ただし

録しなければならない。 公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記

たものを視聴する」に、「朗読」を「内容の朗読」に改める。 第四十九条中「これを閲覧する」を「その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生し

ルに記録されなかつた」に、「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。 て同じ。)に記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項中「整理されなかつた」を「ファイ 項、第六十五条第二項、第百五十七条の六第五項、第百九十八条及び第二百四十一条第三項におい 「裁判所書記官」に、「に記載しなければ」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。 第五十条第一項中「整理されなかつた」を「ファイルに記録されなかつた」に、「裁判所書記」を

できた」を「ファイルに記録された」に改める。 四十八条第四項ただし書」に、「整理された調書」を「ファイルに記録された公判調書」に、「整理 載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項ただし書中「第四十八条第三項ただし書」を「第 第五十一条第一項中「の記載」を「の記録」に、「申立」を「申立て」に、「記載しなければ」を「記

第五十二条中「記載されたものは、」を「記録されたものは、当該」に改める。

第五十三条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第八十二条第二項但 を「第八十二条第二項ただし書」に改め、同項の次に次の一項を加える。

晝

録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法に 第一項の訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、同項の規定による当該電磁的記

「第百九条の四及び第一編第五章第四節第四款」 に改め、 第五十四条中「書類の」を削り、「第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款」 この場合において、同法第百九条の二第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替 同条に後段として次のように加える。 を

第一編第六章の次に次の一章を加える

第六章の二 電子情報処理組織による申立て等

第五十四条の二 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述(以下 録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができる じ。)を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条において同 裁判所の規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の ものとされているものについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、 「申立て等」という。)であつて、当該申立て等に関するこの法律の規定により書面をもつてする

第六十二条に次の一項を加える。

でない。 立て等に関する法令の規定を適用する。ただし、当該法令に特別の定めがあるときは、この限り 定したこの法律の規定に規定する書面をもつてされたものとみなして、この法律その他の当該申 前項の方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもつてするものとして規

申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所若しくは裁判長又は裁判官に到達したも 第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、 当該

第五十四条の三 検察官及び弁護士である弁護人は、 裁判所の規則の定めるところにより、 については、この限りでない。 裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりしなければならない。 立て等に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは 裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して当該申 申立て等については、口頭でする場合を除き、 ただし、次に掲げる申立て等

令状の請求

で定める様式の書面によりするものに限る。) 令の請求及びこれと同時にする公訴の提起(これらの事件の簡易かつ迅速な処理に関する準則 律 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第八章又は自動車の保管場所の確保等に関する法 (昭和三十七年法律第百四十五号)第十七条若しくは第十八条の罪に係る事件に係る略式命

前二号に掲げるもののほか、裁判所の規則で定める申立て等

ことができない場合には、適用しない。 の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等をする 前項の規定は、検察官又は弁護士である弁護人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機

第五十四条の四 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたとき及 限りでない。 ばならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この 官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなけれ び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。)、又は裁判所の規則の定めるところによ り当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記

官

第六十一条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える

に対し、あらかじめ、裁判所が当該手続をする旨を告げなければならない。 をすることができる方法によつて、当該手続をすることができる。この場合においては、 刑事施設に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話 聴く場合において、裁判所に被告人を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、 裁判所は、 前項の規定により刑事施設にいる被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を 被告人

記録によることができる。 勾引状又は勾留状は、書面によるほか、 裁判所の規則の定めるところにより、 電磁的

に改め、同条に次の一項を加える。 第六十三条中「裁判長又は受命裁判官が、 これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ

措置をとらなければならない。 召喚状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める

召喚状が書面による場合 記名押印すること。

受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は 召喚状が電磁的記録による場合
裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(召喚状に記

機の映像面、

書面その他のものに表示して示すこと

の各号を加える。 判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、 判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次返還しなければならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁 第六十四条第一項中「有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれ

できず令状を返還しなければならない旨 勾引状又は勾留状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手することが

第六十四条第三項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同:録した電磁的記録を裁判長又は受命裁判官に提出しなければならない旨 ることができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員(第七十条第二項の規定により刑事施勾引状又は勾留状が電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手す

項を加える。 同条第一 項の次に次の

号に定める措置をとらなければならない。 勾引状又は勾留状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 裁判長又は受命裁判官が当該各

きに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 (勾引状又は勾留状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示した) 勾引状又は勾留状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措 勾引状又は勾留状が書面による場合 記名押印すること。 書面その他のものに表示したと 置

第六十六条第五項中「ついてこれを」を「ついて」に、「記載しなければ」を「記載し、 第六十五条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。 又は記録

しなければ」に改める。

に改め、同項に次の各号を加える。 に応じ、当該各号に定める措置をとつた」に、「且つ」を「、かつ、」に、「場所に」を「場所にこれを」 第七十三条第一項中「これを被告人に示した」を「被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分

勾引状が書面である場合 勾引状を示すこと。

第七十三条第二項中「これを被告人に示した」を「被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。事項及び第六十匹条第二項(第二票に作る書きを 事項及び第六十四条第二項 **ψ項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受勾引状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、勾引状に記録された**

次の各号を加える。 に応じ、当該各号に定める措置をとつた」に改め、「刑事施設に」の下に「これを」を加え、

第七十三条第三項中「を所持しないためこれを示す」を「について第一項各号又は前項各号に定命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受勾留状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された勾留状が書面である場合 勾留状を示すこと。

この場合においては、できる限り速やかに、第一項各号又は前項各号に定める措置をとらなけめる措置をとる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

第七十七条第三項中「第六十一条ただし書」を ればならない。 「第六十一条第一項ただし書」に改め、 同条第四

項中「これを」を削る。

つて」に改める。 第九十四条第三項中「差し出した保証書を以て」を「提出した保証書(電磁的記録を含む。)をもので、に改める。 第九十八条第一項中「勾留状の謄本及び」を「被告人に対し、勾留状について第一で」に改せる

号に掲げる措置をとつた上、」に改め、同項に次の各号を加える。 置をとるとともに、」に、「の謄本又は」を「又は」に、「の謄本を被告人に示して」 つては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び第六十四条第二 (第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計 勾留状が書面である場合にあつては、その謄本を示し、 **門長又は受命裁判官の氏名を電子計算記録された事項及び第六十四条第二項公留状が電磁的記録である場合にあ** 「について第二二号に掲げる措

にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、当該決定に記録された事項を電子計算機の一当該決定が書面である場合にあつては、その謄本を示し、当該決定が電磁的記録である場合

る」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 第九十八条第二項中「前項の書面を所持しないためこれを示す」を「前項各号に掲げる措置をと

第九十八条第三項中「これを」を削る。 この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に掲げる措置をとらなければならない。

い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同第九十九条第二項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができな

第百六条に次の一項を加える。

ることができる。 差押状又は捜索状は、書面によるほか、 裁判所の規則の定めるところにより、 電磁的記録によ

び」に、「裁判長が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各還しなければならない旨並びに」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項及第百七条第一項中「有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返

できず令状を返還しなければならない旨 差押状又は捜索状が書面による場合

有効期間及びその期間経過後は執行に着手することが

「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。 をとらなければならない。 第百七条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中 差押状又は捜索状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨 判所書記官又は司法警察職員に執行を命ずる場合にあつては、裁判所書記官又は司法警察職員、 の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、 ることができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員(次条第一項ただし書の規定により裁 差押状又は捜索状が電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手す 裁判長が当該各号に定める措置

差押状又は捜索状が書面による場合 記名押印すること。

きに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 (差押状又は捜索状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したと 差押状又は捜索状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置

金曜日

第百八条第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

る場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。第百十条中「又は捜索状」を「について」に、「これを示さなければ」を「対し、次の各号に掲げ 差押状が書面である場合を押状を示すこと。

第百十条に次の一項を加える。 用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。 電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使 事項及び第百七条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長の氏名を、 差押状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、差押状に記録された

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

定める措置をとらなければならない。 捜索状については、処分を受ける者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に

捜索状が書面である場合
捜索状を示すこと。

電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。事項及び第百七条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長の氏名を 捜索状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、捜索状に記録された

> 第百十六条第一項中「記載」の下に「又は記録」を加える。 第百十九条中「を交付しなければ」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。)を提供しなけ

れば」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、

することができない。

供しなければ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改める。 第百二十条第一項中「その」を「書面又は電磁的記録をもつてその」に、「交付しなければ」を「提

第百五十七条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える

益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴 とができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その尋問に立ち会つたものとみ 受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問するこ おいて同じ。)以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送 めに在席する場所と同一の構内をいう。以下この項並びに第百五十七条の六第一項及び第二項に き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内(裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するた 事案の軽重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利 裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、

被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている

被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認め

ることができる。この場合において、その場所に在席した弁護人は、その尋問に立ち会つたもの 弁護人は、裁判所が前項の規定により証人を尋問するときは、被告人が在席する場所に在席す

相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる」に改める。 第百五十七条の五第一項中「次条第一項及び第二項に規定する」を「映像と音声の送受信により

条第五項中「証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して」を じ。)」を削り、同条第四項中「記録媒体(映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。)」 「ファイルに記録した電磁的記録は、」に改める。 第百五十七条の六第一項中「(これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同 「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録として記録し、これをファイル」に改め、同

第百六十七条第五項中「の定」を「の定め」に改め、「これを」を削り、 「ただし」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。 同項ただし書中

鑑定留置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、 電磁的記録によること

第百六十八条第二項を次のように改める。

裁判所は、前項の許可をするには、許可状を発して、これをしなければならな

同項に次の各号を加える。 第百六十八条第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「許可状を示さなければ」 「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める措置をとらなければ」

二項の許可状が書面である場合 同項の許可状を示すこと

状に記録された事項を電子計算機の映像面、 第二項の許可状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、同項の許可 書面その他のものに表示して示すこと

第百六十八条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、 同条第二項の次に次の二項を加える。 同条第六項中「これを」 を

前項の許可状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によるこ

を記載し、又は記録しなければならない。 き死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項 第二項の許可状には、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべ

を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 第百八十条第一項中「書類」の下に「(電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)」

(号外第 113号)

- 「第一項の」を「前条第一項の処分に関する」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。第百八十条第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第三項 はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 を視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又 2、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものこの場合において、当該処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるとき 前項の場合において、弁護人が次に掲げる行為をするについては、裁判官の許可を受けなけれ ならない。

- 証拠物を謄写すること(次号及び第三号に掲げるものを除く。)。
- 二 前条第一項の処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における 当該電磁的記録について、これを複写する方法により謄写すること。
- 第百八十条に次の一項を加える。 たもの)を電磁的記録として記録する方法により謄写すること。 部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生し 前条第一項の処分に関する書類又は証拠物(当該処分に関する書類又は証拠物の全部又は

を再生したものを視聴する方法によるものとする。 記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容 前項本文の場合において、前条第一項の処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的

第一編第十四章に次の一条を加える。

第百八十条の二 検察官は、第百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物がファイルに記録 り、これを閲覧し、及び謄写することができる。 る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものをいう。)によ 検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用す されている場合においては、電磁的方法(電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と

写することができる。 定する電磁的方法により、第百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物を閲覧し、 弁護人は、前項に規定する場合においては、裁判官の許可を受けて、第四十条の二第一項に規、これを閲覧し、及ひ謄写するよ合においては、裁判官の許可を受けて、第四十条の二第一項に規、、これを閲覧し、及ひ謄写することかでする

項の規定による謄写について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」前条第一項後段の規定は前二項の規定による閲覧又は謄写について、同条第三項の規定は前二 み替えるものとする。 とあるのは、「次条第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する第一項後段」 と読

号に定めるもの」に、「誤が」を「誤りが」に、「申立」を「申立て」に、「記載しなければ」を「記載 に改め、同条第四項中「は、これ」を「については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各 し、又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 第百九十八条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「取調」を「取調べ」

調書を書面をもつて作成する場合 調書

23

調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書の内容を表示したもの

> を「ただし」に改め、同項に次の各号を加える。 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、 第百九十八条第五項中「に誤」を「に誤り」に、「これに署名押印する」 を「被疑者に対し、 同項ただし書中「但し」

- 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。
- 置をとること。 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に裁判所の規則で定める署名押印に代わる措

第百九十九条第二項中「次項」を「第四項」に改め、同項の次に次の一項を加える

逮捕状は、書面によるほか、 裁判所の規則の定めるところにより、 電磁的記録によることがで

が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 なければならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官第二百条第一項中「有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還し 逮捕状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状を返

- 還しなければならない旨 逮捕状が電磁的記録による場合
 有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず検 検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の
- 第二百条第二項中「第六十四条第二項及び第三項」を「第六十四条第三項及び第四項」に改め、「こ 裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官 に提出しなければならない旨

れを」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

逮捕状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなけ

- 逮捕状が書面による場合 記名押印すること。
- 録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏逮捕状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(逮捕状に記 名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 第二百一条第一項中「逮捕状を被疑者に示さなければ」を「被疑者に対し、次の各号に掲げる場

- 逮捕状が書面である場合 逮捕状を示すこと。
- 計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 事項及び前条第二項 (第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子 逮捕状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、逮捕状に記録された

第二百一条第二項中「これを」を「ついて」に改める。

各号を加える。 に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、 改め、同条第三項中「交付」を「提供」に、「当該逮捕状に代わるものを被疑者に示す」を「被疑者 よる措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に 「記載又は記録」に、「交付」を「提供」に改め、同条第二項中「被疑者に示す」を「次項の規定に 第二百一条の二第一項中「被疑者に示す」を「第三項の規定による措置に用いる」に、「記載」を 同項に次の

- 逮捕状に代わるものが書面である場合、逮捕状に代わるものを示すこと。
- 載又は記録が」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 項の規定による措置をとる」に、「記載された」 第二百一条の二第四項中「交付」を「提供」に、 に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 逮捕状に代わるものが電磁的記録である場合
 裁判所の規則の定めるところにより、逮捕状 を「記載され又は記録された」に、「記載が」を 「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記「を所持しないためこれを示す」を「について前

この場合においては、 できる限り速やかに、前項の規定による措置をとらなければならない。

金曜日

に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。 検察官は、刑事施設に被疑者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識 ||百五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項 一百三条第一項中「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改める。

被疑者に対し、あらかじめ、検察官が同項の規定により弁解の機会を与える旨を告げなければな しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定により弁解の機会を与えるときは、

を「記載又は記録」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第二項中「被疑者に示す」を「勾 留状を執行するための措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」 「提供する」に改める。 第二百七条の二第一項中「被疑者に示す」を「勾留状を執行するための措置に用いる」に、「記載」

げる措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 同条第五項中「を、」を「について、」に、「示さなければ」を「対し、それぞれ第一号又は第二号に掲 措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改め、 第二百七条の三第三項中「被疑者に示す」を「第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定による

押印に代わる措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、 は、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び勾留状にとられた記名 勾留状が書面である場合にあつては、これを示し、勾留状が電磁的記録である場合にあつて 書面その他のものに表示して示

留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示す わるものが電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、同項の勾 第三項の勾留状に代わるものが書面である場合にあつては、これを示し、同項の勾留状に代

とができる。 第二百十八条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。 第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によるこ

索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなけれ第二百十九条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「有効期間及びその期間経過後は差押え、捜 れに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 ならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、こ 当該令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着

第二百十九条第二項中「同条」を「同条第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録し り、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨 員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をと 証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職 手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検

六十四条第三項」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。 しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第四項中「第六十四条第二項」を「第 なければ」に改め、同条第三項中「同条」を「同条第一項」に、「同項」を「同条第三項」に、「記載 前条第一項の令状には、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 裁判官が当該各号に定める措置

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

記名押印すること。

の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官 当該令状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(当該令状

> を「ついて、第百十条第一項」に、 載された」を「記載され、又は記録された」に、「の記載」を「の記載又は記録」に、「第百十条」 該措置をとり終わる」に改め、同条第十二項中「第二百十八条」を「第二百十八条第一項」に、「記 中「令状の提示をする」を「当該措置をとる」に改め、同項第三号中「令状の提示が終わる」を「当 百十八条第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第十一項 条第一項」に、「令状の提示の」を「措置をとる」に改め、同条第十項中「第二百十八条」を「第二 に改め、同条第四項中「記載」を 「第百十条第一項」に、「令状の提示の」を「措置をとる」に改める。 第二百二十二条第一項中「第百二十条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「ついて、第百十条」 「第百十条」を「第百十条第一項」に、「令状の提示に」を「措置をとるに」に改め、 同項第二号 「記載又は記録」に改め、同条第八項中「第百十条」を 「第百十 「「第百五条の二、第百十条」を「第百五条の二、第百十条第一項」 を

と、「その謄本」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状の謄本」に改める。 わるものに記録された事項」と、同項第二号中「当該決定」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状」 部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「当該勾留状に代 該勾留状に代わるものが」と、「その」に、「、「第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」を 第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「勾留状が」とあるのは 「「当該勾留状に代わるもの」と、「勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項(第二号に係る 第二百二十四条の二中「交付」を「提供」に、「勾留状の」を「対し、勾留状」とあるのは「対し、 当

れを」を削る。 第二百二十五条第四項中「乃至第四項及び第六項」を「から第六項まで及び第八項」に改め、「こ

改め、「これを」を削り、同項の次に次の一項を加える。 る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)により、」に をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用す り電磁的方法(電子情報処理組織(検察官又は司法警察員の使用に係る電子計算機と告訴又は告発 第二百四十一条第一項中「又は口頭で」を「若しくは口頭で、又は主務省令で定めるところによ

び住居又はこれに代わる連絡先(法人にあつては、その名称又は商号、 事務所又は本店の所在地)を明らかにしてしなければならない。 告訴又は告発は、犯罪事実、その犯人の処罰を求める旨並びに告訴又は告発をする者の氏名及 代表者の氏名及び主たる

第二百四十二条中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録」を加える。

加える。 第二百四十三条中「取消」を「取消し」に改め、「これを」を削り、同条に後段として次のように

と読み替えるものとする。 は、「取消しの対象とする告訴又は告発を特定するに足りる事項、その告訴又は告発を取り消す」 この場合において、第二百四十一条第二項中「犯罪事実、その犯人の処罰を求める」とあるの

「これを」を削る。 第二百四十五条中「第二百四十一条及び」を「第二百四十一条第一項及び第三項並びに」に改め、

第二百四十六条中「の定」を「の定め」に、「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改め、

同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。 第二百五十五条中「起訴状の謄本の」を「第二百七十一条第一項の規定による」に改める。

に、「虞が」を「おそれが」に改め、同条第六項中「生ぜしめる虞」を「生じさせるおそれ」に、「物 に改め、同条第四項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の誤」を「の誤り」に、「防禦」を「防御」 第二百五十六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第三項中 又は」を「ものを添えてはならず、かつ、」に改める 「以て」を 「もつて」

前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、 一百五十八条中「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改める。 適用しな 第二百五十六条の二に次の一項を加える。

法であつて法務省令で定めるものをいう。)により、」に改め、「差し出してこれを」を削り、 信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方 察官の使用に係る電子計算機と同項の規定による請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通 **「請求書を」を「書面で、又は法務省令で定めるところにより電磁的方法(電子情報処理組織(検** 第二百六十二条第二項中「の請求」を「の規定による請求」に、「通知」を「規定による通知 一項を加える。 同条に次

第二百七十条第一項に後段として次のように加える。 第一項の規定による請求については、第一編第六章の二の規定は、適用しない

第二百七十条第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第一 の次に次の一項を加える。 はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 を視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又 2、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものこの場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるとき

とができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。 おいては、第百八十条の二第一項に規定する電磁的方法により、これを閲覧し、及び謄写するこ 検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類又は証拠物がファイルに記録されている場合に

に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。 第二百七十一条第一項中「起訴状の謄本」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号

条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面) 訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同公訴の提起が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている起

公訴の提起が起訴状の提出によりされた場合 起訴状の謄本

官

に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。 第二百七十一条第二項中「起訴状の謄本が送達されない」を「前項の規定による送達がされない

条の二第四項」と、」に、「起訴状の謄本」を「前項」に、「、「起訴状抄本等」を「「次条第四項」に改め、 当該各号に定めるものを」に、「及び」を「中「第二百七十一条第一項」とあるのは「第二百七十一 訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状抄本等を」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同条第四項中「第二項の」を「第一項の」に、「起 同項に次の各号を加える。 第二百七十一条の二第一項中「起訴状の謄本の」を削り、同条第二項中「ともに」を「共に」に

同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面) 状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、 当該求めが第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている起訴

当該求めが起訴状抄本等の提出によりされた場合 起訴状抄本等

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各 号を加える。 第二百七十一条の三第一項中「前条第二項」を「前条第一項」に、「より起訴状抄本等を提出する」 「よる求めをする」に、「弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければ」を「次

状に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりする場合 ファイルに記録されている起訴

提出すること 公訴の提起を起訴状の提出によりする場合 弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を

25

ものを」に改め、同項に次の各号を加える。 いもの」を削り、「起訴状の謄本を」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める に記載された」を「前条第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がな 第二百七十一条の三第二項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴

されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面) 項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事 同条の記録媒体に記録

前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状の謄本

各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。 等を提出する」を「第一項の規定による措置に代えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該第二百七十一条の三第三項中「起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、起訴状抄本

通知すること。 録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を 前条第一項の規定による求めを第五十四条の二第一項の方法によりする場合 ファイルに記

として、起訴状抄本等を提出すること。 前条第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりする場合 弁護人に送達するもの

の各号を加える。 抄本等を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、 第二百七十一条の三第四項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状 同項に次

に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面) べき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載す 同条の記録媒体

前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状抄本等

なければ」に改め、同項に次の各号を加える。 の謄本を提出しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとら「起訴状抄本等の提出」を「求め」に改め、同条第二項中「弁護人に送達するものとして、起訴状 第二百七十一条の四第一項中「第二百七十一条の二第二項」を「第二百七十一条の二第一項」

状に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 ファイルに記録されている起訴

提出すること。 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 弁護人に送達するものとして、 起訴状の謄本を

該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。 本等に記載がないもの」を削り、「起訴状の謄本を」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 本等に記載がないもの」を削り、「起訴状の謄本を」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当に記載された」を「第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄第二百七十一条の四第三項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状

されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面) 項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事 同条の記録媒体に記録

二 前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状の謄本

各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。 等を提出する」を「第二項の規定による措置に代えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 第二百七十一条の四第四項中「起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、起訴状抄本 、当該

ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に 第二百七十一条の二第一項の規定による求めを第五十四条の二第一項の方法によりした場合

に送達するものとして、 第二百七十一条の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 起訴状抄本等を提出すること 弁護人

- に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面) べき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載す 同条の記録媒体
- 前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状抄本等

に改め、同項に次のただし書を加える。 第二百七十一条の五第四項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」

ただし、被告人に対する電磁的記録による当該通知は、被告人に異議があるときは、すること

規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第十条の二第一項」を加え、同条第三項中「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項の 法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。 人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方 判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個 条第二項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「第 本等に記載がないもの」を削り、「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の二第一項」を加え、同 一号」を「が同項第一号」に、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「弁護人に裁 に記載された」を「第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄 |一百七十一条の二第一項の規定による求めに係る] に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第 |百七十一条の二第一項第一号] を「が同項第一号」に改め、「第四十条第一項」の下に「又は第四 第二百七十一条の六第一項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状

- ない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。 本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはなら 第四十六条第一項の規定による請求 弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄
- ならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。 るに当たり、これらに記載され、又は記録されている当該個人特定事項を被告人に知らせては 第四十六条第二項の規定による請求
 弁護人に同項に規定する書面又は電磁的記録を提供す

金曜日

若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該個人特定事項を被告人 を に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する」 を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書 る求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号」を 「が同項第一号」に、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「裁判書若しくは裁判 第二百七十一条の六第四項中「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項の規定によ 「当該各号に定める措置をとる」に改め、 同項に次の各号を加える

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

- 次のイ又は口のいずれかに掲げる措置
- 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付
- \Box 前項第一号に定める措置をとること。

- 第四十六条第二項の規定による請求 次のイ又は口のいずれかに掲げる措置 記録した書面又は電磁的記録 (当該個人特定事項の記載又は記録がないものに限る。)であつ てその内容が当該裁判書又は調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたも 第四十六条第二項に規定する裁判書又は調書に記録されている事項の一部を記載し、又は
- 前項第二号に定める措置をとること。

のを提供すること。

の記載がないものを交付する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加え る」を「次の各号に掲げる」に、「裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項 訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号」を「が同項第一号」に、「第四十六条の規定によ 「起訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状に記載された」を「当該求めに係る」に、「のうち起 第二百七十一条の六第五項中「第二百七十一条の二第二項」を 「第二百七十一条の二第一項」

第四十六条第二項の規定による請求 前項第二号イに掲げる措置をとること。第四十六条第一項の規定による請求 前項第一号イに掲げる措置をとること。

再生したものを視聴し又はその内容の」に、「の閲覧」を「の閲覧若しくは視聴」に改める。 る求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号」を 「が同項第一号」に、「を閲覧し又はその」を「の内容を表示したものを閲覧し若しくはその内容を 第二百七十一条の六第六項中「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第

に改める。 るのは「これらの勾留状に代わるものに記録された事項」に改め、同条第六項中「交付」を「提供」 条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあ 留状に代わるもの」を「「これらの勾留状に代わるもの」と、「勾留状に記録された事項及び第六十四 に、「、「第二百七十一条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七条の二第二項本文の勾 るもの」と、同項第一号中「勾留状が」とあるのは「これらの勾留状に代わるものが」と、「その」 百七十一条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わ め、同条第五項中「交付」を「提供」に、「勾留状の」を「対し、勾留状」とあるのは「対し、第二 の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と、同条第三項中」に、 を削り、「同項中」を「同条第一項第二号中「事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。) 第一号及び第二号中「勾引状」とあり、並びに」に改め、「あり、及び同項ただし書中「令状」と」 に改め、同条第二項中「交付」を「提供」に、「同条第一項前段中「これ」とあり、」を「同条第一項 ための措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」 六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同項第二号中「被告人に示す」を「これらを執行する 訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号」を「が同項第一号」に改め、同項第一号中「第 に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と、同条第三項中」に、「記載された」を 三項中「交付」を「提供」に、「同条第二項中「これ」とあり、」を「同条第二項第一号及び第二号中 「提供」に、「記載された」を「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載又は記録が」に改 「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載又は記録が」に改め、同条第四項中「交付」を 「同条第二項第二号中「事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置 「勾留状」とあり、並びに」に改め、「あり、及び同項ただし書中「令状」と」を削り、「同項中」を 「記載された」を「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載又は記録が」に改め、同条第 「起訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状に記載された」を「当該求めに係る」に、「のうち起 第二百七十一条の八第一項中「第二百七十一条の二第二項」を「第二百七十一条の二第一項」に、

音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる」に改める 第二百八十一条の二中「並びに第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する」を「及び映像と

第二百八十六条の二の次に次の一条を加える。

第二百八十六条の三 日における手続を行うときは、この限りでない。 されている被告人が保釈又は勾留の執行停止をされている場合において、判決を宣告する公判期 とができる方法によつて、手続を行うことができる。ただし、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴 項及び第三百十六条の三十四第五項において同じ。)以外にある場所であつて、適当と認めるもの び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下この及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内(裁判官及 に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ 被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官 審理の状況、弁護人の数、事案の軽重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があハ十六条の三 裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、次に掲げる場合であ

被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている

(号外第 113号)

被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認め

した被告人は、その公判期日に出頭したものとみなす。 前項の規定により公判期日における手続を行う場合において、 同項の適当と認める場所に在席

第二百八十八条の次に次の一条を加える。

る手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができる。この場合において、その第二百八十八条の二 弁護人は、裁判所が第二百八十六条の三第一項の規定により公判期日におけ 場所に在席した弁護人は、その公判期日に出頭したものとみなす。

を「録音若しくは録画を行う方法により供述を記録した電磁的記録」に改める。 とられた」に、「映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したもの」 び第三百二十二条第一項において同じ。)」に、「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、 「のある」を「があり、若しくは裁判所の規則で定める供述者の署名若しくは押印に代わる措置が 第二百九十条の三第一項中「供述書」を「供述書(電磁的記録を含む。第三百二十一条第一項及

もの」に改め、同項に次の各号を加える。 第二百九十一条第一項中「起訴状」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

し書の場合にあつては、同条の記録媒体)に記録されている起訴状に記載すべき事項 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 ファイル (第五十四条の四ただ

金曜日

各号を加える。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 裁判所の規則の定めるところに 同項に次の

第二百九十一条第二項中「起訴状の」を「規定による」に、「起訴状を示さなければ」を「対し、

部について第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する」を「適用しない」に を除き」を加え、「。以下この項において同じ」を削り、「当該措置に係る個人特定事項の全部又は一 に「、当該措置に係る個人特定事項の全部について第二百七十一条の五第一項の決定があつたとき 第二百九十一条第三項中「起訴状の」を「規定による」に改め、同条第四項中「おいては」の下 め、同項後段を削り、同条第五項中「起訴状の」を「規定による」に改め、同条第四項の次に次 より、前項第一号に定めるものを電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状を示すこと。

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

いて第二百七十一条の五第一項の決定があつたときは、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲の二第四項の規定による措置がとられた場合において、当該措置に係る個人特定事項の一部につ 第二百九十条の二第一項若しくは第三項又は前条第一項の決定があり、かつ、第二百七十一条

> て示し、又は同項に規定する書面を示さなければならない。 より同条第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示し げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、裁判所の規則の定めるところに

- 面その他のものに表示して示すこと。 同条の記録媒体)に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、 第二百七十一条の二第一項の規定による求めを第五十四条の二第一項の方法によりした場合 裁判所の規則の定めるところにより、ファイル(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、 書
- 一 第二百七十一条の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 起訴状

第二百九十一条の二中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

中「前項の規定により書面が提出された」を「次の各号に掲げる」に、「その旨」を「当該意見の提 出があつた旨」に、「その書面」を「当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。 陳述に代えて書面により意見」に、「又は意見の」を「又は同項の規定による」に改め、同条第八項 第二百九十二条の二第七項中「意見の陳述に代え意見を記載した書面」を「第一項の規定による

前項の規定による意見の提出が書面によりされた場合 当該書面

前項の規定による意見の提出が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合(ファイル (第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体)に記録されている当該意見

条第二項中「証拠調」を「証拠調べ」に改める。 第六項から第九項までにおいて同じ。)」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、 又はその内容を再生したものを視聴する機会。次条、第二百九十九条の三及び第二百九十九条の四 が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、 同じ。)又は証拠物の取調べ」に改め、「閲覧する機会」の下に「(証拠書類又は証拠物の全部又は一部 第二百九十九条第一項中「又は証拠物の取調」を「〈電磁的記録を含む。第三百五条を除き、第二百九十二条の二第九項中「よる書面」を「より提出された意見」に改める。 同

た」を「第二百七十一条の二第一項の規定による求めをした」に改める。 第二百九十九条の三ただし書中「第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出し

又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がな 第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの を提出した」を「よる求めをした」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項又は に、「第三百十二条の二第二項」を「第三百十二条の二第一項」に、「より訴因変更等請求書面抄本等 二項」を「第二百七十一条の二第一項」に、「より起訴状抄本等を提出した」を「よる求めをした」 求書面抄本等に記載がないもの」及び「いずれも」を削り、同条第七項中「第二百七十一条の二第 状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請 百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴 因変更等請求書面抄本等を提出した」を「よる措置をとつた」に、「起訴状に記載された」を「第二 項及び同号」を「第七項及び次条第二項第一号」に改め、同条第四項中「より起訴状抄本等又は訴 個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの」及び「いずれも」を削り、「第七 条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。以下この条及び同号において同じ。)に記載された 求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面(第三百十二 等をいう。以下この条及び次条第二項第一号において同じ。)を提出した」を「よる求めをした」に、 十二条の二第一項」に、「より訴因変更等請求書面抄本等(同項に規定する訴因変更等請求書面抄本 「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による 「より起訴状抄本等を提出した」を「よる求めをした」に、「第三百十二条の二第二項」を「第三百 第二百九十九条の四第二項中「第二百七十一条の二第二項」を「第二百七十一条の二第一項

第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの る措置をとつた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二 第二百九十九条の五第二項第一号中「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項又は ·の」を削り、同条第九項中「より起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した」を「よ 書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの」を削る。 一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請

を加え、同条第三項中「若しくはこれら」を「(以下この項においてこれらの者を「措置対象者」と もの」を削る。 第二百九十九条の六第一項及び第二項中「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の二第一項」

又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がない

措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせ 置に係る者」を「措置対象者」に改め、同項に次の各号を加える。 る時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「措 裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該 いう。)若しくは措置対象者」に、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「弁護人に

らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。 に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定するこ るに当たり、これらに記載され、又は記録されている当該措置対象者の氏名又は住居を被告人 第四十六条第二項の規定による請求 弁護人に同項に規定する書面又は電磁的記録を提供す 本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置対象者の氏名又は住居を被告人に知第四十六条第一項の規定による請求「弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄

当該氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる 時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、 は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名若しくは住居の記載がないものを交 若しくは措置対象者の」に、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「裁判書若しく に係る者」を「措置対象者」に改め、同項に次の各号を加える。 第二百九十九条の六第四項中「若しくはその」を「(以下この項において「措置対象者」という。) し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、 同項ただし書中「措置

第四十六条第一項の規定による請求 次のイ又は口のいずれかに掲げる措置

金曜日

いものを交付すること。 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置対象者の氏名又は住居の記載がな

前項第一号に定める措置をとること。

限る。)であつてその内容が当該裁判書又は調書に記録されている事項と同一であることの証記録した書面又は電磁的記録(当該措置対象者の氏名又は住居の記載又は記録がないものに 第四十六条第二項の規定による請求 次のイ又は口のいずれかに掲げる措置 明がされたものを提供すること。 第四十六条第二項に規定する裁判書又は調書に記録されている事項の一部を記載し、又は

前項第二号に定める措置をとること。

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

象者」という。)若しくは措置対象者」に、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「裁第二百九十九条の六第五項中「若しくはこれら」を「(以下この項においてこれらの者を「措置対 交付する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を 判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを 対象者」に改め、同項に次の各号を加える。

第四十六条第一項の規定による請求 第四十六条第二項の規定による請求 前項第一号イに掲げる措置をとること。 前項第二号イに掲げる措置をとること。

> 象者の氏名」に、「の閲覧」を「の閲覧若しくは視聴」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を 若しくはその内容を再生したものを視聴し又はその内容の」に、「措置に係る者の氏名」を「措置対 象者」という。)若しくは措置対象者」に、「を閲覧し又はその」を「の内容を表示したものを閲覧し 「措置対象者」に改める。 第二百九十九条の六第六項中「若しくはこれら」を「(以下この項においてこれらの者を「措置対

第三百条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「取調」を「取調べ」に改める

を「ついて」に改め、同条第四項中「記録媒体に」を「電磁的記録として」に改める。 録媒体」を「供述状況記録」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項中「これを」 下この項及び次項において「供述状況記録」という。)の」に改め、同項ただし書中「同項各号」を 「第四項各号」に、「当該記録媒体」を「供述状況記録」に改め、 同条第二項中「同項に規定する記 第三百一条の二第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「記録媒体の」を「電磁的記録 以

磁的記録」に、「取調」を「取調べ」に改める。 第三百二条中「乃至第三百二十三条」を「から第三百二十三条まで」に、「書面」を「書面又は電

した記録媒体」を削る。 第三百三条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、「を記録

の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる」に改める。 第三百四条の二中「並びに第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する」を「及び映像と音声

第三百五条第五項及び第六項を削る。

第三百七条の二に次の二項を加える。

又は自らこれを告げることができる。 求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、 は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その内容の再生に代えて、当該調書の取調べを請 条の六第五項の規定により電磁的記録がその一部とされた調書の取調べについては、当該調書の 部とされた電磁的記録の内容を再生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被告人又 第三百五条第一項及び第二項の規定並びに第一項及び第二項の規定にかかわらず、 第百五十七

場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第百五十七条 の五に規定する措置を採ることができる。 裁判所は、前項の規定により第百五十七条の六第五項に規定する電磁的記録の内容を再生する

第三百十条の次に次の一条を加える。

第三百十条の二 裁判所書記官は、証拠調べを終わつた証拠書類又は証拠物に記載され、 されている事項をファイルに記録しなければならない。 ことにつき困難な事情があるときは、この限りでない。 ただし、 当該事項をファイルに記録する

第三百十二条第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該請求を第五十四条の二第一項の方法によりする場合は、この限りでない

を加える。 「次の各号に掲げる場合には」に、「これ」を「、当該各号に定めるもの」に改め、 第三百十二条第五項中「前項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたときは」を 同項に次の各号

訴因変更等請求書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合 にあつては、 第一項の請求が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている 同条の記録媒体に記録されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項を記載し

一 第一項の請求が訴因変更等請求書面の提出によりされた場合 訴因変更等請求書面の謄本

第三百十六条の十二に次の一項を加える。

「共に」に改め、同条第三項中「前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたとき のを」に改め、同項に次の各号を加える。 第三百十二条の二第一項中「訴因変更等請求書面の謄本の」を削り、同条第二項中「ともに」を 「次の各号に掲げる場合には」に、「訴因変更等請求書面抄本等を」を「、当該各号に定める

四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている訴因変更等請求書面抄本等に されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の第一項の規定による求めが第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録 記載すべき事項を記載した書面)

第一項の規定による求めが訴因変更等請求書面抄本等の提出によりされた場合 訴因変更等

(号外第 113号)

訴状抄本等」とあるのは「訴因変更等請求書面抄本等」と、第二百七十一条の五第一項」に、「第二二百七十一条の五第一項」を「同項、同条第四項並びに第二百七十一条の四第四項及び第五項中「起 の提起」とあるのは「第三百十二条第一項の請求」と、第二百七十一条の三第一項及び第二項並びめ」に、「おいて」を「おいて、第二百七十一条の三第一項及び第二百七十一条の四第二項中「公訴第三百十二条の二第四項中「第二項」を「第一項」に、「訴因変更等請求書面抄本等の提出」を「求 に第二百七十一条の四第二項及び第三項中「起訴状」とあるのは「訴因変更等請求書面」と」に、「第 七十一条の六第五項」を 「同項第一号」に改める。 「第二百七十一条の六第二項から第六項まで」に、「同条第一項第一号」

第三百十六条の七に次の二項を加える。 第三百十六条の二第三項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改める。

法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した検察官又は弁護席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方 の九第四項において同じ。)以外にある場所であつて、適当と認めるものに検察官又は弁護人を在理手続期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次項及び第三百十六条官及び弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内(裁判長が公判前整 人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなす。 裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、

おける手続を行うことができる。 相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、 5年の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、公判前整理手続期日に裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像と音声の送受信により

第三百十六条の九に次の一項を加える。

第三百十六条の十中「書面に」を「書面若しくは電磁的記録に」に改める。 合において、その場所に在席した被告人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなす。 を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、手続を行うことができる。この場 る場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態 官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にあ 裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察

イルに記録しなければならない。 公判前整理手続調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファ

並びに第二項の」を「規定による提出、 ければ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「書面の提出及び送付第三百十六条の十三第一項中「提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければ」を「提出しな 第二項の規定による送付及び第三項の規定による」に改め、

録した電磁的記録の送付は、 した書面又は電磁的記録を送付しなければならない。ただし、被告人に対する証明予定事実を記 項の場合において、検察官は、被告人又は弁護人に対し、証明予定事実を記載し、又は記録 被告人に異議があるときは、することができない

29

相手方の区分に応じ、当該イ又は口に定める機会」に改め、同号に次のように加える。 る機会 (弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)]を「について、次のイ又は口に掲げる 第三百十六条の十四第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項第一号中「を閲覧す

生したものを視聴する機会) における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再 被告人 閲覧する機会(当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合

の内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会) その内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、 録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又は 弁護人 閲覧し、及び謄写する機会(当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記

のように加える。 いて、次のイ又は口に掲げる相手方の区分に応じ、当該イ又は口に定める機会」に改め、 した書面又は電磁的記録をいう。以下この号及び第三百十六条の十八第二号において同じ。))につ 書面)を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)」を「記載し、 第三百十六条の十四第一項第二号中「あつては、」の下に「供述要旨書面等 (] を加え、「記載した 同号に次 又は記録

又はその内容を再生したものを視聴する機会) 的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、 被告人 閲覧する機会(当該供述録取書等又は当該供述要旨書面等の全部又は一部が電磁

第三百十六条の十四第二項中「交付」を「提供」に改め、同項に次のただし書を加える。 は印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会 のを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、 は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したも 弁護人 閲覧し、及び謄写する機会(当該供述録取書等又は当該供述要旨書面等の全部又 若しく

きは、することができない。 ただし、被告人に対する電磁的記録をもつて作成する一覧表の提供は、被告人に異議があると

五項中「交付」を「提供」に、「前二項」を「同項ただし書及び前二項」に改める。 る」を「記載し、又は記録する」に、「記載しない」を「記載し、又は記録しない」に改め、 磁的記録の標目」に改め、同条第四項中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に、記載す 定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものに限る。)」に、「の標目」を「又は当該電 項第二号中「書面で」を「書面(」に、「もの」を「ものに限る。)又は電磁的記録(裁判所の規則で 第三百十六条の十四第三項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同 同条第

を に、「押収者」を「押収をした者」に改め、 等記録書面」を「押収手続等記録書面等」に、「であつて、証拠物の」を「又は電磁的記録であつて、」 れら」に改め、同項第八号中「書面」を 記録」に改め、同項第三号及び第四号中 第三百十六条の十五第一項第二号中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的 「押収手続等記録書面等」に改める。 「書面又は電磁的記録」に改め、同項第九号中「押収手続 「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「これ」 同条第二項及び第三項第二号イ中「押収手続等記録書面」

項の書面又は電磁的記録」に改める。 第三百十六条の十六第一項中「第三百十六条の十三第一項の書面」を |第三百十六条の十三第二

の十三第四項」に改める 項の書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「第三百十六条の十三第三項」を「第三百十六条 第三百十六条の十七第 一項中「第三百十六条の十三第一項の書面」を「第三百十六条の十三第二

なければ」に改め、同条第二項中「第三百十六条の十三第三項」を「第三百十六条の十三第四項」第三百十六条の二十一第一項中「提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければ」を「提出し 十六条の十四第一項第二号口に定める」に改める。 第三百十六条の十八第一号中「を閲覧し、かつ、謄写する」を「について、第三百十六条の十四 容の要旨を記載した書面)を閲覧し、かつ、謄写する」を「供述要旨書面等)について、 一項第一号口に定める」に改め、同条第二号中「その者が公判期日において供述すると思料する

準用する第三百十六条の十三第二項の規定による送付及び前項の規定による」に改め、同条第四項 に改め、同条第三項中「書面の提出及び送付並びに前項の」を「規定による提出、第二項において 「第二項」を「第三項」に改め、「これを」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

る。

定事実について準用する。 第三百十六条の十三第二項の規定は、前項の場合における同項の追加し又は変更すべき証明予

改め、同条第四項及び第五項中 第三百十六条の二十二第二項中 「これを」 「第三百十六条の十三第三項」を「第三百十六条の十三第四項」 を削る。

第三百十六条の二十五第一項及び第三百十六条の二十六第一項中「第三百十六条の二十一第四項 第三百十六条の二十三第一項中「これを」を削り、 「第三百十六条の二十一第五項」に改め、「これを」を削り、同条第三項中「これを」を削る。第三百十六条の二十三第一項中「これを」を削り、同条第二項中「第三百十六条の二十一第四項 「第三百十六条の二十一第五項」に改める。

この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録につ第三百十六条の二十七第一項後段を次のように改める。 いては、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、

第三百十六条の二十七第二項中「を記載した一覧表の提示」を「の一覧表を提示すること」提示を受けるものとする。 同項後段を次のように改める に改

同条第二項の次に次の一項を加える。 第三百十六条の二十七第三項中「第一項」を ついては、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。 この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表に 「第一項及び前項」に、「前項」を「前二項」に改め、

写をさせることができない。 前二項の場合においては、裁判所は、 何人にも、 第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄

第三百十六条の二十八第二項中「及び第三百十六条の十二」を「並びに第三百十六条の十二第 及び第二項」に、「同条第二項」を「同項及び同条第三項」に改める。

金曜日

一項から第四項までの規定は公判準備において」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改め、第三百十六条の三十四第五項中「規定は、」を「規定は」に、「又は」を「が行われる場合について、 条第四項の次に次の二項を加える。

た者は、その公判期日に出席したものとみなす。 方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した当該申出をし の他の事情を考慮し、相当と認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの場所に申出をした者を 護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数そ 裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所以外の場所であつ

めるもの 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が適当と認 意

見を付して、これを裁判所に通知するものとする。 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、 検察官は、

> を「場合 互に認識しながら通話をすることができる方法による場合を含む。)」に改め、同条第五項中「場合」 て同じ。)に」に改め、同条第四項中「面前」を「面前(映像と音声の送受信により相手の状態を相 五項(同条第七項において準用する場合を含む。) に規定する方法による場合を含む。 第四項にお 第三百十六条の三十九第一項中「同条第五項」を「同条第七項」に、「場合に」を「場合(同条第 (同条第五項に規定する方法による場合を含む。)」に改める。

第三百

に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め 第三百二十条第一項中「第三百二十一条乃至第三百二十八条」を「次条から第三百二十八条まで」

に改める。 項中「記載した書面」を 同条第三項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、 的記録又は」に、「記載した書面」を「記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録」に改め、 を「及び電磁的記録以外の書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは電磁 同項第一号及び第二号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項第三号中 あり、若しくは裁判所の規則で定める供述者の署名若しくは押印に代わる措置がとられた」に改め、 第三百二十一条第一項中「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のある」を「が 「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「である」を 「以外の書面」 同条第四

第五項ただし書」を「第三百七条の二第四項ただし書」に改める。 第三百二十一条の二第一項中「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、 同条第二項中 「第三百五条

第三百二十一条の三中「記録媒体」を「電磁的記録」に改める。

に改め、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。 同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「疑が」を「疑いが」あり、若しくは裁判所の規則で定める被告人の署名若しくは押印に代わる措置がとられた」に改め、第三百二十二条第一項中「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のある」を「が

各号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。 第三百二十三条中「以外の書面」を「及び電磁的記録以外の書面又は電磁的記録」に改め、

くは電磁的記録に記載され、若しくは記録された」に改める。 第三百二十五条中「書面又は」を「書面若しくは電磁的記録又は」に、「に記載された」 若し

に改める。 で」に改め、同条第二項中「証拠調」を「証拠調べ」に改め、同項ただし書中 第三百二十六条第一項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「乃至前条」を 但し 「から前条ま を「ただし」

書等」に、「その書面」を「当該書面又は当該電磁的記録」に改める。 う。)の」に、「記載して」を「記載し、又は電磁的記録として記録して」に、「その文書」を っ)の」に、「記載して」を「記載し、又は電磁的記録として記録して」に、「その文書」を「その文第三百二十七条中「文書の」を「文書若しくは電磁的記録(以下この条において「文書等」とい

しくは電磁的記録」に改める。 第三百二十八条中「乃至第三百二十四条」を「から第三百二十四条まで」に、「書面」 を 書面若

の規則で定める連署に代わる措置をとつた電磁的記録」に改める。 第三百五十条の三第二項中「又は」を「若しくは」に、「書面」を「書面又はこれらの者が裁判所

を「の書面又は電磁的記録」に改める。 容書面等」に改め、同条第二項及び第三項中「合意内容書面」を 『書面等』に改め、同条第二項及び第三項中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に、「の書面」第三百五十条の七第一項中「(以下「合意内容書面」を「又は電磁的記録(以下これらを「合意内

改め、同項に次のただし書を加える。 第三百五十条の八及び第三百五十条の九中 第三百五十条の十第二項中「記載した書面」 「合意内容書面」 又は記録した書面又は電磁的記録」 を 「合意内容書面等」に改める。 に

るときは、 ただし、被疑者又は被告人に対する電磁的記録による当該告知は、これを受ける者に異議があ することができない

条第六項中「を添付しなければ」を「又は電磁的記録を添えなければ」に改める。 第三百五十条の十六第三項及び第五項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、 同

たものを視聴する機会)」を加える。 合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生し 第三百五十条の十九中 「閲覧する機会」の下に「(証拠書類の全部又は一部が電磁的記録である場

し出した」を「提出した」に改め、同条第二項中「代書し」を「被告人に代わつて作成し」に改め「第三百六十六条第一項中「申立書」を「申立書(電磁的記録を含む。次項において同じ。)」に、「差 第三百六十条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「取下」を「取下げ」に改める。第三百五十条の二十二中「第二百九十一条第五項」を「第二百九十一条第六項」に改める。

第一項第二号において同じ。)を添えなければ」に改める。 第三百七十六条第二項中「を添附しなければ」を「電磁的記録を含む。次条及び第三百八十六条

(号外第 113号)

第三百七十七条中「左の」を「次に掲げる」に、「申立」を「申立て」に、「充分な」を 「十分な」

に、「添附しなければ」を「添えなければ」に改める。

条第二項中「控訴申立」を「控訴申立て」に、「である」を「とする」に改め、同条第三項中「添附第三百八十二条の二第一項中「取調」を「取調べ」に、「控訴申立」を「控訴申立て」に改め、同 しなければ」を「添えなければ」に、「取調」を「取調べ」に改める。

えなければ」に改め、同条第一号中「あたる」を「当たる」に改める。 第三百八十三条中「左の」を「次に掲げる」に、「申立」を「申立て」に、「添附しなければ」を 添

ら第三百八十二条まで」に改め、同条第二項中「これを」を削る。添えられていない」に改め、同項第三号中「申立」を「申立て」に、「乃至第三百八十二条」 第三百八十六条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「を添附しない」を を 「かが

2、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加え第四百二十三条第二項中「を添えて、これ」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。)と共 第四百八条中「書類」を「書類又は電磁的記録」に、「申立」を「申立て」に改める。

的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、当該申立書) 抗告が申立書の差出しによりされた場合 当該申立書に記載されている事項を記録した電磁

官

を「言渡し」に改め、同条第五号中「言渡」を「言渡し」に改め、同条第六号中「言渡」を「言渡渡しを受けた者をぶ告した」に改め、同号ただし書中「但し、誣告」を「ただし、ぶ告」に、「言渡」、」に、「その言渡」を 「その言渡し」に改め、同条第三号中 「言渡を受けた者を誣告した」を 「言渡四百三十五条中 「左の」を 「次に掲げる」に、「言渡をした確定判決」を 「言渡しをした確定判 し」に、「あらたに」を「新たに」に改め、同条第七号中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」 録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録)記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記 同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。 抗告が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている申立書に に

等」に、「差し出した」を「提出した」に、「の書面」を「の書面又は電磁的記録」に、「差し出さなけ し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「合意内容書面」を「合意内容書面 第四百六十二条の二第一項中「と同時に、合意内容書面」を「に併せて合意内容書面等」に、「差第四百六十二条第二項中「を添附しなければ」を「又は電磁的記録を添えなければ」に改める。 ば」を「提出しなければ」に改める。 第四百六十一条の二第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

あつた」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。第二号中「された」とあるのは「され、第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出、 第二号中「された」とあるのは「され、第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出がによる起訴状の謄本の提出」を「され、第四百六十三条第三項の規定による通知をした」と、同項中「公訴の提起」を「第二百七十一条第一項第一号中「された」に、「第四百六十三条第四項の規定 第四百六十三条第二項中「である」を「とする」に改め、同条第五項中「第二百七十一条第一項 つた」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える

31

第四百六十八条第五項中「ともに」を「共に」に改め、 「第四百六十三条第七項」に改める。 前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合には、適用しない。 同条第六項中 「第四百六十三条第六項」

を

に改める。 を「取下げ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「在る」を「おいて保管されている」 だし書」に、「第百八条第一項但書」を「第百八条第一項ただし書」に改め、同条第二項中 第四百七十二条第一項ただし書中「但し、第七十条第一項但書」を「ただし、第七十条第一項た 取下

謄本若しくは抄本」を削り、「、これを」を「、第二号に掲げる場合にあつては同号に定める書面又 定める認印に代わる措置をとつて、その指揮を」に改め、同条に次の各号を加える。 は電磁的記録に認印し、又は法務省令(前条第一項ただし書の場合にあつては、裁判所の規則)で 当該各号に定めるもの」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判書の原本、」を「第 した調書の謄本又は抄本」を「当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 | 号に掲げる場合にあつては裁判書の原本又は同号に定める」に改め、「又は裁判を記載した調書の 第四百七十三条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に、「これに裁判書又は裁判を記載

- 当該調書の謄本又は抄本 裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合 当該裁判書又は
- 当該事項と同一であることの証明がされたもの れている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が 該裁判書、当該調書若しくはこれらを印刷した書面又は当該裁判書若しくは当該調書に記録さ 裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合

置をとらなければ」に改める。 第四百七十八条中「を作り」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。)を作り」に、「ともに」 「共に」に、「署名押印しなければ」を「署名押印し、又は法務省令で定める署名押印に代わる措

を

収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。第四百八十四条に次の一項を加える。 第四百八十四条の二中「前条前段」を「前条第一項前段」に改める。

れば」に改め、同条に次の一項を加える。 第四百八十七条中「検察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければ」 を 「又は記録しなけ

措置をとらなければならない。 収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、検察官又は司法警察員が当該各号に定める

- 収容状が書面による場合 記名押印すること
- 警察員の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 れた事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、 収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置(収容状に記録さ 併せて検察官又は司法
- 第四百八十九条に後段として次のように加える。

と読み替えるものとする。 この場合において、第七十三条第一項第二号中「裁判所の規則の」とあるのは、「法務省令で」

第四百九十四条の六に次の一項を加える。 第四百九十二条の二中「第四百九十四条の六」を 「第四百九十四条の六第一項」 に改める

がら通話をすることができる方法によつて、当該手続をすることができる。この場合においては、 ときは、刑事施設にその者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しな 陳述を聴く場合において、裁判所にその者を在席させて当該手続をすることが困難な事情がある 裁判所は、前項の規定により刑事施設にいる同項に規定する者に対し理由を告げこれに関する あらかじめ、 裁判所が当該手続をする旨を告げなければならな

同条第三項の表第五十九条、

第四百九十四条の十二第一項中「第四百九十四条の六」を「第四百九十四条の六第一項」に改め

第六十二条、第六十四条第一項及び第三項、第六十七条第一項及び

第六十二条、

六十四条第一項の項を次のように改める。 第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第一項及び第三項、 第七十三条第二項及び第三項並びに第七十四条の項中 第 一項、」を「第四項、」に改め、 第七十条第二項、 第七十二条第一 同表第

第六十四条第一項
すべき場所又は勾留すべき罪名、公訴事実の要旨、引致
制金の裁判を告知した裁判 制金を完納することができな 別金を完納することができな が場合における留置の期間、 が場合における留置の期間、

(号外第 113号)

項第二号 第二項並びに第七十三条第二 第六十四条第一項第二号及び 裁		
判長又は受命裁判官	の表第六十四条第一項の項の次に次	
裁判長	項の次に次のように加える。	拘置すべき り場合におけるの

三項」に改め、 第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第二項の項中 同表第七十三条第三項の項を次のように改める。 「第六十四条第 項 を 「第六十四条第

公乖	前二	第七十三条第三項第一
公訴事実の要旨	項	項各号又は前項各号
罰金が完納されていない旨	二項 おいて読み替えて準用する第 第四百九十四条の七第三項に	二項各号 おいて読み替えて準用する第 第四百九十四条の七第三項に

第四百九十四条の七第一項の次に次の一項を加える。

官

拘置状は、 書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることがで

第四百九十四条の八第二項の表第九十六条第一項第二号及び第六号の項の次に次のように加え

	九十八条第一項第一号
裁判長又は受命裁判官	係る部分に限る。) 第六十四条第二項(第二号に
裁判長	る部分に限る。) 第四百九十四条の七第三項に第四百九十四条第二項(第二号に係

第三項、第七十二条第一項、 同表第六十四条第一項の項中 第六十四条第 第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条の項中 一項及び第三項」を「第六十二条第一項、 罪名、 公訴事実の要旨 第六十四条第一項及び第四 い場合における留置の 罰金を完納することが 所、当該裁判に係る罰金の 所、当該裁判が確定し

判長又は受命裁判官

裁判長

項

に改め、

期で金たた 間き額日裁 な、、判

を 罪名、

公訴事実の要旨 い場合における留置の期間割金を完納することができな当該裁判に係る罰金の金額、所、当該裁判が確定した日、所、当該裁判が確定した日、

に改め、同項の次に

次のように加える。

項第二号第二月東京二月東京三項並びに第七十三条第一項第二号及び
裁判長又は受命裁判官
裁判長

第四百九十四条の十二第三項の表第六十四条第二項の項中「第六十四条第 一項」に改め、 同表第七十三条第三項の項を次のように改める。 項 を 第六十四

条

		第七十三条第三項
公訴事実の要旨	前二項	第一項各号又は前項各号
罰金が完納されていない旨	第一項第四百九十四条の十二第三項第四百九十四条の十二第三項	第一項各号第四百九十四条の十二第三項

第五百九条第三項の次に次の一項を加える。

とができる。 第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、 電磁的記録によるこ

掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又 は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨」を「次の各号に 第五百十条第一項中「有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は

- 手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨 当該令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着
- から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、 検察事務官に処分をさせる場合にあつては、検察官及び検察事務官)の使用に係る電子計算機 証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず検察官(第五百十六条の規定により 旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検 かつ、当該措置をとつた
- をとらなければならない。 第五百十条第二項中 [記載しなければ] を [記載し、又は記録しなければ] に改め、同条第1 「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。 前条第一項の令状には、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 裁判官が当該各号に定める措置 二項
- 当該令状が書面による場合 記名押印すること。
- の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官 当該令状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(当該令状

第五百十一条第三項中 「同条第一項」 を 「同条第一項第二号及び第三項」に改め、 同条第二項の

第一項の令状は、書面によるほか、 裁判所の規則の定めるところにより、 電磁的記録によるこ

を「ついて、第百十条第一項」に、「執行」と」を「執行」と、第百十条第一項第二号及び第二項第第五百十三条第一項中「第百二十条第一項」の下に「及び第三項」を加え「ついて「第百十条」 第四項」に改める。 条第七項において準用する第一項」と」に改め、同条第十項中「者」と」の下に「、第百二十条第 長」とあるのは「裁判長又は裁判官」と、第百二十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三 第二号及び第二項第二号中「第百七条第三項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五百十 する第二項」と」に、「第一項」」を「第一項に」」に、「第五百十三条第六項」を「第五百十三条第六項 のは「裁判官」と、第百二十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三条第六項において準用 部分に限る。)」とあるのは「第五百十条第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判長」とある 条第一項」」に、「第五百九条」」を「第五百九条第一項」」に改め、同条第六項中「第百十条」を「第百 係る部分に限る。)」と、「裁判長」とあるのは「裁判官」と、第百二十条第三項中「前二項」とある 三項中「前二項」とあるのは「第五百十三条第十項において準用する第二項」と」を加える。 前段」を「第百十条第一項、第百十一条の二前段」に、「執行」と」を「執行」と、第百十条第一項 に」に、「第二百十八条」」を「第二百十八条第一項」」に、「第五百九条」」を「第五百九条第一項」」に改 十条第一項」に、「者」と」を「者」と、第百十条第一項第二号中「第百七条第三項(第二号に係る 二号中「第百七条第三項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五百十条第三項(第二号に 条第四項において読み替えて準用する第五百十条第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判 第五百十五条第四項中「第四項」を「第六項」に、「、第百六十八条第二項」を「、第百六十八条 は「第五百十三条第一項において準用する第一項」と」に、「第一項」とあるのは「第五百十三条 一項」」を「第一項に」とあるのは「第五百十三条第一項に」」に、「第二百十八条」」を「第二百十八 同条第七項中「第百二十条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第百十条、第百十一条の二

本則に次の一編を加える

官

第八編 雑則

林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、第五百十七条 この法律における主務省令は、 法務省令、国家公安委員会規則、 環境省令及び防衛省令とする。 厚生労働省令、 農

第三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する

金曜日

第九十五条の次に次の一条を加える。

(電子計算機損壞等公務執行妨害)

第九十五条の二 公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその 不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせ 用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは 又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処す

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、第百五十五条第一項を次のように改める。 一年以上十年以下の拘禁刑に処

下この章において「文書等」という。)を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章等 おいて「印章等」という。)を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画(以 を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書等を偽造する行為 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名(以下この章、第百六十五条及び第百六十七条に

> 二 公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等(印章等として表示されることとなる電磁的記録 磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造する行 的記録をいう。以下この章において同じ。)を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電 は公務員の作成すべき電磁的記録文書等(文書等として表示されて行使されることとなる電磁 をいう。以下この章、第百六十五条及び第百六十七条において同じ。)を使用して公務所若しく

改める。 的記録文書等」に改め、同条第三項中「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に 「若しくは署名した文書等又は公務所若しくは公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁 第百五十五条第二項中「又は公務員」を「若しくは公務員」に、「又は署名した文書又は図画」を

「印章等又は電磁的記録印章等」に改める。 第百五十六条中「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「印章又は署名」 を

るものに不実の記録をさせた」に改める。 文書等その他の電磁的記録であって、免状、鑑札若しくは旅券の全部若しくは一部として用いられて第百五十七条第二項中「又は旅券」を「若しくは旅券」に、「させた」を「させ、又は電磁的記録

に供した」に改める。 項」を「同条第一項」に、「供した」を「供し、又は同条第二項の電磁的記録を人の事務処理の用第百五十八条第一項中「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「又は前条第

第百五十九条第一項を次のように改める。

行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処

を偽造し、又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関 た他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造する行為 他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等 他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造し、又は偽造し

する電磁的記録文書等を偽造する行為

は電磁的記録文書等」に改める。 しくは事実証明に関する電磁的記録文書等」に改め、同条第三項中「文書又は図画」を「文書等又 は」に、「文書又は図画」を「文書等又は他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務若 第百五十九条第二項中「又は署名した権利、義務又は」を「若しくは署名した権利、義務若しく

又は公務所に提出すべき電磁的記録文書等であって、診断書、検案書若しくは死亡証書の全部若し くは一部として用いられるものに虚偽の記録をした」に改める。 第百六十条中「公務所」を「、公務所」に、「検案書又は」を「検案書若しくは」に、「した」を「し、

載若しくは記録」に改める。 第百六十一条第一項中「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「記載」 |を|記

記録記号」を加える。 電磁的記録をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「記号」の下に「若しくは電磁的第百六十六条第一項中「記号」の下に「又は電磁的記録記号(記号として表示されることとなる第百六十五条中「印章」を「印章等」に、「署名」を「電磁的記録印章等」に改める。

(検察審査会法の一部改正) 第百六十七条中「印章」を 「印章等」に、「署名」を「電磁的記録印章等」に改める。

第四条 検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。 第十六条第二項を次のように改める。

裁判官が、起立して、良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載した書面又 はその旨を記録した電磁的記録 前項の規定により宣誓をさせる場合においては、地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する (電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によつては認識するこ

金曜日

第三十八条に次の一項を加える。

う。以下同じ。)の内容を朗読し、検察審査員及び補充員をして、当該書面に署名押印させ、又はとができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい 当該電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらせなければならない。

記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。 第二十三条中「検察審査員及び補充員に対する」を削り、「、場所及び」を「及び場所並びに」に、 招集状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

しなければ」に改める。 の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。)により、かつ、その理由を明示して 子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信 令で定めるところにより電磁的方法(電子情報処理組織(検察審査会の使用に係る電子計算機(入 力装置を含む。以下この条及び第四十条において同じ。)と審査の申立てをする者の使用に係る電 第三十一条中「の申立」を「の申立て」に、「且つ申立の理由を明示しなければ」を「又は法務省 第二十四条中「因り」を「より」に、「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

第三十七条第二項中「その呼出」を「第一項の規定による呼出し」に改め、同条第一項の次に次 第三十五条の二第一項中「前条」を「前条第一項」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め 条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。 しながら通話をすることができる方法によつて、意見を述べさせることができる。 検察審査会は、前項の規定により検察官に意見を述べさせる場合において、相当と認めるとき 適当と認めるものに検察官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識 政令で定めるところにより、検察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつ

あつて、適当と認めるものに審査申立人又は証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手のときは、政令で定めるところにより、検察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所で 状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。 検察審査会は、前項の規定により審査申立人又は証人を尋問する場合において、相当と認める

映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつ ために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに当該相当と認める者を在席させ、 する場合において、相当と認めるときは、 検察審査会は、前項の規定により相当と認める者から法律その他の事項に関し専門的助言を徴 専門的助言を徴することができる。 政令で定めるところにより、検察審査員が審査を行う

局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置き、かつ」に、 事項と同一であることの証明がされたもの」に、「七日間」を「七日間、議決の要旨を法務省令で定 載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該議決書に記録されている める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、議決の要旨が記載さ 「申立」を「申立て」に、「かかる」を「係る」に改める。 た書面を」に、「議決の要旨を掲示し、且つ」を「掲示し、 一条の七第一項において同じ。)」に、「謄本」を「謄本又は当該議決書に記録されている事項を記 第四十条中「附した議決書」を「付した議決書(電磁的記録をもつて作成するものを含む。 第三十八条の二中「意見書」の下に「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。)」を加える。 又は議決の要旨を当該検察審査会事務

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

第四十一条の二第二項中 第四十一条第一項及び第二項中「議決書の謄本の」を「規定による」に改める。 「より当該議決に係る議決書の謄本の」を 「よる」に改める。

第四十一条の六第二項に次のただし書を加える

方法によつて、意見を述べる機会を与えれば足りる。 検察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに検察官を ただし、検察官に異議がない場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる

項において「起訴議決書謄本等」という。)」に改める。 容が当該議決書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの(第四十一条の九第二 議決書に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内 三項中「に規定する」を「の規定による」に、「その議決書の謄本」を「当該議決書の謄本又は当該 第四十一条の七第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、

を「第四十一条の七第三項」に、「前項の規定により裁判所がした」を「当該」に改める。 があつた場合」に、「議決書の謄本」を「起訴議決書謄本等」に、「第四十一条の七第三項ただし書」 第四十一条の九第一項中「議決書の謄本の」を削り、同条第二項中「場合」を「規定による指定

第四十三条第二項中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に改める。

(少年法の一部改正)

第五条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三」を「第五条の五」に改める。

磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したも 処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、 のを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、 の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報 第五条の二第一項に後段として次のように加える。 この場合において、当該記録の全部又は一部が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 その内容 当該電

二章第一節に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による申立て等)

第五条の四 検察官及び弁護士である付添人は、申立て、請求その他の裁判所に対してする申述(以 という。) に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなけ 用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該申立 下この条及び次条において「申立て等」という。)については、口頭でする場合を除き、最高裁判 当該書面をもつてされたものとみなす。 については、当該法令に特別の定めがある場合を除き、当該方法によりされた当該申立て等は、 とされているものであるときにおけるこの法律その他の当該申立て等に関する法令の規定の適用 ればならない。この場合において、当該申立て等がこの法律の規定により書面をもつてするもの て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」 電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使 所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る

立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、

機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等をす ることができない場合には、 第一項の規定は、検察官又は弁護士である付添人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算

(号外第 113号)

(裁判所書記官によるファイルへの記録)

第五条の五 申立て等が、書面によりされたとき (前条第一項の規定に違反してされたときを除 することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。 記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録 提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を

め、同条第二項中「(昭和二十三年法律第百三十一号)」を削り、「捜索」を「捜索、電磁的記録提供命提供を命ずるものに限る。次項及び第十五条において単に「電磁的記録提供命令」という。)」 に改じ。)、捜索、同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による 項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。次項及び第十五条において同訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同第六条の五の見出し中「鑑定嘱託」を「鑑定嘱託等」に改め、同条第一項中「、捜索」を「(刑事 令」に、「、これを」を「ついて」に改める。

の下に「〈電磁的記録であるものを含む。第二十二条の二第三項及び第四十五条の三第二項において第六条の六第一項中「とともに」を「及び電磁的記録と共に」に改め、同条第二項中「証拠物」 同じ。)」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

よることができる。 呼出状及び同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、 電磁的記録に

3

2

第十二条に次の一項を加える。

|磁的記録提供命令」に改め、同条第二項中「及び捜索」を「、捜索及び電磁的記録提供命令」に、第十五条の見出しを「(検証、押収、捜索等)」に改め、同条第一項中「又は捜索」を「、捜索又は) 前条第三項の規定は、第一項の同行状について準用する。 これを」を「ついて」に改める

第二十六条第五項を次のように改める。

第十一条第三項の規定は第二項の呼出状及び前二項の同行状について、 の同行状について、それぞれ準用する。 第十三条の規定は 前

第四項とし、 『」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「第二項の申立書の」第三十二条の四第二項後段を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五 四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 「第三項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、 同条中第四項を第五項とし、 第三項を

各号に定めるものを高等裁判所に送付しなければならない。 抗告受理の申立てを受けた原裁判所は、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該

金曜日

の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的 申立書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五条の五ただし書の場合にあつては、同条 抗告受理の申立てが第五条の四第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている

三十二条の五第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。記録した電磁的記録(第五条の五ただし書の場合にあつては、当該申立書) 抗告受理の申立てが申立書の差出しによりされた場合 当該申立書に記載されている事項を

(刑事訴訟法施行法の一部改正)

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

項の次に次の一項を加える。 条第一項」に改め、同条第二項中 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。 「新法第四十六条」を 「前項」 」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号) (昭和二十三年法律第百三十一号) 第四十六 同条第一

の提供を請求する場合の費用の額は、当分の間、当該書面については用紙一枚につき六十円、当刑事訴訟法第四十六条第二項の規定により訴訟関係人から同項に規定する書面又は電磁的記録 該電磁的記録については一件につき八千四百円とする。

第九条の次に次の二条を加える (昭和二十五年法律第 号 の一部を次のように改正する

(電子情報処理組織による申立て等)

第九条の二 代理人が弁護士であるときは、 体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。 られたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒 報処理組織をいう。)を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備え 第三項において同じ。)と当該代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情 定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び については、口頭でする場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で する申述であつてこの法律に規定するもの(以下この条及び次条において「申立て等」という。) 当該代理人は、申立て、請求その他の裁判所に対して

立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、

場合には、適用しない。 その責めに帰することができない事由により、 第一項の規定は、同項の代理人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他の 同項の方法により申立て等をすることができな

(裁判所書記官によるファイルへの記録)

第九条の三 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたときを除 記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録 することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。 提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に く。)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を

第十四条中「聞き」を「聴き」に改め、同条後段を削り、同条に次の二項を加える。

れをファイルに記録しなければならない。 場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、 されるものをいう。以下この条において同じ。)をもつて決定書を作成しなければならない。この ては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供 前項の場合においては、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつ

記録を、検察官及び請求人に送達しなければならない 前項の場合において、裁判所は、決定書の謄本又はファイルに記録された決定書に係る電磁的

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第八条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。 磁的記録を提供する」に改める。 号中「書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す」を「入国警備官に対し、書類及び証拠物並びに電 もに、」に、「とともに入国警備官に引き渡す」を「並びに電磁的記録を提供する」に改め、同項第二 第六十五条第一項第一号中「当該被疑者を」を「入国警備官に対し、当該被疑者を引き渡すとと

に改める 条第二項及び第三項中「偽造又は変造の在留カード」を「偽造され、又は変造された在留カード等」 ととなる在留カード電磁的記録(次項及び第三項において「在留カード等」という。)」を加え、同 第七十三条の三第一項中「在留カード」の下に「又は在留カードとして表示されて行使されるこ

改め、同条に次の一項を加える。ド(偽造され、又は変造された前条第一項の在留カード電磁的記録が記録されたものを含む。)」に第七十三条の四第一項中「偽造又は変造の在留カード」を「偽造され、又は変造された在留カー

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びにられた在留カード電磁的記録を保管した者も、第一項と同様とする。行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作

第九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)と共に」に改める。気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「とともに」を「並びに電磁的記録(電子的方式、磁等十一条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同

「第二百五条第三頁」こ女かる。
「第二百五条第二項」を「第二百五条第二項」を「の条第三項の規定による措置をとつて、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「につい第十二条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定に第機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。と共に」に改める。

その裁判所若しくは裁判官から合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行う」に改める。 に、「又は裁判官からする」を「若しくは裁判官が合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は若しくは司法警察員が」に改め、同条ただし書中「検証の嘱託」を「電磁的記録提供命令又は検証」とを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という」に、「)は、)を 「)は、検察官とを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という」に、「)は、」を 「)は、検察官とを含む。以下この条において単位、電磁的記録提供命令」という」に、「)は、」を 「)は、検察官を含む」を「刑事訴訟法第百二条の二第十三条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む」を「刑事訴訟法第百二条の二

判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁互及び第六十四条第二項(第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事第十六条第四項中「勾引に」の下に「ついて」を加え、同項に後段として次のように加える。

次に次の一項を加える。 載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項上「前項」を「第一項」に、記

金曜日

4しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。『磁的記録』に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、第十七条の見出しを「(書類等の提供等)」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

- と。 磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供するこ 事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電 三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている

1年条に次の一項を加える。

2

ものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生した容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該の意見(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内

録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。 第十九条第一項中「、若しくは」を「若しくは」に、「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記

(法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正)

第十条 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)の一部を次のように改

を除き、以下」に、「けん騒」を「けん騒」に改める。第二条第一項中「(以下」を「(次条第三項及び第四項、第六条の二第一項並びに第六条の三第二項

第三条第二項中「あたる」を「該当する」に改め、同条に次の二項を加える。

- る制裁を科すべき旨の請求をすることができる。次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所に対し、同項の規定によい前条第一項に該当する行為を直接に知り得た裁判所又は裁判官は、自ら裁判をする場合を除き、
- 裁判所が請求する場合 その裁判所を構成する裁判官所属の裁判所
- 裁判官が請求する場合 その裁判官所属の裁判所
- ・ ・ は月に、青さ、「こうに」に、「まさ」。は月にし、うな月によって「まさ」。 は月に裁判所が、裁判をする。 ・ 前項の請求があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める
- 二 裁判官が請求した場合 その裁判官以外の裁判官をもつて構成する裁判所 一 裁判所が請求した場合 その裁判所を構成する裁判官以外の裁判官をもつて構成する裁判所

第三条の次に次の一条を加える。

に事件につき弁護士の補佐を受けさせることができる。 第三条の二 裁判所は、制裁を科する裁判の手続が遅延するおそれがないと認める場合には、(弁護士の補佐)

ができる。 2 前条第四項の規定により裁判をする場合には、本人は、事件につき弁護士の補佐を受けること 2 前条第四項の規定により裁判をする場合には、本人は、事件につき弁護士の補佐を受けること

は、「法廷等の秩序維持に関する法律第六条の五」と」に改める。れ同表の下欄に掲げる字句に」を「同法第二百二十七条第二項中「第百三十二条の十三」とあるのれ同表の下欄に掲げる字句に」を削り、「、第二百十七条第二項、を「並びに」に改め、「並びに第及び「、第二百十五条第二項」を削り、「、第二百二十七条第二項、」を「並びに」に改め、「並びに第第四条第四項中「、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項」

一項を加える。 一項を加える。 第五条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の改め、同条第四項中「申立」を「申立て」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に

第六条第一項中「申立について高等裁判所」を「申立てについて高等裁判所」に、「左の」を・ 第一項の抗告をする場合には、本人は、弁護士を代理人に選任することができる。

(電子情報処理組織による申立て等)

文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができという。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、第六条の二 制裁を科する裁判に関する手続における申立て、請求その他の申述(以下「申立て等」

機(入出力装置を含む。第六条の五を除き、以下同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計 裁判官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で という。)に記録する方法により行うことができる。 記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル 算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して当該書面等に 定めるところにより、 る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)をもつてするものとされているもので つて、裁判所又は裁判官に対してするもの(当該裁判所の裁判長若しくは受命裁判官又は受託 最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算 (以下単に「ファイル」

- する法令の規定を適用する。 令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関 いう。)については、 前項の方法によりされた申立て等(次項において「電子情報処理組織を使用する申立て等」と 当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法
- 項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事

(電子情報処理組織による申立て等の特例)

等について、口頭でするときは、この限りでない。 条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは 前

- 第三条の二の規定により本人を補佐する弁護士 当該本人を補佐する事件
- た弁護士 第五条第四項(第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により代理人に選任され 当該代理人に選任された事件
- 帰することができない事由により、 ができない場合には、適用しない。 前項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに 電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うこと

(書面等による申立て等)

官

除く。)は、 六条の四 ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。 (書面等に記録された事項のファイルへの記録等) 裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを

記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。 又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、 あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を記録した記録媒体に記載され、 続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録(電 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録で 裁判所書記官は、前条の申立て等に係る書面等のほか、制裁を科する裁判に関する手 当該事項をファイルに

第七条第三項を次のように改める。

句に読み替えるものとする。 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 いて、これらの規定中「被告人」とあるのは、「制裁を科する裁判を受けた者」と読み替えるほか、 七十四条、第百二十六条並びに第百二十七条の規定は、収容状について準用する。 除く。)、第七十条第一項本文、第七十一条、第七十二条、 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六十二条第二項、 第七十三条第一項前段及び第三項、第 第六十四条(第一項各号を この場合にお

六十四条第一項	氏名及び住居、罪名、公訴事 民名及び住居、罪名、公訴事 の規則で定める事項並び に発付の年月日その他裁判所 に発付の年月日その他裁判所 で定める事項並び のとのに、次の のとのに、 の表 のとのとかに の のとのとの に の の と の に の の と の に の に の に	間その他収容に必要な事項氏名、住居、年齢、監置の期
条第一項第二号 六十四条第二項及び第七十	裁判長又は受命裁判官	裁判官
七十条第一項	検察官	裁判官
七十二条第一項	裁判長	裁判官
七十三条第三項	号ついて第一項各号又は前項各	ついて第一項各号
	前二項	同項前段
	公訴事実の要旨及び令状	収容状
	、第一項各号又は前項各号	、同項各号

第第

三第

第

第十一条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する 同条第一号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第二号中「行なわれた」を「行われた」録」に、「を添附し」を「(電磁的記録を含む。第十条第四項を除き、以下同じ。)を添えて」に改め、処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)又は」に、「書面」を「書面若しくは電磁的智 に、「行なう」を「行う」に改める。 人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、 第三条中「一に」を「いずれかに」に、「又は」を「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その

当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 に、「を記載し、裁判官が記名押印しなければ」を「のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ 経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに」 第五条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「、有効期間及びその期間第四条第一項中「引渡しの請求に関する書面の」を削り、「一に」を「いずれかに」に改める。 **拘禁許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず** を「及び

東京高等裁判所の裁判官に提出しなければならない旨 他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から拘禁許可状を消去することその 許可状による拘束をさせる場合にあつては、東京高等検察庁の検察官及び当該検察事務官等)できず東京高等検察庁の検察官(次条第一項の規定により同項に規定する検察事務官等に拘禁拘禁許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することが 拘禁許可状を返還しなければならない旨

拘禁許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 とができる。 電磁的記録によるこ

- 5 拘禁許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、第五条に次の一項を加える。 定める措置をとらなければならない。 東京高等裁判所の裁判官が当該各号に
- 拘禁許可状が書面による場合 記名押印すること。
- 許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、2 拘禁許可状が電磁的記録による場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置 裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること

じ、 第六条第二項中「これを」を削り、「示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応 当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

拘禁許可状が書面である場合 拘禁許可状を示すこと。

記録された事項及び前条第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の一 拘禁許可状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に 氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第六条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項に後段として次のように加

は前項各号」とあるのは「、同項各号」と読み替えるものとする。 いて逃亡犯罪人引渡法第六条第二項各号」と、「前二項」とあるのは「同項」と、「、第一項各号又 この場合において、同法第七十三条第三項中「ついて第一項各号又は前項各号]とあるのは「つ

い」を「分からない」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項及び第三項を次のよう 第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(審査の請求)」を付し、同条第一項中「判らな

則で定める電子情報処理組織(東京高等裁判所の使用に係る電子計算機と東京高等検察庁の検察 所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなけれ 単に「ファイル」という。)に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判 該審査の請求に係る事項を東京高等裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下 官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当 前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規

は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京高等裁判所に到達したものとみ前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求

第八条の次に次の二条を加える

官

金曜日

第八条の二 前条第一項の審査の請求が同条第二項の記録媒体を提出する方法によりされたとき なければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、 東京高等裁判所の裁判所書記官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録し

第八条の三 東京高等検察庁の検察官は、第八条第一項の審査の請求をしたときは、逃亡犯罪人に ただし、第二号に定める電磁的記録の送付は、逃亡犯罪人に異議があるときは、することができ 対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。

当該審査の請求を書面によりした場合 当該書面の謄本

書面又は電磁的記録 よりした場合 ファイル又は当該記録媒体に記録されている当該事項を記載し、又は記録した ファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法に 当該審査の請求を第八条第二項の電子情報処理組織を使用して当該審査の請求に係る事項を

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

第九条第一項中「前条」を「第八条第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「おそくとも」 「遅くとも」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項 の次に次の一項を加える。 第十条第一項中「基いて、左」を「基づいて、次」に改め、同条第三項中「すみやかに」 かに」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に改め、 同項を を「速

> 2 れをファイルに記録しなければならない。 場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて裁判書を作成しなければならない。この 最高裁判所規則の定めるところにより、こ

め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。 れか」に、「第八条第三項の規定による審査請求書の謄本」を「第八条の三各号に定めるもの」に改 号」を「同条第二号」に改め、同条第二項中「第四条第一項各号の一」を「同条第一項各号のいず 第十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「書面の」を削り、「第三条第二

に定めるもの」に改め、同条に次の各号を加える。 に、「すみやかに」を「速やかに」に、「附し」を「付して」に、「ともに、 これ」を「共に、 当該各号 第十三条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「裁判書の謄本」を「次の各号に掲げるもの」

裁判書の謄本 当該謄本

一 ファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録 当該裁判書に記録されている事項を記載 し、又は記録した書面又は電磁的記録

に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「の引渡」を「の引渡し」に改め、同項ただし書中 を「第十条第四項」に、「謄本」を「謄本若しくはファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」 「但し」を「ただし」に、「の定」を「の定め」に、「同条同号」を「同号」に改める。 第十四条の見出し及び同条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第二項中「第十条第三項」

条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 を「引渡しの」に、「法務大臣が記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、 に改め、同条第二項中「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第四項中「引渡の」 第十六条の前の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「引渡の」を「引渡しの」 同項を同

ることができる。 引渡状及び受領許可状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、 電磁的記録によ

第十六条に次の一項を加える

引渡状及び受領許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法務大臣が当該各号に定め

引渡状又は受領許可状が書面による場合 記名押印すること。

たときに、併せて法務大臣の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 (引渡状又は受領許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示し 引渡状又は受領許可状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置

とし、同条第四項に後段として次のように加える。 「交付」を「提供」に改め、同条第五項中「交付して」を「提供して」に改め、同項を同条第六項 第十七条第一項中「の交付」を「の提供」に、「交付して」を「提供して」に改め、同条第二項中

の氏名」とあるのは、「拘禁状に記録された事項」と読み替えるものとする。 状に記録された事項及び前条第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官 この場合において、第六条第二項第二号中「最高裁判所規則の定めるところにより、

第十七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

第十八条中「前条第五項」を「前条第六項」に、「引渡」を「引渡し」に改める。 拘禁状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつて」に改め、同項に次の各号を加える。 第二十条第一項中「第五項」を「第六項」に、「受領許可状を示して」を「、次の各号に掲げる場

受領許可状が書面である場合
受領許可状を示すこと。

その使用に係る電子計算機の映像面、 氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は刑事施設の長をして 受領許可状が電磁的記録である場合 法務省令で定めるところにより、受領許可状に記録さ (第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る法務大臣の 書面その他のものに表示させて示すこと

に示した」を「又は電磁的記録について、 第二十二条第二項中「交付」を「提供」に改め、同条第四項中「の謄本」を削り、「を逃亡犯罪人 逃亡犯罪人に対し、次に掲げる措置をとつた」に改め、

- 場合にあつては、最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び第 映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 五条第五項 (第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の 拘禁許可状が書面である場合にあつては、その謄本を示し、拘禁許可状が電磁的記録である
- た事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 の電磁的記録にあつては、最高裁判所規則の定めるところにより、当該電磁的記録に記録され 拘禁の停止を取り消した旨の書面にあつては、当該書面を示し、拘禁の停止を取り消した旨

る」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 第二十二条第五項中「前項の書面を所持しないためこれを示す」を「前項各号に掲げる措置をと

第二十二条第七項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「又は」 「若しくは」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された当該裁判書に係る電磁的記録」に改 この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に掲げる措置をとらなければならない。

関係書類を添えて」に改める。 第二十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「に関係書類を添付し」を「又は電磁的記録に

第二十四条中「書面の」を削る。

第二十六条第一項中「引渡しの請求に関する書面の」を削り、「一に」を「いずれかに」に、「同条第二十五条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。 を「同項」に改める。

録」に改め、同項に次のただし書を加える。 第二十七条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、 同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記

ただし、 電磁的記録を送付して行う告知は、これを受ける者に異議があるときは、行うことが

第二十八条第一項中「書面の」を削る。

官

(日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別

第十二条 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑 第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「とともに」を「並びに電磁的記録(電子的方式、磁気第三条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条 事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、

電子計算

る措置をとつて、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について第四条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定によ 機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)と共に」に改める。 条第三項の規定による措置をとつて、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第

る。い、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行う」に改めい、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行に、「又は裁判官からする」を「若しくは裁判官が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行 しくは司法警察員が」に改め、同条ただし書中「検証の嘱託」を「電磁的記録提供命令又は検証」 を含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という」に、[)は、]を「)は、検察官若 項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させること 第五条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む」を「刑事訴訟法第百二条の二第

39

第八条第四項中「勾引に」の下に「ついて」を加え、同項に後段として次のように加える。 この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事

判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。 項及び第六十四条第二項 (第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁

次に次の一項を加える。 載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の 第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「記

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、 ことができる。 電磁的記録による

磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若第九条の見出しを「(書類等の提供等)」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電

- しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。 一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与 し、若しくは引き渡すこと。
- 一 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す
- 三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている 磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供するこ 事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電

第九条に次の一項を加える。

ものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生した 容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内

る権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。 第十一条第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用す

(交通事件即決裁判手続法の一部改正)

第十三条 交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。 をいう。以下同じ。)」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改める。 することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの 「証拠物」を「証拠物並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識 第五条の見出し中「差出」を「提出」に改め、同条中「と同時に」を「をする際は、併せて」に、

的記録」に、「取調」を「取調べ」に改める。 第十条の見出し中「取調」を「取調べ」に改め、同条第三項中「証拠物」を「証拠物並びに電磁

を「取調べ」に、「すべて」を「全て」に、「基いて」を「基づいて」に改める。 第十七条中「の外」を「のほか」に改め、同条に後段として次のように加える。

第十一条中「差し出した」を「提出した」に、「証拠物」を「証拠物並びに電磁的記録」に、

取調

とあるのは「、交通事件即決裁判手続法その他の」とする。 法律又は交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百十三号)の」と、 この場合において、同法第五十四条の二第一項及び第二項中「この法律の」とあるのは「この 同項中「その他の」

第十七条に次の一項を加える。

訴訟法第五十四条の三の規定は適用せず、同項の規定による同法第五十四条の四の規定の適用に 即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起については、前項の規定にかかわらず、刑事 同条中「申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたと

書面に記載され、又は当該」とあるのは「当該」とする。 の規則の定めるところにより、当該即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起」と、「当該 により当該申立て等」とあるのは「即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起が、裁判所 き及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。)、又は裁判所の規則の定めるところ

第十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法 (日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。 (昭和二十九

第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「とともに」を「並びに電磁的記録(電子的方式、磁気 第三条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、 による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)と共に」に改める。 方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、 電子計算 同条

同条第三項の規定による措置をとつて、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第 る措置をとつて、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について 第四条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定によ 三項」に改める

い、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行う」に改め しくは司法警察員が」に改め、同条ただし書中「検証の嘱託」を「電磁的記録提供命令又は検証」 に、「又は裁判官からする」を「若しくは裁判官が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行 を含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という」に、() は、)を () は、 項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させること 第五条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む」を「刑事訴訟法第百二条の二第 · 検察官若

判官の氏名」とあるのは 項及び第六十四条第二項 第八条第四項中「勾引に」の下に「ついて」を加え、同項に後段として次のように加える この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事 「事項」と読み替えるものとする。 (第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁

次に次の一項を加える。 載しなければ」を「記載し、 第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「記 又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の

金曜日

ことができる。 前項の勾引状は、 書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録による

しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。 的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、 第九条の見出しを「(書類等の提供等)」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電 謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、 若

し、若しくは引き渡すこと。 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、 謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている 磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供するこ 事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電

容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該 ものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内 又はその内容を表示し若しくは再生した

る権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。 第十一条第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用す

(刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正)

第十五条 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法 十八号)の一部を次のように改正する。 (昭和三十八年法律第百三

いう。以下同じ。)」を加える。 ることができない方式で作られる記録であつて、 第一条の二中「電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識す 電子計算機による情報処理の用に供されるものを

的記録」に改める。 第二条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電磁

れた」に、「はじめから」を「初めから」に改め、同項に次の各号を加える。 の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に、「書面が送付された」を 第三条第一項中「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「その申立ての書面」を 「対し、次

十四条の四ただし書の場合にあつては、当該書面) 磁的記録(第十二条の規定により適用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号) 燃的記録(第十二条の規定により適用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第五参加の申立てが前項の書面によりされた場合 当該書面に記載されている事項を記録した電

ている同項の書面に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録) 定により適用する同法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されファイルに記録されている前項の書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第十二条の規 の方法によりされた場合 裁判所の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。)に備えられた 参加の申立てが第十二条の規定により読み替えて適用する刑事訴訟法第五十四条の二第 一項

を「聴き」に改める。 第三条第三項ただし書中「第一項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第六項中 「きき」

第六条第一項中「(昭和二十三年法律第百三十一号)」を削り、 同条第二項中 「書面」を 「書面若し

くは電磁的記録」に、「さらに」を「更に」に改める。 「、第四十条、第四十条の二及び第五十四条の三」に、「代理人に」 「、第四十条、第四十条の二及び第五十四条の三」に、「代理人に」を「代理人について」に改める。第十条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第四項中「及び第四十条」を

続に関する応急措置法その他の」とする。 三十八号)の」と、同項中「その他の」とあるのは「、 法律又は刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百 第十二条に後段として次のように加える。 この場合において、同法第五十四条の二第一項及び第二項中「この法律の」とあるのは「この 刑事事件における第三者所有物の没収手

める。 第八項中 八項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改め、第十三条第三項中「きき」を「聴き」に改め、同条第五 に改め、同条第九項中「行なう」を「行う」同条第五項中「行ない」を「行い」に改め、 に 同改条

(刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十六条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)の一部を次のように改正す

判所が支給」を「裁判所書記官が支給」に、「おいて裁判所」を 第三条第二項中「さん橋賃」を「桟橋賃」に、「裁判所が相当」を「裁判所書記官が相当」に、「裁 「おいて裁判所書記官」に改める。

(戊田国祭空巷の安全確保こ関する緊急普置去の一邪女E) 規定により尋問に立ち会い、又は期日に出頭したものとみなされる場合を含む。)]を加え、「裁判所」規定により尋問に立ち会い、又は期日に出頭したものとみなされる場合を含む。)]を加え、「裁判所書記官」に改める。第八条第一項ただし書中「場合」の下に「(同法第百五十七条第五項又は第二百八十八条の二若し第四条第二項、第五条第二項及び第六条中「、裁判所」を「、裁判所書記官」に改める。

(成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

を加える。第二条第一項第一号中「職務強要)」の下に「、第九十五条の二(電子計算機損壊等公務執行妨害)

(国際捜査共助等に関する法律の一部改正)

第十八条 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正す

されるものをいう。以下同じ。)」に改める。つては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供第二条第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ

- 1 記録に関係書類(電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第六条において同じ。)を添え」に改め「銀四条中「又は」を「(電磁的記録を含む。)又は」に、「に関係書類を添付し」を「若しくは電磁的「

類」を「その訴訟に関する書類」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。提供」を「(電磁的記録を含む。以下この項及び第十四条第四項において同じ。)の提供」に、「その書第五条第一項第二号及び第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「の

育乁条苇一頁苇四号中「又よ」を「皆しくよ」こ、「求める」を「求め、又は電滋的記録第六条及び第七条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

項、次条及び第十条第三号において同じ。)」を加える。 物」の下に「又は電磁的記録」を、「証明書」の下に「電磁的記録をもつて作成するものを含む。次物」の下に「又は電磁的記録」を、「証明書」の下に「(電磁的記録提供命令」に改め、同条第三項中「の「捜索、刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改め、同条第三項中「記録命令付差押え、捜索」を若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」に改め、同項第六号中若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」に改め、同項第六号中若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」と「求め、又は電磁的記録の保管者第八条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は電磁的記録の保管者

第十一条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

金曜日

二条第一項において準用する同法第百二十三条の二第一項の規定による複写」に改める。いて準用する同法第二百十八条第三項の規定による命令又は次条において準用する同法第二百二十いて準用する同法第二百十八条第三項の規定による命令又は次条において準用する同法第二百二十いて準用する同法第供命令(同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。)、押収物の還付、同項第十二条中「又は押収物の還付」を「(刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供

じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
に、「共助の要請に関する書面を法務大臣に返送しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応に、「共助の要請に関する書面を法務大臣に返送しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応に、「共助の要請に関する書面を法務大臣に返送しなければ」を「次の各号に掲げる場質。という。)」項と同一であることの証明がされたもの(第二号において「当該訴訟に関する書類に記録されている事類という。)」を「謄本若しくは当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しく書類」に、「贈本」を「謄本若しくは当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しく書類」に、「当該書類」を「当該訴訟に関する書類」を「当該訴訟に関する書類」を「当該訴訟に関する書類」を「当該訴訟に関する

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

共助の要請に関する書面の送付を受けた場合 当該書面を法務大臣に返送すること。

とができない旨を法務大臣に通知すること。 二 共助の要請に関する電磁的記録の送付を受けた場合 当該訴訟に関する書類等を送付するこ

第十五条及び第十六条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

電磁的記録の提示を」を加え、同項に後段として次のように加える。示を」の下に「求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその第十八条第一項第二号及び第八項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第九項中「提

内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。 この場合において、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその

第十九条第一項第一号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

分に応じ、当該各号に定める措置をとつて」に改め、同項に次の各号を加える。において同じ。)」を加え、同条第四項中「受領許可証を示して」を「、次の各号に掲げる場合の区第二十条第一項中「受領許可証」の下に「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条

受領許可証が書面である場合
受領許可証を示すこと。

してその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。れた事項を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は刑事施設の長を受領許可証が電磁的記録である場合 法務省令で定めるところにより、受領許可証に記録さ

:一項を加える。 第二十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次

・*.・... p。 受入移送拘禁状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によること

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機によ第二条第一項中「その謄本」を「当該和解記録・同項第二号に規定する電磁的和解記録を除いた第二条第一項中「その謄本」を「当該和解記録中同項第二号に規定する電磁的和解記録を除いた第二条第一項中「その謄本」を「当該和解記録中同項第二号に規定する電磁的和解記録を除いた第十九条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

した電磁的記録を保管する方法によることができる。該電磁的記録を除き、同項の規定による保管は、当該訴訟の記録の原本に代えてその内容を記録。前項に規定する訴訟の記録については、その全部又は一部が電磁的記録である場合における当

る。

とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。第三条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項

第四条第一項中「次項」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「保管記録」の下に「(その場合における当該電磁的記録を除く。)の保存について準用する。2 前条第二項の規定は、前項の規定による再審保存記録(その全部又は一部が電磁的記録である

その内容を記録した電磁的記録」を加え、同項に後段として次のように加える。全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。)」を、「謄本」の下に「又は全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。)」を、「謄本」の下に「その一質四条第一項中「少項」を「沙項及て第三項」に改せ、「同条第四項中「停管計籤」の下に「その

この場合において、当該電磁的記録の閲覧については、第二項の規定を準用する。

て同じ。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「裁判書」の下に「(電磁的記録を含む。別表におい第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定」を「第一項及び第二項の規定」

の)に16° は、その内容を表示したものを閲覧させ、又はその内容を再生したものを視聴させる方法によるは、その内容を表示したものを閲覧させ、又はその内容を再生したものを視聴させる方法による 2 保管記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、前項の規定による当該電磁的記録の閲覧

「、第二項及び第五項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第二項及び第五項」に改め第五条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同条第二項中「及び第四項」を

する

42

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 第九条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第1 を同条第四項とし、同条第二項中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同項を同条第1 第二条第二項の規定は、前項の規定による刑事参考記録(その全部又は一部が電磁的記録であ

る場合における当該電磁的記録を除く。)の保存について準用する

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部

第二十条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。 伞

又は変造された特別永住者証明書等」に改める。 という。)」を加え、同条第二項及び第三項中「偽造又は変造の特別永住者証明書」を「偽造され、 されることとなる特別永住者証明書電磁的記録(次項及び第三項において「特別永住者証明書等」 第二十六条第一項中「特別永住者証明書」の下に「又は特別永住者証明書として表示されて行使

のを含む。)」に改め、同条に次の一項を加える。 住者証明書(偽造され、又は変造された前条第一項の特別永住者証明書電磁的記録が記録されたも 第二十七条第一項中「偽造又は変造の特別永住者証明書」を「偽造され、又は変造された特別永

、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精 られた特別永住者証明書電磁的記録を保管した者も、第一項と同様とする。 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、 又は不正に作

第二十一条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬 神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正) 及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正

る登記等」とあるのは「係る登記若しくは登録」と、「次章第一節」とあるのは」に改め、同条の次 に次の一条を加える 第十七条中「第十九条」を「第十八条の三及び第十九条」に、「次章第一節」とあるのは、」を「係

(没収の裁判の執行における移転命令違反)

金曜日

の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百 五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 十七条の二 正当な理由がなく、前条において準用する組織的犯罪処罰法第十八条の三ただし書

の罰金刑を科する。 に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

(不正競争防止法の一部改正)

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

第二十二条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

を加える。 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号 第二十四条第一項中「起訴状の」を「規定による」に、「起訴状を示さなければ」を「対し、 次の

書の場合にあっては、同条の記録媒体)に記録されている起訴状に記載すべき事項を電子計算 めるところにより、同法第四十条の二第一項に規定するファイル(同法第五十四条の四ただし 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 公訴の提起を刑事訴訟法第五十四条の二第一項の方法によりした場合 (入出力装置を含む。次項において同じ。)の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 起訴状を示すこと 最高裁判所規則の定

第二十四条第二項を次のように改める

に、

同

- 特定事項(同法第二百一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。) の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、同法第二百七十一条の二第四項の規定に 段の規定は、適用しない。この場合において、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合 の映像面、書面その他のものに表示して示し、又は同項に規定する書面を示さなければならない。 は、最高裁判所規則の定めるところにより同条第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機 よる措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十一条の五第一項の決定があったとき の全部について同法第二百七十一条の五第一項の決定があった場合を除く。)においては、前項後 刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合(当該措置に係る個人 等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 法第五十四条の四ただし書の場合にあっては、同条の記録媒体)に記録されている起訴状抄本 によりした場合 最高裁判所規則の定めるところにより、前項第一号に規定するファイル(同刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項の規定による求めを同法第五十四条の二第一項の方法
- 合 起訴状抄本等を示すこと。 刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場

に、「証拠書類」」を「証拠書類(電磁的記録を含む。)」」に改める。 により提供させた電磁的記録」に、「記載した書面」」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」」 並びに押収した物及び電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。) とを含む。)」に、「記載した書面並びに押収した物」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録 方法による提供を命ずるものに限る。) (当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるこ る方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。)、捜索及び電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる 第二十六条第二項中「及び捜索」を「(電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げ

記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条に後段として次のように加える。 第二十七条の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条中「記載した書面」を「記載し、又は

この場合において、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧する方法によ 提示を受けるものとする。

は第二項の規定による電磁的記録の内容の朗読」に改める。 第二十八条中「又は」を「若しくは」に、「朗読」を「朗読又は同法第三百七条の二第一項若しく

に次の一条を加える。 る登記等」とあるのは「係る登記若しくは登録」と、「次章第一節」とあるのは」に改め、同条の次第三十三条中「第十九条」を「第十八条の三及び第十九条」に、「次章第一節」とあるのは、」を「係

(没収の裁判の執行における移転命令違反)

第三十三条の二 正当な理由がなく、前条において準用する組織的犯罪処罰法第十八条の三ただし 百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、 三年以下の拘禁刑若しくは二

に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項。 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 の罰金刑を科する。

《組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正》

第二十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号) の一部を次のように改正する。

第十八条の二の次に次の二条を加える。

(特定電子移転財産権の没収の裁判の執行)

第十八条の三 第二十七条から第三十条までに規定する財産以外の財産に係る権利で債務者又はこ れに準ずる者がないもの(権利の移転について登記又は登録(以下「登記等」という。)を要する ものを除く。) であって電子情報処理組織を用いて移転するもの(以下この条及び第三十条の二に

(号外第 113号)

(没収の裁判の執行における移転命令違反) (没収の裁判の執行におり行うことができる。ができるものに命じて、特定電子移転財産権を検察官に移転させる方法により行うことができると人を含む。第三十条の二第二項及び第三項において同じ。)であってこれを他の者に移転すること人を含む。第三十条の二第二項及び第三項において同じ。)であってこれを他の者に移転すること法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者(名義人が異なる場合は、名義法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者(名義人が異なる場合は、名義法により行う。ただし、当該方の規定にかかわらず、特定電子移転財産権」という。)の没収の裁判の執行は、刑事訴訟法第四百九十条第二項おいて「特定電子移転財産権」という。)の没収の裁判の執行は、刑事訴訟法第四百九十条第二項

に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第十八条の四 正当な理由がなく、前条ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行

る事項と同一であることの証明がされたもの)」に改め、同項に次のただし書を加える。の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であってその内容が当該裁判書に記録されていの一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であっては、当該裁判書に記録されている事項知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理知覚によっては認識することができない方式を加速している。

第二十条中「登記又は登録(以下「」及び「」という。)」を削る。 ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

の次に次の二項を加える。 がれば」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項がれば」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項

判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。4 没収保全命令又は附帯保全命令には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁

一 没収保全命令又は附帯保全命令を書面をもって作成する場合 記名押印すること。

は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。出力装置を含む。以下同じ。)の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又る記名押印に代わる措置(没収保全命令又は附帯保全命令に記録された事項を電子計算機(入一)没収保全命令又は附帯保全命令を電磁的記録をもって作成する場合 最高裁判所規則で定め

イル」という。)に記録しなければならない。 るところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファ5 没収保全命令又は附帯保全命令を電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定め

を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 ことにより」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」ことにより」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」とにより」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、アはその旨を検察きる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を検察庁の掲示場に掲示し、又はその旨を検察の掲示場に七日間掲示して」を「法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することがでの掲示場に七日間掲示して」を「法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することがでの掲示場に七日間掲示して」を「法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することがで第二十三条第二項中「関係書類」の下に「(電磁的記録を含む。)」を加え、同条第七項中「検察庁

ろにより、これをファイルに記録しなければならない。らない。この場合において、電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定めるとこ5 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもって更新の裁判の裁判書を作成しなければな

二十三条に次の一項を加える。

れた当該没収保全命令に係る電磁的記録」に改める。 第二十四条第二項中「命令に」を「没収保全命令に」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録さ9 前項の規定による公告の期間は、同項の措置を開始した日から七日間とする。

(寺戸電子多云才産権)及又呆全)(寺戸電子多云才産権)とている。第三十条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条の次に次の二条を加える。

21 寺官電子多云才音籠の殳又呆全は、この瓜子ど촍上する言の殳又呆全分子どそ言:希輔見及木の汽川在会

(特定電子移転財産権の没収保全)

・ 「見)なくそなけら)疹になが見ばりぬ引り疹には、痔ではならばは腫瘍の腫引者には腫った(行う。 ・ 特定電子移転財産権の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して

2

理に移させる方法により行うことができる。あってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を検察官の管により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者でにより行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の管理に移す方法

の管理に移され、又は同項ただし書の規定による命令の告知がされた時に生ずる。(特定電子移転財産権の没収保全の効力は、前項本文の規定により特定電子移転財産権が検察官

(没収保全における移転命令違反)

の罰金刑を科する。 に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の業務が、その法人又は人の業務

第三十一条第一項中「前条」を「第三十条の二」に、「財産権(」を「財産に係る権利(」に改め

第三十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

の二において同じ。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。てその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。第三十九条判書が電磁的記録である場合にあっては、当該裁判書に記録されている事項を記載した書面であっ第三十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「謄本」を「謄本(裁

これをファイルに記録しなければならない。この場合において、電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、2.前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもって決定の裁判書を作成しなければならない。

じ。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。当該附帯保全命令に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。次条において同当該附帯保全命令に記録されている事項を記載した書面であってその内容がある場合にあっては、当該附帯保全命令に記録されている事項を記載した書面であってその内容が第三十九条第二項中「命令の謄本」を「附帯保全命令の謄本(当該附帯保全命令が電磁的記録で

(謄本の提出に代わる措置)

を受けることができる。この場合において、検察官は、これらの謄本を提出したものと判書又は当該附帯保全命令に係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定め、判書又は当該附帯保全命令の謄本の提出に代えて、最高裁判所規則の定めるところにより、当該裁規定による附帯保全命令の謄本の提出に代えて、最高裁判所規則の定めるところにより、当該裁第三十九条の二 検察官は、第三十八条第三項の規定による裁判書の謄本の提出又は前条第二項の

に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。 ければ」に改め、同条第五項中「第二十二条第四項及び第五項」を「第二十二条第六項及び第七項」 第四十二条第四項中「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しな 第四十一条第一項中「命令に」を「附帯保全命令に」に改める。 追徴保全命令には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に

- 定める措置をとらなければならない。
- 追徴保全命令を書面をもって作成する場合 記名押印すること
- 追徴保全命令を電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、 ときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 る措置(追徴保全命令に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示した 追徴保全命令を電磁的記録をもって作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わ
- 第四十三条第二項中「第六項」を「第七項」に改める。

これをファイルに記録しなければならない。

れた当該追徴保全命令に係る電磁的記録」に改める。 第四十四条第二項中「追徴保全命令の謄本」を「当該追徴保全命令の謄本又はファイルに記録さ

この場合において、同法第百九条の二第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替び第百十二条第二項」を「第百九条の四」に改め、同項後段を次のように改める。 第五十条第一項中「書類の」を削り、「第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、 第百十一条及

えるものとする。

第五十条第二項を次のように改める。

2 文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。 第五十三条に次の一項を加える。 は、その経過により送達の効力が生ずる期間は、前項において準用する同法第百十二条第一項本前項において準用する民事訴訟法第百十条第三項に規定する公示送達以外の公示送達について

2 号中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同項第七号中「記録命令付差押え、捜索」 管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」に改め、同項第六 同項ただし書に該当するときを除く。)、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等」 立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が 「捜索、刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改める。 第七十一条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は電磁的記録の保 請求」と、「当該書面に記載され、又は当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。 とあるのは「没収保全又は追徴保全の請求が、最高裁判所規則の定めるところにより、これらの 三の規定は準用せず、同項の規定による同法第五十四条の四の規定の準用については、同条中「申 没収保全及び追徴保全の請求については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第五十四条の

金曜日

第七十三条第一項中「第八条第二項」の下に「及び第三項、第八条の二」を加え、同条第二項 条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 第五十三条第二項の規定は、この章の規定による没収保全及び追徴保全の請求について準用す

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

2

執行妨害)の罪(裁判」に改める。 等変造」に改め、 文書等変造」に、「有印私文書偽造」を 別表第一第四号中「有印公文書偽造」を「有印公文書等偽造」に、「有印公文書変造」を「有印公 同表第十号中「(裁判) 「有印私文書等偽造」に、「有印私文書変造」を「有印私文書 を 「若しくは同法第九十五条の二(電子計算機損壊等公務

書等変造」に改める。 公文書等変造」に、「有印私文書偽造」を「有印私文書等偽造」に、「有印私文書変造」を 別表第三第二号ヌ中「有印公文書偽造」を「有印公文書等偽造」に、「有印公文書変造」を「有印 「有印私文

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第二十四条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)の一部を次の ように改正する。

項を加える 第五条中第四項を第五項とし、 第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、 第一項の次に次の一

後は傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨」を「次の各 第六条の見出しを「(傍受令状の記載事項等)」に改め、同条第一項中「有効期間及びその期間経過 式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によることができる。 傍受令状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録(電子的方

に改め、同項に次の各号を加える。 きず傍受令状を返還しなければならない旨 傍受令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することがで

を「又は記録しなければ」に改め、同項ただし書中「記載すれば」を「記載し、又は記録すれば」 号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」

た旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨 ら傍受令状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとっ とができず検察官又は司法警察員の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)か 傍受令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手するこ

改め、同項を同条第三項とし、 第六条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に 同条第一項の次に次の一項を加える。

ければならない。 傍受令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらな

2

- 傍受令状が書面による場合

 記名押印すること。
- 官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判 **傍受令状が電磁的記録による場合** 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(傍受令
- 第七条第二項を次のように改める。
- 成しなければならない。 前項の規定による延長の裁判をする場合においては、書面又は電磁的記録をもって裁判書を作
- 第七条に次の一項を加える。
- る場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。 前項の裁判書には、延長する期間及び理由を記載し、又は記録するとともに、 次の各号に掲げ
- 前項の裁判書を書面をもって作成する場合 記名押印すること。
- ときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 る措置(同項の裁判書に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示した 前項の裁判書を電磁的記録をもって作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代 わ

第九条各号中「記載」を「記載又は記録」に改める。

とらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 を加え、「示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を 第十条の見出しを「(傍受令状等の提示)」に改め、同条第一項中「傍受令状」の下に「について」

- 傍受令状が書面である場合 傍受令状を示すこと。
- の使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと 名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は通信管理者等をしてそ された事項及び第六条第二項 (第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏 傍受令状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、

のは、「第七条第三項(第二号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。 用する。この場合において、前項第二号中「第六条第二項(第二号に係る部分に限る。)」とある 第十条第二項を次のように改める 前項の規定は、傍受ができる期間が延長された場合における第七条第二項の裁判書について準

第十八条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。 第十五条及び第十六条中「記載されて」を「記載され、又は記録されて」に改める。 第十四条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第十九条中「に記載された」を「又は第七条第二項の裁判書に記載され、 又は記録された」 に改

第二十条第一項中「の記載する」を「又は第七条第二項の裁判書の記載し、又は記録する」 に改

の裁判書に記載され、又は記録された」に、「ときは、傍受令状に記載された」を「ときは、傍受令 載された」を「記載され、若しくは記録された」に改める。 状又は同項の裁判書に記載され、又は記録された」に改め、同条第九項中「に記載された傍受が」 第二十一条第八項中「実施は、傍受令状に記載された」を「実施は、傍受令状又は第七条第二項 「又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された傍受が」に改め、同項ただし書中「記

第二十三条第三項中「記載」を「記載又は記録」に改める。

に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。 第二十七条第一項及び第二項中 「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

同条第二項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「をする時」を 「を請求する時」に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。 第二十八条第一項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、 第三十条第一項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同項に次のただし書を加

四十六条第一項」を「第二百四十六条」に、「第二百四十九条第一項」を「第二百四十九条」に改め 第三十九条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。 別表第二第二号へ中「第二百三十六条第一項」を「第二百三十六条」に改め、同号ト中「第二百 第三十条第一項第五号中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。 ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない

第二十五条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平 (犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正) 十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に後段として次のように加える。

たものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、 内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、 情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による この場合において、当該訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 又はその内容を表示し若しくは再生し 当

第四条第四項中「前条第二項」を「前条第一項後段、第二項」 に改める

一項中 「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

第六条第一項中「請求書」の下に「(電磁的記録をもって作成するものを含む。次項において同じ。)」 同条第二項中「書面」を 「書面又は電磁的記録」に改める。

45

に改める。 第十六条及び第十七条第一項中「記載」を「記載又は記録」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」 第十一条第二項及び第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める

載は」を「記録は」に改める。 載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、 第十九条第一項及び第二項中「記載」を「記録」 同条第四項中 に改め、同条第三項中「記載した書面」を 「記載した」を「記録した」に、 記記

請求をする」に改め、同項ただし書中「及び謄写」を「、謄写及び複写」に改め、同項に次の各号 若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求する」を「について、次に掲げる るところにより」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本 第二十条第一項中「記載された」を「記録された」に、「対し」を「対し、最高裁判所規則で定め

- 若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付をいう。)の請求 非電磁的和解記録の閲覧等(和解記録中次号に規定する電磁的和解記録を除いた部分の閲覧
- は一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提 事項に係る部分をいう。第四項において同じ。)の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しく 条第一項第二号及び第四十四条第一項第二号において単に「ファイル」という。)に記録された 算機(入出力装置を含む。第四項及び第六項において同じ。)に備えられたファイル 電磁的和解記録(和解記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計 (同項において「電磁的和解記録の閲覧等」という。)の請求
- ら第八項まで」を「第九十二条」に改め、同項後段を削り、同条に次の三項を加える。 の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の」を「前項各号に掲げる」に、「第九十二条第一項か 第二十条第二項中「前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本 三 和解に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求
- よるものとする。 電磁的和解記録の閲覧等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法に
- たものを閲覧する方法 電磁的和解記録の閲覧 電磁的和解記録の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示し
- 裁判所規則で定める方法 を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高 算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四号及び第六項において同じ。) 定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計 電磁的和解記録の複写 電磁的和解記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で
- により当該書面の内容が電磁的和解記録に記録されている事項と同一であることを証明したも いる事項の全部又は一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法 電磁的和解記録の内容の全部又は一部を証明した書面の交付「電磁的和解記録に記録されて
- ることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して手続の相手方の されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的和解記録に記録されている事項と同一であ 電磁的和解記録の内容の全部又は一部を証明した電磁的記録の提供(電磁的和解記録に記録
- 5 書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付する方法によるもの とする。 和解に関する事項を証明した書面の交付については、当該事項を記載した書面であって裁判所

6 ファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法によるものとする。 和解に関する事項を証明した電磁的記録の提供については、当該事項を記録した電磁的記録で |則で定める電子情報処理組織を使用して手続の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所

覧等」に改め、同表第百三十三条の二第二項及び第三項の項を削り、同表第百三十三条の四第一項加え、「に係る」を削り、「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲 う。)又は電磁的和解記録の閲覧等(同項第二号に規定する電磁的和解記録の閲覧等をいう。)」に改 電磁的和解記録の閲覧等(同法第二十条第一項第一号に規定する非電磁的和解記録の閲覧等をい同じ。)」を削り、「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等(非 一項の項を削り、 第二十一条中「(第百三十三条の二第五項及び第六項を除く。)」を削り、同条の表第百三十三条第 項中「記載された」を「記録された」に改め、同項の前に次のように加える。 一同表第百三十三条の二第一項の項中「第百三十三条の二第一項」の下に「から第三項まで」を 同表第百三十三条第三項の項中「について」及び「をいう。以下この章において

	1	
電磁的和解記録から	電磁的訴訟記録等から	第六項第六項の二第五項及び
記録 に関する法律第二十条第一項めの刑事手続に付随する法律第二十条第一項の人の刑事手続に付随する措置がの刑事手続に付随する措置がの刑事手続に付随する措置を図るたりでは、犯罪被害者	項に係る部分 事件の記録中ファイル記録事 第一項の処分の申立てに係る 部分 電磁的訴訟記録等(電磁的訴	第百三十三条の二第五項

は謄写又はその正本、 の四第七項の項中「記載された」を「記録された」に改める。 第二十一条の表第百三十三条の四第二項の項中 | 記載された」を | 記録された」に、 閲覧若しく 謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等」に改め、 同表第百三十三

第百三十三条の二第二項の項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」を「訴訟記録等の閲覧等」に、「同覧中「及び第百三十三条の四」を「、第五項及び第六項並びに第百三十三条の四」に改め、同条第三項て同じ。)に記載がないもの(同法第三百十二条の二第四項」を「(同条第四項」に改め、同条第三項法第三百十二条の二第二項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。第四十六条第一項においに記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に、「のうち訴因変更等請求書面抄本等(同に記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に、「のうち訴因変更等請求書面抄本等(同 がないもの」を削り、「除く。第四十六条第一項において同じ」を「除く」に、「訴因変更等請求書面 法第二百一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下同じ。)のうち起訴状抄本等 (同法第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。第四十六条第一項において同じ。) 二百七十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。 第四十六条第一項において同じ。)に記載 第二十二条第一項中 「起訴状に記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に改め、「(同 (同法第

金曜日

第百三十三条の二第五項	申立てが	決定が
	項に係る部分 事件の記録中ファイル記録事 第一項の処分の申立てに係る 訟記録又は第百三十二条の四 電磁的訴訟記録等(電磁的訴	記録では現定する電磁的和解第二号に規定する活体等二十条第一項の刑事手続に付随する措置がの刑事手続に付随する措置を図るたりの刑事がはの保護を図るたりでは、犯罪被害者を対している。
第六項第二三十三条の二第五項及び	電磁的訴訟記録等から	電磁的和解記録から

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

の項中「記載された」を「記録された」に改める の正本、謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等」に改め、同表第百三十三条の四第七項 同表第百三十三条の四第二項の項中「記載された」を「記録された」に、「閲覧若しくは謄写又はそ 第二十二条第三項の表第百三十三条の四第一項の項中「記載された」を「記録された」に改め、

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条及び第三十一条

る請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。 請求する」を「(以下この条において「証拠収集処分申立事件」という。)の記録について、 覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を 第三十二条第一項中「対し」を「対し、最高裁判所規則で定めるところにより」 に、「の記録の閲 次に掲げ

- 謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付をいう。)の請求 部分をいう。以下この号及び次項において同じ。)の閲覧等(非電磁的処分記録の閲覧若しくは 非電磁的処分記録(証拠収集処分申立事件の記録中次号に規定する電磁的処分記録を除いた
- 四項において「電磁的処分記録の閲覧等」という。)の請求 を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供 ルに記録された事項に係る部分をいう。)の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一 電磁的処分記録(証拠収集処分申立事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイ (第 部
- 録の提供の請求 証拠収集処分申立事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記

項を加える。 項に規定する」を「証拠収集処分申立事件の」に、「及び」を「、複写及び」に改め、 第三十二条第二項中「同項に規定する記録」を「非電磁的処分記録」に改め、 同条第三項中 同条に次の 第

申立事件に関する事項を証明した書面の交付について、 電磁的記録の提供について、それぞれ準用する 第二十条第四項の規定は電磁的処分記録の閲覧等について、同条第五項の規定は証拠収集処分 同条第六項の規定は当該事項を証明した

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

の他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。) に記録させなければ」に改め 四項中「決定書」を「電子決定書」に改め、 子決定書」という。)」に改め、同条第三項中 第三十七条第一項中「記載した決定書」を「記録した電磁的記録(第三項及び第四項にお (期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律そ 同条第五項中「調書に記載させなければ」を「電子調 「第一項の決定書」を「電子決定書」に改め、 同条第 いて一電

償命令事件」という。)」に改める 第三十九条第二項中「損害賠償命令事件」を「損害賠償命令の申立てに係る事件(以下 「損害賠

を請求する」を「について、次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。 くは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付 第四十四条第一項中「対し」を「対し、最高裁判所規則で定めるところにより」に、「の閲覧若し

害賠償命令事件記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付をいう。)の請 命令事件記録を除いた部分をいう。以下この号及び次項において同じ。)の閲覧等(非電磁的損 非電磁的損害賠償命令事件記録(損害賠償命令事件の記録中次号に規定する電磁的損害賠償

提供(第九項において「電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等」という。)の請求くは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録のりファイルに記録された事項に係る部分をいう。)の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若し二 電磁的損害賠償命令事件記録(損害賠償命令事件の記録中この法律その他の法令の規定によ

び」を「、複写及び」に改め、同条に次の一項を加える。 第四十四条第二項中「指とは謄写」を「、謄写若しくは複写」に、「交付」とはその内容の同条第三項中「若しくは謄写」を「、謄写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」に、「文付」を「交付若しくはその内容の同条第三項中「若しくは謄写」を「、謄写若しくは複写」に、「交付」を「交付若しくはその内容の同条第三項中「指書賠償命令事件の記録」を「非電磁的損害賠償命令事件記録」に改め、第四十四条第二項中「損害賠償命令事件の記録」を「非電磁的損害賠償命令事件記録」に改め、

証明した電磁的記録の提供について、それぞれ準用する。 損害賠償命令事件に関する事項を証明した書面の交付について、同条第六項の規定は当該事項を9 第二十条第四項の規定は電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等について、同条第五項の規定は

抄本の交付又はその複製の」を「についての同法第四十四条第一項各号に掲げる請求又は同条第二 て同じ。)」を削り、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「損 条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十 び第八章(第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。)」を「、第 害賠償命令事件の記録の閲覧等 七条第二項、 七章及び第八章」に改め、「第百五十一条第三項、」及び「、第百六十条第二項」を削り、「第百八十五 び第十項、第九十二条の二第二項」を削り、「第九十四条、第百条第二項、 **一号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。)」に改め、同項の次に次のように加** 項ただし書及び」に改め、「、第二百五十六条第三項各号」を削り、「、第二百六十六条第二項及び 第四十五条中「(第七十一条第二項を除く。)」、「、第八十七条の二」及び「、第九十二条第九項及 磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。)又は電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等 の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条第一項第一号に規定する非 の」に改め、同表第九十二条第一項の項中「に係る」及び「をいう。第百三十三条第三項におい 二百六十七条第二項」を「及び第二百六十六条第二項」に改め、同条の表第四十五条第五項の項 「第三十条第一項」を「第三十九条第二項」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは 第百十六条並びに」を「第百十六条及び」に改め、「第百三十二条の六第三項及び」を削り、「及 第二百三十二条の二、第二百三十五条第一項ただし書並びに」を「第二百三十五条第 (非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等 **、第四節第三款** (犯罪被害者等の権利利 第百十一 (同項第

から電磁的損害賠償命令事件記録	電磁的訴訟記録から	第九十二条第九項及び第十項
記録を改め損害賠償命令事件記録を改め損害賠償命令事件で現る者で、以下同じで、中件で、以下同じで、中件で、以下では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	電磁的訴訟記録中	第九十二条第九項

47

項の項を削り、同表第百三十三条の三第一項の項を次のように改める。
「関の項を削り、同表第百三十三条の三第一項の項を次のように改める。
「関の項を削り、同表第百三十三条の三第一項の項を次のように改める。
「関の項を削り、同表第百三十三条の一項を削り、同表第百三十三条の項を削り、同表第百三十三条の項を削り、同表第百三十三条の項を削り、同表第百三十三条の関覧等(同項第二号に規定する電磁的処分記磁的処分記録の閲覧等をいう。)又は電磁的処分記録の閲覧等(同項第二号に規定する電磁的処分記磁的処分記録の閲覧等をいう。)」に改め、同表第百三十三条の二第一項の項中「第百三十三条の二第一項」のの項を削り、同表第百三十三条の一項の項を削り、同表第百三十三条の関覧等(関語をいる。以下この章において同じ。)」を削り、同表第百三十三条の一項の項を削り、同表第百三十三条の関覧等(同項第二号に規定する電磁的処分記述の項の項を削り、同表第百三十三条の関覧等(同項第二号に規定する電磁的処分記述的処分記録の閲覧等をいる。以下この章において同じ。)」を削り、同表第百三十三条の一項の項を次のように改める。

第四十五条の表第百三十三条の三第一項の項の前に次のように加える。

第第	第
六百	首
項三十三] = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
圭	<u> </u>
条の	 条
第	第 5
五項	
及 び	
電磁	項事第訟電 に件一記磁
的	係の項録的
訴	る記の又訴 部録処は訟
訟記	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
緑	フの百鈞
等か	ア申三等 イ立十 _年
5	ルて二電
	記に条磁 録係の的
	事る四訴
等電	電二すを罪記等電
か磁	磁条る図被録(磁
ら的 損	的第措る害又電的 処一置た者は磁指
害	分項にめ等電的害
賠償	記第関のの磁損賠 録二す刑権的害償
命	を号る事利処賠命
令 事	いに法手利分償令 う規律続益記命事
件	ご定第にの録令件
記録	す三付保 <u>事</u> 記 る十随護犯件録
241	2 Marx 10 M

項及び第二百三十一条の二第二項の項から第二百六十七条の二第一項の項までを削る。本のので付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等」に改め、同表第百五十一条第二第四十五条の表第百三十三条の四第二項の項中「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄

並びに第百三十三条の四」に改め、 の閲覧等をいう。)、 う。)、電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等 録の閲覧等(同法第四十四条第一項第一号に規定する非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をい 抄本の交付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等(非電磁的損害賠償命令事件記 訟記録等の閲覧等」を「訴訟記録等の閲覧等」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは 第一項の決定により通知することとされたものを除く。)」に改め、同条第二項中「第三十条第一項」 面抄本等に記載がないもの」を「(同条第四項において読み替えて準用する同法第二百七十一条の五 等請求書面に記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に、「のうち訴因変更等請求書 により通知することとされたものを除く。)が同法第二百七十一条の二第一項第一号」に、「訴因変更 ち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号」を「(同法第二百七十一条の五第一項の決定 「第三十九条第二項」に、「第百三十三条の四第一項及び第二項において」を「以下」に、「に係る訴 第四十六条第一項中「起訴状に記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に、「のう 「第三十九条第二項」に改め、同条第四項中「及び第百三十三条の四」を 「、第五項及び第六項 非電磁的処分記録の閲覧等 同項の表第百三十三条の二第二項の項中 (同項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録 (同法第三十二条第一項第一号に規定する非電磁的 「第三十条第一項」を

加閱処 える。 |覧等をいう。)をいう。第百三十三条の四第二項において同じ。)| に改め、同項の次に次のように|分記録の閲覧等をいう。)又は電磁的処分記録の閲覧等(同項第二号に規定する電磁的処分記録の

## F 1	立てか	決定カ
項事第訟電	に係る部分 中項のとは第百三十二条の四 に係る部分 ではいる。 はいる部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 にはいる。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	処分記録をいう。) ・電磁的損害賠償命令事件記録をいう。) ・電磁的損害賠償命令事件記録をいう。) ・電磁的損害賠償命令事件記録をいう。 ・電磁的損害賠償命令事件記録をいう。) ・電磁的損害賠償命令事件記録をいう。)
第六項 第百三十三条の二第五項及び 電磁	磁的訴訟記録等から	等から電磁的損害賠償命令事件記録

て、 くは抄本の交付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等」に改め、同条第五項中「あっ 第四十六条第四項の表第百三十三条の四第二項の項中「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若し 第三十九条第一項」を「あって、 同項」に改める。

第四十八条第一項中「二千円」を「次に掲げる額を合算した額」に改め、 同項に次の各号を加

損害賠償の請求の原因とする訴因として特定された事実の数に二千円を乗じて得た額

第四十八条第三項中「額を」を「額(第一項第一号に掲げる額を超えない部分に限る。)を」 同条第四項に後段として次のように加える。 子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、九百円) に改

千七百円(第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定により電

(国際受刑者移送法の一部改正) 項に規定する特定申立てとみなす。 よる電子情報処理組織を使用する方法による申立ては、民事訴訟費用等に関する法律第三条第二 この場合において、第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定に

金曜日

第二十六条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。 ことができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい第三条中「通知」を「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する う。以下同じ。)並びに通知」に改める。

第六条後段を削り、同条に次の一項を加える。条第三項を除き、以下同じ。)を添えて」に改める。第四条中「に関係書類を添付し」を「(電磁的記録を含む。)に関係書類(電磁的記録を含む。 第十

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

げる措置をとらせるものとする。 前項の場合において、当該職員は、その面前で、受入受刑者をして、次の各号のいずれかに掲 第十六条及び第十七条の規定に関する事項その他法務省令で定める事項を記載した書面に署

名押印すること。 前号に規定する事項を記録した電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとる

第八条第二項を次のように改める。

2 計算機とを電気通言可泉で妾売ノニ電子青最早里1隻・ハー・ハートでは察官の使用に係る電子下この項及び第十九条第四項第二号において同じ。)と東京地方検察庁の検察官の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。 以則で定める電子情報処理組織(東京地方裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以則で定めるところにより、最高裁判所規 事項を東京地方裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル 計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該審査の請求に係る (以下単に「ファイル」と

> 第八条に次の二項を加える。 よりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。 いう。)に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京地方裁判所に提出する方法に

- は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京地方裁判所に到達したものとみ 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請
- ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。 第一項の審査の請求が第二項の記録媒体を提出する方法によりされたときは、東京地方裁判 裁判所書記官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係 第九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

る電磁的記録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 場合において、電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、 れをファイルに記録しなければならない。 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもって裁判書を作成しなければならない。この ح

書に係る電磁的記録」に、「ともに」を「共に」に改める。 第十一条中「前条第二項」を「前条第三項」に、「謄本」を 「謄本又はファイルに記録された裁判

第十四条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第十五条を次のように改める。 (受入移送命令の方式)

的記録を添えなければならない。 係書類の謄本又は関係書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁第十五条 第十三条の命令は、書面又は電磁的記録によるものとし、当該書面又は電磁的記録に関

2 又は記録しなければならない。送犯罪の名称、外国刑の刑期、引渡しを受ける日及び場所並びに引致すべき刑事施設を記載し、 第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、受入受刑者の氏名、 年齢、裁判国の名称、受入移

3 当該各号に定める措置をとらなければならない。 第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法務大臣が

第十三条の命令が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置をとるこ第十三条の命令が書面による場合 記名押印すること。

名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「東京地方検察庁の検察官が記検察庁の検察官」と」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「勾引状」を「勾引状」に改 項を加える。 条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官」とあるのは事施設」と」の下に「、同項第二号中「裁判所の規則の」とあるのは「法務省令で」と、「第六十四第十九条第四項中「同法第七十三条第一項前段中「裁判所」を「同項前段中「裁判所」に改め、「刑 「国際受刑者移送法第十九条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る東京地方

4 該各号に定める措置をとらなければならない。 第一項の受入収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 東京地方検察庁の検察官が当

受入収容状が書面による場合 記名押印すること。

の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて検察官受入収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置(受入収容状

一十九条第一項の次に次の一項を加える。

2

とができる。 前項の受入収容状は、 書面によるほか、 法務省令で定めるところにより、 電磁的記録によるこ

事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を添えなければならない。る場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの及び関係書類の謄本又は関係書類に記録されている前項の指揮は、書面又は電磁的記録により行い、当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げ 第二十条第二項を次のように改める。

第十三条の命令が書面による場合 当該書面の謄本

第十三条の命令が電磁的記録による場合 当該命令に係る事項を記載し、又は記録した書面

五百十三条の二」に、「第四百八十七条」を「第四百八十七条第一項」に改める。第二十一条中「及び第九項から第十一項まで」を「、第六項及び第十一項から第十三項まで、

「署名押印した」を「署名押印し、又は同項の電磁的記録に署名押印に代わる措置をとった」に、「書した電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらなければ」に改め、同条第二項中第三十一条第一項中「署名押印しなければ」を「署名押印し、又は法務省令で定める事項を記録第三十条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

面を」を「書面又は電磁的記録を」に改める。 第三十五条中 「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十六条中「、第三項及び第四項」を「及び第三項から第六項まで」に、「引渡の」を に改める。 に、「第五項」を「第六項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「示して」を「とつ 「引渡し

渡の」を「引渡しの」に、「第五項」を「第六項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「示記録により」に改め、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項から第六項まで」に、「引第三十九条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「書面で」を「書面又は電磁的 して」を「とつて」に改める。

第二十七条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平)(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正) 五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。 (平成十

算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)、」に、「結果を記載した書面」を「結果気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計第二十三条中「記載した書面、」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁 を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。 第六条第一項及び第十五条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

る。次項において単に「電磁的記録提供命令」という。)」に改め、同条第四項中「捜索」を「電磁索、同条第一項に規定する電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限 - (同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。次項において同じ。)、捜第二十四条第三項中「、捜索」を「(刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命 記録提供命令、捜索」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による申立て等)

に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該申立て織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申立て等をする者の使用る場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組の章に規定するもの(以下この条及び次条において「申立て等」という。)については、口頭です第二十四条の二 検察官及び付添人は、申立て、請求その他の裁判所に対してする申述であってこ に「ファイル」という。)に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(次項及び次条において単 法によりしなければならない。

前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、 当該申

3 ない場合には、 他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等をすることができ、第一項の規定は、検察官又は付添人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。

(裁判所書記官によるファイルへの記録)

第二十四条の三 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたときを 録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。 除く。)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体 に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、 を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体 当該事項をファイルに記

第二十六条に次の一項を加える。

第

第一項の呼出状及び前二項の同行状は、 電磁的記録によることができる。 書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところによ

に次の各号を加える。 区分に応じ、当該各号に定める措置をとった」に改め、「の場所に」の下に「これを」を加え、 第二十八条第四項中「これを当該対象者に示した」を「対象者に対し、 次の各号に掲げる場合の 同項

同行状が書面である場合 同行状を示すこと

た事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 同行状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、 同行状に記録され

第二十八条第五項中「を所持しないためこれを示す」を「について前項各号に定める措置をとる」 「前項」を「同項」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に定める措置をとらなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による審判期日における審判)

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 裁判所は、審判期日における審判を行う場合において、対象者の精神障害の状態、 その場所に在席した対象者は、その審判期日に出席したものとみなす。 しながら通話をすることができる方法によって、審判を行うことができる。この場合において、 て、 審判期日における審判を行うために在席する場所と同一の構内をいう。)以外にある場所であっ の意見を聴き、対象者が入院している医療機関その他の同一構内(裁判官及び精神保健審判員が 審判の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、対象者又はその保護者若しくは付添人 適当と認めるものに対象者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識

の審判期日に出席したものとみなす。 が在席する場所に在席することができる。この場合において、その場所に在席した付添人は、 保護者又は付添人は、裁判所が前項の規定により審判期日における審判を行うときは、 対象者 そ

を加え、同条に次の一項を加える。 第三十二条第一項中「証拠物」の下に「(電磁的記録であるものを含む。以下この条において同じ。)」

規定により閲覧する場合において、当該記録又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるとき 第三十九条に次の一項を加える。 はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 を視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、 は、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したもの 処遇事件の記録又は証拠物を、第一項の許可を受けて閲覧し若しくは謄写する場合又は前項の 又

この節に規定する審判についての第三十一条の二第一項の規定の適用については、 同項中 対

五項の次に次の一項を加える。 第四十五条第六項中「前二項」 象者又はその保護者若しくは」とあるのは、「検察官及び」とする。 を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、

6 り、 第三項の呼出状及び前二項の同行状は、 電磁的記録によることができる。 書面によるほか、 最高裁判所規則の定めるところによ

第九十条第一項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。「含む」の下に「。第九十六条第四項及び第九十七条第一項において同じ」を加える。い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。〕」を削り、第八十五条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな

(裁判責の参加する刑事裁判に関する去聿の一部故E)第百四条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。十八条第四項から」を「第二十六条第四項、第二十八条第四項から」に改め、同条第七項中「第第九十九条第一項及び第五項中「第百条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第七項中「第

第二十八条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のよ第二十八条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のよ

第十条第三項を次のように改める。

電子計算機によるものとする。

「本の大容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視されるものをいう。以下この項及び第六十五条において同じ。)を閲覧することができる。とれるものをいう。以下この項及び第六十五条において同じ。)を含む。以下この項において同じ。)を閲覧することができる。とび証拠物(電磁的記録であるものを含む。以下この項において同じ。)を含む。以下この項において同じ。)との場合において、当該訴訟に関する書類(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供当該職する方法によるものとする。

第三十二条に次の一項を加える。第三十一条第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める

一の構内をいう。次号において同じ。)にあるものて、同一構内(裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所と同一 裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であっ

めるもの 一人 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であって、裁判所が適当と認

第三十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

に行う方法により電磁的記録として」に改め、同項ただし書中「記録媒体に」を「電磁的記録とし(映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。)に」を「録音及び録画を同時第六十五条の見出し中「記録媒体へ」を「電磁的記録として」に改め、同条第一項中「記録媒体

項」に改める。

「電磁的記録」に、「第三百五条第五項及び第六項」を「第三百七条の二第四項及び第五条第三項、第百八十条第三項及び第二百七十条第三項、第百八十条第二項という。」に記録して」を削り、「記録媒体」を「電磁的記録」に、「第三百五条第五項及び第二百七十条第二項」という。」に記録して」を置を含む。」に備えられたファイル(第八十二条において単に「ファイル」という。」に記録して」装置を含む。」に備えられたファイル(第八十二条において単に「ファイル」という。」に記録して」を置せない。同条第四項を関係(入出力で)に改め、同条第二項中「同項第四号」を「同項第五号から第八号まで」に改め、同条第三項中で」に改め、同条第二項中で」に改め、同条第二項中で」に改め、同条第二項中で

公判調書」に、「整理ができた」を「ファイルに記録された」に改める。を「ファイルに記録すれば」に改め、同条第二項中「整理された調書」を「ファイルに記録しなければ」に改め、同項ただし書中「調書」を「公判調書」に、「整理すれば」第八十二条第一項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「これを整理しなければ」

第八十八条中「を記載した書面」を削る。

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第二十九条 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)

(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正)ことができる状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。旨を当該検察庁に設置した電子計算機(入出力装置を含む。の映像面に表示したものの閲覧をするができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」に、「掲示する」を「掲示し、又はそのができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」に、「掲示する」を「掲示し、又はその第十二条第三項中「旨を」を「旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧すること

第三十条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)の一部を次の

磁的記録を含む。以下同じ。)を添え」に改める。う。以下同じ。)を含む。)又は」に、「に関係書類を添付し」を「若しくは電磁的記録に関係書類(電ことができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいことができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい第四条中「又は」を「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する

に、「その書類」を「その訴訟に関する書類」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。第三項中「の提供」を「(電磁的記録を含む。以下この項及び第十条第四項において同じ。)の提供」第六条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条磁的記録を含む。以下同じしを添え」に改める。

第十条第項頁中「譬面」と「譬面又よ髗滋り己录」と「当変皆頁」と「当変斥公こ掲げる皆頁」第九条第一項中「の証明書」の下に「(電磁的記録をもって作成するものを含む。)」を加える。第七条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

一であることの証明がされたもの」に改める。した書面若しくは電磁的記録であってその内容が当該訴訟に関する書類に記録されている事項と同した書面若しくは電磁的記録であってその内容が当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録に、「謄本」を「謄本若しくは当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録第十条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「当該書類」を「当該訴訟に関する書類」

第十二条及び第十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十五条第一項に後段として次のように加える。

一、この場合において、同法第一条ノ二第一項第二号中「記載シタル書面」とあるのは「民族一条ノ二第一条ノ二第一項第二号中「記載シタル書面又ハ電磁的記録ヲ含ム)」と、「添附シタル」とあるのは「国際刑事裁判所ガ発スル協力請求書(電磁的記録ヲ含ム)」と、「関係書類」とあるのは「国際刑事裁判所ガ発スル協力請求書(電磁的記録ヲ含ム)」と、同項第四号中「嘱託シタル書面又ハ電磁的記録」と、「添附シタル」とあるのは「添ヘタル」と、同項第四号中「嘱託シタル書面又ハ電磁的記録」と、「添附シタル書面」とあるのは「記載シ又ハ記録シタル書面」とあるのは「記載シヌーとする。

三項において同じ。)」 を加える。 第十八条第一項中「受領許可証」の下に「(電磁的記録をもって作成するものを含む。次項及び第 第十七条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第二十条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

期間」を「「引渡犯罪名」に改める。 三項中「請求国の名称、有効期間」を「第五条第四項中「引渡犯罪名、請求国の名称」 |項中「請求国の名称、有効期間」を「第五条第四項中「引渡犯罪名、請求国の名称」に、「「有効第二十一条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第五条第

して次のように加える。 第二十二条第二項中 「第三項」の下に「、第八条の二並びに第八条の三」を加え、 同項に後段と

際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十三条第一項」と」を加え、「第三条第二号」を「同律第三十七号)」を削り、「又は第三号」と」の下に「、同法第十条第二項中「前項」とあるのは「国第二十三条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「の謄本」及び「(平成十九年法 項」を「第八条の三各号」に改める。 条第二号」に改め、「、「第四条第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と」を削り、「第八条第三 力等に関する法律第二十二条第二項において準用する第八条第二項」と読み替えるものとする。 この場合において、同法第八条の二中「同条第二項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協

(号外第 113号)

第二十四条第七項、第二十五条第八項、第二十六条第六項及び第二十七条第八項に後段として次 ように加える

る協力等に関する法律第二十一条第二項において準用する第五条第五項」と読み替えるものとすこの場合において、同条第四項第一号中「第五条第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対す

準用する逃亡犯罪人引渡法第十条第四項に規定する電磁的記録」に改める 第二十八条第一号中「決定の」を「決定について、」に、「謄本」を「謄本又は同条第二項において

条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第二項中「法務大臣が記名押印しなければ」を「又は記第三十一条第一項中「第十六条第一項から第三項まで」を「第十六条(第五項を除く。)」に、「前

第三十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める 第三十二条中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

渡犯罪名、請求国の名称」に、「「有効期間」を「「引渡犯罪名」に改め、「引渡しの請求に関する」を「書面又は電磁的記録」に、「第五条第三項中「請求国の名称、有効期間」を「第五条第四項中「引第三十五条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に、「書面」を 削り、「規定する」」を「規定する書面又は電磁的記録の」」に改め、同条第四項に後段として次のよう

る協力等に関する法律第三十五条第二項において準用する第五条第五項」と読み替えるものとすこの場合において、同条第四項第一号中「第五条第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対す

第三十九条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

九項並びに」に、「第二十三条第七項中」を「第二十三条第八項中」に改める。 二十三条第七項中」に改め、同条第五項中「第二十三条第七項及び」を「第二十三条第八項及び第八項並びに第二十三条第七項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「第二十三条第六項中」を「第 第四十四条第三項中「、第四項及び第六項並びに第二十三条第六項」を「から第六項まで及び第

同条第六項中 項第二号中「電子計算機」とあるのは「電子計算機 (入出力装置を含む。次項において同じ。)」と、 一十三条第七項」に、「第四項まで」を「第六項まで」 第四十六条第二項中「第二十二条第四項」を「第二十二条第六項」に、「第二十三条第六項」を「第 「ファイル」とあるのは「裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」と と」の下に「、同条第五

> 第六十四条の次に次の一条を加える。 第五十二条第一項第二号中「書面」を 第四十七条中「第八条第二項」の下に 「及び第三項、第八条の二」を加える。 「書面又は電磁的記録」に改める。

(電子計算機損壊等職務執行妨害)

第六十四条の二 国際刑事裁判所職員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機 情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、 の罰金に処する。 き動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下 若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の その電子計算機に使用目的に沿うべ

(更生保護法の一部改正)

第三十一条 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する

成するものを含む。)を提供しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。 用に供されるものをいう。以下同じ。)により」に、「を交付しなければ」を「(電磁的記録をもって作 覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の 第四十四条第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知

することができない。 ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、

第四十四条に次の一項を加える。

4 記録された時に当該刑事施設又は少年院に到達したものとみなす。 第二項の規定によりされた電磁的記録による通知(電気通信回線を通じてされたものに限る。) 刑事施設又は少年院の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。)に備えられたファイルに

しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。 第四十六条第二項中「を交付しなければ」を「(電磁的記録をもって作成するものを含む。)を提供

することができない。 ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、 これを受ける者に異議があるときは、

二号」に改める。 れた場合にあつては、保護観察官及び警察官)」と、同号、同条第二項及び同法第七十三条第一項第 あるのは「保護観察官(更生保護法第六十三条第六項ただし書の規定により警察官が執行を嘱託さ 七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員)」と 条第一項」を「と、同法第六十四条第一項第二号中「検察官及び検察事務官又は司法警察職員(第 第六十三条第七項中「第六十四条、」を「第六十二条第二項、第六十四条、」に、「と、同法第六十四

第七十九条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める

(少年院法の一部改正)

第三十二条 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の一部を次のように改正する

第八十九条第三項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ いて同じ。)によることができる る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百四十条第三号にお 第一項ただし書の連戻状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的

第九十条第六項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える

記録媒体が少年院に到達し、又は当該事項を記録した電磁的記録が電気通信回線を通じて少年院の 第百四十条第三号中「が少年院に到達した」を「若しくは当該文書に記載すべき事項を記録した 用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された」に改める。

によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用第十七条第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚第三十三条 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 に供されるものをいう。第七十八条第四項において同じ。)により」に改める。

第七十八条第三項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。 記録によることができる。 第一項ただし書の連戻状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、 電磁的

第七十九条第六項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

る日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律の一部改正) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関す

第三十四条 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑 化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律(令和五年法律第二十六号) 一部を次のように改正する。

によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用第四条第二項中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚 に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

同条第三項の規定による措置をとって、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第 る措置をとって、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について第五条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定によ 二百五条第三項」に改める。

を含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という」に改め、同条ただし書中「検証 項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させること 第六条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む」を「刑事訴訟法第百二条の二第 「電磁的記録提供命令又は検証」に改める。

時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。 |拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、 第七条の見出し中「書類又は証拠物」を「書類等」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与 謄本を作成して交付し、又はこれを一

金曜日

一 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す

、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている 磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供するこ 事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であってその内容がその保管する電

第七条に次の一項を加える。

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該1 前項 (第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内 ものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生した

権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。 第九条第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する

> 協定の実施に関する法律の一部改正) クセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の (日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のア

相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートプリテン及び北アイルランド連合王国 との間の協定の実施に関する法律(令和五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における

に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。 によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用 第四条第二項中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚

同条第三項の規定による措置をとって、」に改め、 同条第四項ただし書中 「第二百五条第二項」を「第 る措置をとって、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について 二百五条第三項」に改める。 第五条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定によ

を「電磁的記録提供命令又は検証」に改める。 を含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という」に改め、同条ただし書中「検証」 項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させること 第六条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む」を「刑事訴訟法第百」 二条の二第

証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一 第七条の見出し中「書類又は証拠物」を「書類等」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは 若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

- し、若しくは引き渡すこと。 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与
- 一 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す
- 三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている 磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供するこ 事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であってその内容がその保管する電

第七条に次の一項を加える。

2 ものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。 電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生した 容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、

権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。 第九条第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する

の消去等に関する法律の一部改正) (性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録

第三十六条 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電 磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

め、「。第十条第一項第一号ロ」の下に「及び第十一条の二第一号ロ」を加える。 第八条第一項第二号中「次条第一項第二号及び第十条第一項第一号口において」を「以下」に改 目次中「・第十一条」を「―第十一条の二」に、「第二十五条」を「第二十五条の三」に改める。

第四章第二節に次の一条を加える

の規定による電磁的記録提供命令(同法第百二条の二第一項第一号口に掲げる方法(電磁的記録:十一条の二 検察官は、保管電磁的記録(刑事訴訟法第二百十八条第一項又は第五百九条第一項 次節に定める手続に従い、第二号に掲げる措置をとることができる。 う。以下この条及び第十二条の二において同じ。)が第一号に掲げる電磁的記録に該当するときは、 警察職員の管理に係る記録媒体に移転された電磁的記録であって検察官が保管しているものをい 第一項第四号において単に「電磁的記録提供命令」という。)により検察官、検察事務官又は司法を記録媒体に移転させるものに限る。)による提供を命ずるものに限る。以下この条及び第十七条

次に掲げる電磁的記録

(号外第 113号)

第九条第一項第一号に掲げる電磁的記録

を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物に記録された私事性的画像記規定する行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録若しくは当該行為 録又はこれらを複写した電磁的記録 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに

許さないこととする決定をすること。 において準用する同法第百二十三条の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定による複写を次に掲げる電磁的記録について、刑事訴訟法第二百二十二条第一項又は第五百十三条第六項

第九条第一項第三号に掲げる電磁的記録

当該保管電磁的記録

することができないため、この号(口に係る部分に限る。)に規定する決定をすることが困難、 他の電磁的記録が大量であることその他の事由により全ての他の電磁的記録の内容を確認 いて「他の電磁的記録」という。)が対象電磁的記録である場合における当該対象電磁的記録・当該保管電磁的記録に係る電磁的記録提供命令により提供された他の電磁的記録(ハにお

り記録媒体を交付し、 三項又は同法第五百十三条第一項において読み替えて準用する同法第百二十三条第三項の規定によ 第十二条中「こと」を「こと(同法第二百二十二条第一項において準用する同法第百二十三条第であると認める場合における当該他の電磁的記録 又は電磁的記録を複写させることを含む。)」に改め、同条の次に次の一条を

第十二条の二 検察官は、保管電磁的記録が第十一条の二第一号に掲げる電磁的記録に該当すると 思料する場合において、同条第二号に規定する決定(以下「複写不許可決定」という。)をすると 十三条の二第一項の規定により複写させることを要しない。 録等は、刑事訴訟法第二百二十二条第一項又は第五百十三条第六項において準用する同法第百二 という。)の複写を許さないこととする決定をするものとする。この場合において、保管電磁的記 きは、仮に当該保管電磁的記録及び同号口に規定する他の電磁的記録(以下「保管電磁的記録等」

項前段」を「前二項」に、「を還付する」を「について前二項に規定する還付をする」に改め、同条し、又は電磁的記録を複写させることを含む。)をする」に改め、同条第三項中「第一項前段又は前 おいて準用する同法第百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写さ 第七項中「を還付する」を「について刑事訴訟法の規定による還付(同法第二百二十二条第一項に する」を「よる還付(同項において準用する同法第百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付 体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。)をする」に改め、同条第二項中「より還付 せることを含む。)をする」に改める。 第十三条第一項中「より還付する」を「よる還付(同法第百二十三条第三項の規定により記録媒

ることができない 第十四条中「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、 す

53

に改め、同項に次の一号を加える。 十一条」を「、第十一条」に、「は、」を「、複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定は、」 第十七条の見出しを「(消去等決定等の名宛人及び聴聞の特例等)」に改め、同条第一項中「又は

複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定をする場合 電磁的記録提供命令を受け

五項とし、第七項を第六項とする。 去命令」を「、消去命令又は複写不許可決定」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第 削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、 第十七条第二項中「又は消去命令」を「、消去命令又は複写不許可決定」に改め、同条第三項を 、同条第五項中「又は消

写)」を付し、同条の次に次の一条を加える。 第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「〈対象電磁的記録ではない電磁的記録の複

第十八条の二 検察官は、複写不許可決定(第十一条の二第二号ハに係るものに限る。)をする場合 二第二号口に規定する他の電磁的記録を特定してこれの複写をしたい旨の申出があり、当該他の 電磁的記録が対象電磁的記録ではないと認めるときは、当該他の電磁的記録の複写を許すものと において、第十七条第一項第四号に定める者から、法務省令で定めるところにより、第十一条の

る複写を許さないことができる。 前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、 同項の規定によ

- する。
- 前項の申出をした者が同項の規定による複写に関する検察官の指示に従わないとき
- 前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき。 技術的理由その他の事由により、複写をすることが困難であると認められるとき。
- の者に対し、第十一条の二第二号口に規定する他の電磁的記録を確認する機会を与えるものとす 検察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、 そ
- 4 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、複写不許可決定において定めるものとす

去命令、複写不許可決定及び第十二条の二の規定による決定」に改め、同条第二項に次の一号を加第二十条の見出しを「(消去等決定等の方式等)」に改め、同条第一項中「及び消去命令」を「、消 第十九条中「前条第一項」及び「同項」を「第十八条第一項及び前条第一項」に改める

兀 複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定をした場合 第十七条第一項第四号に定

ことができる状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。 旨を当該検察庁に設置した電子計算機(入出力装置を含む。)の映像面に表示したものの閲覧をする ができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」に、「掲示する」を「掲示し、 第四章第四節に次の二条を加える。 第二十条第三項中「旨を」を「旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧すること 又はその

(保管電磁的記録等の複写の許可等)

さなければならない。 検察官は、次の各号に掲げる場合には、 当該各号に定める電磁的記録の複写を許

- 次に掲げる場合 保管電磁的記録等
- 第十七条第二項の規定による聴聞を行った後、 複写不許可決定をする必要がないと認めた
- 訴えを提起することができる期間を経過したとき 消す旨の裁決がされた場合であって、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの 第二十九条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により複写不許可決定の全部を取り

る裁決の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合 複写不許可決定の取消しの訴え又は複写不許可決定に係る第二十九条第一項第二号に定め

三

- **イからハまでに掲げる場合のほか、検察官が、保管電磁的記録等について、保管の必要が**
- 記録等のうち当該複写不許可決定に係る電磁的記録以外のもの 複写不許可決定 (第十一条の二第二号イ又は口に係るものに限る。)をした場合 保管電磁的
- が取り消され、又は変更された後の複写不許可決定に係る電磁的記録以外のもの の取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき、保管電磁的記録等のうち、 し、又は変更する旨の裁決がされた場合であって、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてそ 第二十九条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により複写不許可決定の一部を取り消 部
- 2 める方法によって公告しなければならない。 の他の事由により、同項の規定による複写をさせることができない場合には、その旨を政令で定 検察官は、前項の規定による複写を許された者の住所若しくは居所が分からないため、又はそ
- 3 がないときは、検察官は、これを複写させることを要しない。 前項の規定による公告に係る電磁的記録について、公告の日から六月を経過しても複写の請求
- に複写させるべき電磁的記録があることが明らかな場合には、これをその者に複写させなければ検察官は、保管電磁的記録等のうちに、第十七条第二項の規定による聴聞を行った者以外の者
- (複写許可に係る電磁的記録の複写をしない場合の措置) 前項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。
- 記録について、複写を許した日から起算して六月を経過する日までに、その複写を許された者が第二十五条の三 検察官は、第十八条の二第一項又は前条第一項の規定により複写を許した電磁的 その複写をしないときは、これを複写させることを要しない。
- 規定による決定」に改める。 第二十六条第一項第一号中「又は消去命令」を「、消去命令、複写不許可決定又は第十二条の

て」を「若しくは保管電磁的記録等について」に改め、 第四十条第一項第一号中「文書」を「文書若しくは電磁的記録」に改め、同項第三号中 的記録」に改める。 同条第二項中「文書」を「文書若しくは電 「につい

書」を「文書若しくは電磁的記録」に改める。 第四十四条第一号中「の申出」を「又は第十八条の二第一項の申出」に改め、同条第二号中 文

則

金曜日

第一条 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

条の規定 公布の日 附則第三条第四項、 第五条第四項、 第十条第二項、第十八条第二項、 第三十九条及び第四十

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

第二十四条中犯罪捜査のための通信傍受に関する法律別表第二第二号の改正規定並びに第三十条 中国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第六十四条の次に一条を加える改正規定並びに附 の二十四第一項の改正規定、第三条の規定、第十七条の規定、第二十二条中不正競争防止法第二 十八条の改正規定、第二十三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下 三百七条の次に一条を加える改正規定並びに同法第三百二十一条第一項第一号及び第三百五十条 第一条のうち、刑事訴訟法第三百七条の二の改正規定、同法中同条を第三百七条の三とし、第 「組織的犯罪処罰法」という。) 別表第一第四号及び第十号並びに別表第三第二号ヌの改正規定、 第二十一条第二項及び第二十七条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

> 囲内において政令で定める日 規定、附則第三十五条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法 規定、同法第四章第四節に二条を加える改正規定並びに同法第二十六条第一項第一号、 号の改正規定、第二十六条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定(「第四百八十七条」を「第 第二項ただし書の改正規定並びに附則第四十条の規定 改める部分に限る。)、附則第三十八条中財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第二十七条 並びに第五百十四条」を「、第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百十三条の二」に 第一項第三号及び第四十四条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第二十九条の 改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正 の改正規定、同法第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える 正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十七条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項 法第四章第二節に一条を加える改正規定、同法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改 姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律目次及び第八条第一項第二号の改正規定、同 改正規定並びに第三十六条中性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な 本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第六条の 及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日 の協定の実施に関する法律第六条の改正規定、第三十五条中日本国の自衛隊とグレートブリテン 国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間 裁判に関する法律第六十五条第二項の改正規定、第三十四条中日本国の自衛隊とオーストラリア 観察法」という。)第二十四条第三項及び第四項の改正規定、第二十八条中裁判員の参加する刑事 を行った者の医療及び観察等に関する法律(次条第一項及び附則第十八条第一項において「医療 四百八十七条第一項」に改める部分を除く。)、第二十七条中心神喪失等の状態で重大な他害行為 次に二条を加える改正規定並びに組織的犯罪処罰法第三十一条第一項及び第七十一条第一項第七 に二条を加える改正規定、組織的犯罪処罰法第二十条の改正規定、組織的犯罪処罰法第三十条の 正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二十三条中組織的犯罪処罰法第十八条の二の次 法律第八条第二項及び第十二条の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中不正競争防止法第 位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十八条中国際捜査共助等に関する 定書の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十四条中日本国における国際連合の軍隊の地 条の改正規定、第十二条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議 設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第十三 正規定、第九条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施 「証拠書類」」を「証拠書類(電磁的記録を含む。)」」に改める部分を除く。)、同法第三十三条の改 一十六条第二項の改正規定(「記載した書面」」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」」に、 第一条の規定 (前号に掲げる改正規定を除く。)、第五条中少年法第六条の五及び第十五条の (令和四年法律第六十八号)第四百九十一条第七項の改正規定(「及び第九項から第十一項まで 公布の日から起算して一年を超えない 第四十条

- 十条の規定 第八条中出入国管理及び難民認定法第七十三条の三及び第七十三条の四の改正規定並びに第二 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和六年法律第五十九号) の
- 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和五年法律第五十三号) の施行の日 第二十三条中組織的犯罪処罰法第二十七条第五項の改正規定及び附則第十六条第二項の規定
- る特定日のいずれか遅い日 第十条及び附則第十三条の規定 前号に掲げる規定の施行の日又は附則第三条第一項に規定す

(記録命令付差押えに関する経過措置)

差押えについては、なお従前の例による。 命令付差押えをいう。以下この条において同じ。)に係る命令がされた場合における当該記録命令付 という。)の規定により記録命令付差押え (第三号改正前刑事訴訟法第九十九条の二に規定する記録 号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の医療観察法(同項において「第三号改正前医療観察法」 的犯罪処罰法(同項において「第三号改正前組織的犯罪処罰法」という。) 又は第二十七条の規定(同 る改正規定に限る。)による改正前の国際捜査共助等に関する法律(同項において「第三号改正前国 る改正前の少年法(同項において「第三号改正前少年法」という。)、第十八条の規定(同号に掲げ おいて「第三号改正前刑事訴訟法」という。)、第五条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)によ う。)前に第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の刑事訴訟法(以下この条に 際捜査共助法」という。)、第二十三条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の組織 前条第三号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第十五条において「第三号施行日」とい 4 2 3

より記録命令付差押えに係る令状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、 三号改正前国際捜査共助法、 前項に定めるもののほか、 第三号改正前組織的犯罪処罰法又は第三号改正前医療観察法の規定に 第三号施行日前に第三号改正前刑事訴訟法、 第三号改正前少年法、第 な

(公判調書等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に公訴の提起があった事件(以下 判する場合における公判調書等については、この限りでない。 及び期日間整理手続調書(以下この条において「公判調書等」という。)については、なお従前の例 訴の提起があったもの(以下「特定日前刑事事件」という。)に係る公判調書、公判前整理手続調書 行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「特定日」という。)前に公 刑事事件」という。)又は最高裁判所の定める刑事事件(以下「特定刑事事件」という。)であって施 による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審 「施行前 2

2 この項において単に「整理された公判調書等」という。)は裁判所の使用に係る電子計算機 (入出力 公判調書等とみなし、整理された公判調書等に記載された訴訟手続はファイルに記録された公判調 装置を含む。)に備えられたファイル(以下この条において単に「ファイル」という。)に記録された 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により整理された公判調書等(以下 る改正前の刑事訴訟法(附則第六条第二項において「第二条改正前刑事訴訟法]という。)の規定(前 書等に記録された訴訟手続とみなす。 前項ただし書の場合において、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件について第二条の規定によ

金曜日

3 八十条の二第一項及び第二項並びに第二百七十条第二項の規定は、適用しない。 による改正後の刑事訴訟法(以下「第二条改正後刑事訴訟法」という。)第四十条の二第 前項の規定によりファイルに記録された公判調書等とみなされるものについては、第二条の規定 項、 第百

報通信技術の活用の段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が逓減するよう適切に定めるも のとする 最高裁判所は、第一項の規定に基づき特定刑事事件を定めるに当たっては、刑事手続における情

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

(送達報告書の提出に関する経過措置)

の刑事事件を併せて審判する場合における送達報告書の提出については、この限りでない。 第二項の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外 同じ。)における民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第百条第一項の書面 いう。)の提出については、第二条改正後刑事訴訟法第五十四条において準用する民事訴訟法第百条 施行前刑事事件又は特定刑事事件(特定日以後においては、特定日前刑事事件に限る。 以下 「送達報告書」と 以下

2

(裁判所等に対する申述等に関する経過措置)

いて「申立て等」という。)であって、施行前刑事事件又は特定刑事事件に係るものについては、第第五条 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述(以下この項にお なった場合にあっては、それ以後)の申立て等については、この限りでない。事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後(施行日後に併せて審判することと る場合を含む。)の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの二条改正後刑事訴訟法第五十四条の二から第五十四条の四まで(これらを準用し、又はその例によ

刑事訴訟法第二百六十二条第一項の規定による請求であって、主務省令で定める刑事事件に係るも のについては、なお従前の例による。 施行日から特定日の前日までの間における告訴及び告発並びにこれらの取消し並びに自首並びに

前項の主務省令は、法務省令、国家公安委員会規則、厚生労働省令、 国土交通省令、 環境省令、 防衛省令及び財務省令とする。 農林水産省令、 経済産業省

令、

通信技術の活用の段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が逓減するよう適切に定めるも大臣、防衛大臣及び財務大臣は、第二項の主務省令を定めるに当たっては、刑事手続における情 とする。 法務大臣、国家公安委員会、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、 国土交通大臣、 報

(証人尋問等の記録に関する経過措置)

際捜査共助等に関する法律第十条の規定による証人尋問の請求があったものに限る。)に係る証人、第六条 施行前刑事事件、特定刑事事件又は外国の刑事事件(特定日以後においては、特定日前に図 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合におけ によるものに限る。以下「証人尋問等の記録」という。) については、なお従前の例による。ただし、 鑑定人、通訳人及び翻訳人の尋問及び供述並びにその状況の記録(録音及び録画を同時に行う方法

による改正前の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定による証人尋問等の記録に係る記録、第二条改正前刑事訴訟法(他の法律において準用する場合を含む。)の規定又は第二十八条の規定る証人尋問等の記録については、この限りでない。 媒体の謄写及び当該記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては、 (証拠調べを終わった証拠書類及び証拠物に関する経過措置) なお従前の例による。

式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に第七条 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る証拠書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方 限りでない。 となった場合にあっては、それ以後)に証拠調べを終わった証拠書類及び証拠物については、このの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後(施行日後に併せて審判すること 法第三百十条の二の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれら物(電磁的記録であるものを含む。以下この条において同じ。)については、第二条改正後刑事訴訟 よる情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下この条において同じ。)及び証

(刑法の一部改正に伴う調整規定)

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 号施行日」という。が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日7八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第二十一条第二項において 一項及び第二項並びに第百六十一条第一項の規定の適用についても、同様とする。五条の二、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条、第百五十八条第一項、第百五十九条第一項、第百五十九条第一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する新刑法第九十刑法等一部改正法施行の 第百五十九条第一項及び第二項並びに第百六十一条第一項の規定の適用については、新刑法第九十という。)第九十五条の二、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条、第百五十八条第一項、法施行日の前日までの間における第三条の規定による改正後の刑法(以下この項において「新刑法」 五条の二、第百五十五条第一項及び第百五十九条第一項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。 この条及び同項において「刑法等一部改正法施行日」という。)前である場合には、 刑法等一部改正の施行の日(以下

第一項及び第三項」とあるのは「第百五十五条第三項」と、「第百五十九条第一項及び第三項」とあ第百五十七条第一項及び第二項並びに第百五十九条第一項及び第三項の改正規定中「第百五十五条 のうち、刑法第百五十条、第百五十三条、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項及び第三項、第二号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等の一部を改正する法律第二条 るのは「第百五十九条第三項」とする

(検察審査会法の一部改正に伴う経過措置)

られたときにおける検察審査会法第二十四条の規定による疎明については、なお従前の例による。 ついて適用し、施行日前に議決があった場合については、なお従前の例による。 第四条の規定による改正後の検察審査会法第四十条の規定は、施行日以後に議決があった場合に 施行日から特定日の前日までの間に招集状が書面により検察審査員及び補充員に対して発せ

(少年法の一部改正に伴う経過措置)

条第一項の規定による通告又は同法第七条第一項の規定による報告に係る保護事件、 条第一項において「申立て等」という。)であって、施行前保護事件(施行日前にされた少年法第六 後)の申立て等については、この限りでない。 併せて行う場合における施行日以後(施行日後に併せて行うこととなった場合にあっては、 用しない。ただし、施行前保護事件又は特定日前保護事件とこれらの事件以外の保護事件の審判を 条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の少年法第五条の四及び第五条の五の規定は、適 ものをいう。以下この項及び次条において同じ。)に係るものについては、第五条の規定(附則第一 知事又は児童相談所長から送致されたもの及び特定日前に同法第五十五条の規定により移送された 法第七条第一項の規定による報告に係るもの、特定日前に検察官、司法警察員、警察官、都道府県 察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致された保護事件及び施行日前 高裁判所の定める保護事件であって、特定日前にされた同法第六条第一項の規定による通告又は同 に同法第五十五条の規定により移送された保護事件をいう。以下同じ。)又は特定日前保護事件 (最 申立て、請求その他の裁判所に対してする申述(以下この項並びに附則第十二条及び第十八 施行日前に検 それ以

2 ける情報通信技術の活用の段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が逓減するよう適切に定 めるものとする。 最高裁判所は、前項の規定に基づき保護事件を定めるに当たっては、保護事件に関する手続にお 3

による。ただし、施行前保護事件又は特定日前保護事件とこれらの事件以外の保護事件を併せて審

施行前保護事件又は特定日前保護事件に係る証人尋問等の記録については、なお従前の例

(刑事補償法の一部改正に伴う経過措置)

判する場合における証人尋問等の記録については、この限りでない。

第十二条 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に関する補償請求の手続に係る申立て等について 併せて行う場合における施行日以後(施行日後に併せて行うこととなった場合にあっては、 後)の申立て等については、この限りでない。 だし、当該手続を施行前刑事事件又は特定日前刑事事件以外の刑事事件に関する補償請求の手続と は、第七条の規定による改正後の刑事補償法第九条の二及び第九条の三の規定は、適用しない。た それ以 5

金曜日

(法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第十条の規定による改正後の法廷等の秩序維持に関する法律(次項において「新法廷等秩 三第二項の規定を準用する部分に限る。)の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以 序維持法」という。)第四条第四項(民事訴訟法第二百五条第二項、第二百十五条第二項(同法第二 第一項に該当する行為(以下この条において「対象行為」という。)に係る制裁を科する裁判に関す 下この条において「第六号施行日」という。)以後に行われた法廷等の秩序維持に関する法律第二条 百十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の に係る制裁を科する裁判に関する手続における証人の尋問その他の証拠調べについては、なお従前 る手続における証人の尋問その他の証拠調べについて適用し、第六号施行日前に行われた対象行為 2

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

2 行為に係る制裁を科する裁判に関する手続における申立て、 新法廷等秩序維持法第六条の二から第六条の五までの規定は、第六号施行日以後に行われた対象 請求その他の申述について、適用する。

(刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行前刑事事件又は施行前保護事件に係る刑事訴訟費用等に関する法律第二条第一号又は 警察官、都道府県知事若しくは児童相談所長から送致され、若しくは同法第五十五条の規定により 移送された保護事件の審判を併せて行う場合における旅費等の額については、この限りでない。 は同法第七条第一項の規定による報告に係る保護事件若しくは施行日以後に検察官、司法警察員、 判する場合又は施行前保護事件と施行日以後にされた少年法第六条第一項の規定による通告若しく なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件と施行日以後に公訴の提起があった事件を併せて審 第三号に掲げる旅費、日当及び宿泊料(以下この条において「旅費等」という。)の額については、 (不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第三号施行日から施行日の前日までの間における第二十二条の規定 規定する改正規定に限る。) による改正後の不正競争防止法第二十六条第二項の規定の適用について せた電磁的記録」とあるのは「提供させた電磁的記録を記録した記録媒体」とする 同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」 (附則第一条第三号に と、「提供さ

第十六条 第二十三条の規定(附則第一条第二号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)によ(組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置)

施行日以後に公訴の提起があったため没収保全が効力を失った場合における通知に代わる公告につ法」という。)第二十三条第八項及び第九項(他の法律においてその例による場合を含む。)の規定は、 る公告については、なお従前の例による。 る改正後の組織的犯罪処罰法(以下この条及び附則第二十一条第一項において「新組織的犯罪処罰 いて適用し、施行日前に公訴の提起があったため没収保全が効力を失った場合における通知に代

2 いて適用し、同日前に没収保全の登記をした場合については、なお従前の例による。法第二十七条第五項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に没収保全の登記をした場合につ 第二十三条の規定 (附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の組織的犯罪処罰

全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する送達報告書の提出について、適用する。 同じ。)において準用する民事訴訟法第百条第二項の規定は、施行日以後に没収保全命令又は追徴保 際刑事裁判所協力法」という。)第四十七条において準用する場合を含む。 次項及び第五項において く。)による改正後の国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(附則第二十一条において「新 新組織的犯罪処罰法第五十条第一項(第三十条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除 前項の規定にかかわらず、施行前刑事事件又は特定刑事事件における送達報告書の提出について 新組織的犯罪処罰法第五十条第一項において準用する民事訴訟法第百条第二項の規定は、

判する場合における送達報告書の提出については、この限りでない しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審 新組織的犯罪処罰法第五十条第一項において準用する民事訴訟法第百十一条から第百十三条まで

ける没収保全又は追徴保全に関する公示送達については、なお従前の例による。 全に関する公示送達について適用し、施行日前に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合にお の規定は、施行日以後に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保 (犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に

伴う経過措置)

第十七条 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための これらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合におけるこれらの請求については、 の選定の請求については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件と する被害者参加旅費等の請求及び犯罪被害者等保護法第十一条第一項に規定する被害者参加弁護士 刑事手続に付随する措置に関する法律(以下「犯罪被害者等保護法」という。)第五条第一 一項に規定

される場合における民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続について適用という。)第十九条から第二十二条までの規定は、施行日以後に公判調書が電磁的記録をもって作成 の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、 し、附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により公判調書が作成される場合における民事上 第二十五条の規定による改正後の犯罪被害者等保護法(次項において「新犯罪被害者等保護法 なお従前の例による

りでない。

応行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る事件の記録の閲覧等の請求については、この限件を併せて審判する場合における当該申立てに係る事件の記録の閲覧等の請求については、民事訴訟法第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧等の請求については、民事訴訟法第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧等の請求については、民事訴訟法第四十五条において準用する

3

2

(医療観察法の一部改正に伴う経過措置)

せて行う場合における証人尋問等の記録については、この限りでない。による。ただし、施行前処遇事件又は特定日前処遇事件とこれらの事件以外の処遇事件の審判を併第十九条 施行前処遇事件又は特定日前処遇事件に係る証人尋問等の記録については、なお従前の例

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

代わる措置については、なお従前の例による。における送達に代わる措置について適用し、施行日前にこれらの裁定があった場合における送達に代わる措置について適用し、施行日前にこれらの裁定があった場合は第十二条第三項の規定は、施行日以後に同法第十条又は第十一条の規定による裁定があった場合第二十条 第二十九条の規定による改正後の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法

(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

開始された場合における通知に代わる公告については、なお従前の例による。規定する審理が開始された場合における通知に代わる公告について適用し、施行日前に当該審理が三条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条1に第二十一条 新国際刑事裁判所協力法第四十四条第五項において準用する新組織的犯罪処罰法第二十

た行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にしとあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にしいては、同条中「拘禁刑」の間における新国際刑事裁判所協力法第六十四条の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」第二号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日まで

57

2

の消去等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録

また。これであり見さによるは正後りまりなどほど最近しっても降り上引など甲で加た己など、大手である場合を含む。)に規定する公示の方法による通知については、なお従前の例による。で準用する場合を含む。)に規定する公示の方法による通知については、なお従前の例による。な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第十七条第三項において読み替えて適用する項において同じ。)による改正前の性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的第二十二条 施行日前に開始した第三十六条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次第二十二条

については、なお従前の例による。 さ措置について適用し、施行日前に当該命令又は当該決定があった場合における送達に代わる措置
法第十一条の規定による命令又は同法第十六条の規定による決定があった場合における送達に代わ 的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十条第三項の規定は、施行日以後に同 的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十条第三項の規定は、施行日以後に同

(恩赦法の一部改正)

- 幕上国をÞ「河央の原体こその音を付己ノよければ」を「欠り各号こ掲げる場合の7二十三条 - 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。 第十四条中「判決の原本にその旨を附記しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

裁判書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することがで当該調書の原本に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつた旨を付記すること。裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合 当該裁判書又は

ること。 裁判書又は当該調書に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつた旨を記録す以下この号において同じ。)である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合以下この号において同じ。)である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合とない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。裁判書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することがで

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

部を次のように改正する。 第二十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の

に改め、同条第三項中「判決の謄本の」を削る。第百条第二項中「謄本」を「謄本(判決が電磁的記録である場合にあつては、当該電磁的記録)

会法の一部改正)

第二十五条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

(検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正) 第百条第二項中「の写」を「の写し」に改め、同条第五項中「附した」を「付した」に改める。された事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録。第百条第二項において同じ。)に改める。我の理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)である場合にあつては、令状に記録報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)である場合にあつては、令状に記録報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)である場合にあつて、電子計算機による情報人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報というによっては認識するに対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

十七号)の一部を欠のようこ改正する。 十七号)の一部を欠のようこ改正する。 十七号)の一部を欠のようこ改正する。 十七号)の一部を欠のようこ改正する。 十七号)の一部を欠います。

判所書記官」とあり、並びに同法第七条」に改める。 第二項中「これらの規定」を「同法第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項及び第六条中「裁十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「第百五十五条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。第二十七条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

(旅券法の一部改正)

(破壊活動防止法の一部改正)

第二十八条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。 供されるものをいう。以下この項において同じ。)を含む。)及び証拠物(電磁的記録であるものを含 よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に第二十八条第一項中「及び証拠物」を「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に む。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

を視聴する方法によるものとする。 この場合において、当該事件に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるとき 当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、 又はその内容を再生したもの

第二十八条第二項中「の求」を「の求め」に改める

(民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「及び第五百十三条第六項から第八項まで」を「、 の二及び第五百十三条第七項から第十項まで」に改める。 第五百十一

民事訴訟法第百八十九条第三項

(総合法律支援法の一部改正) 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百二十一条第 三項

第三十条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正 判所」を「裁判所書記官」に、「、宿泊料及び」を「及び宿泊料並びに裁判所がその額を定めた」 第三十九条第二項第二号、 第三十九条の二第二項第二号及び第三十九条の三第二項第二号中 する。 に裁

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 附則第十四条の規定は、施行前刑事事件又は施行前保護事件に係る総合法律支援法第三 日当及び宿泊料の額について準用する。 十九条第二項第二号、第三十九条の二第二項第二号又は第三十九条の三第二項第二号に定める旅費

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

官

第三十二条 次のように改正する。 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ した記録媒体が刑事施設に到達し、又は当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 る情報処理の用に供されるものをいう。)が電気通信回線を通じて刑事施設の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された」に改める。 第百七十一条第四号中「が刑事施設に到達した」を「若しくは当該文書に記載すべき事項を記録

金曜日

条第二項並びに第四百九十四条の六第二項」に改める。 第二百五条第二項、第二百八十六条の二」に、「並びに第四百八十一条第二項」を「、 第二百八十六条中「刑事訴訟法」の下に「第六十一条第二項、」を加え、「第二百八十六条の二」を 第四百八十

第三十三条 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成一(オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一部改正) 律第八十号)の一部を次のように改正する。 二十年法

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

は認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され るものをいう。)を含む。)」を加える。 第八条第四項中「書類」の下に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって

(特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部改正) 次に掲げる法律の規定中「同条第三項」を「同条第四項」

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号)第九条第一項 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第十条第一項第一号ロ

第

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次の ように改正する。

第四百五十八条第七項中 「新刑事訴訟法」を「刑事訴訟法」に、「第四百八十四条」を 「第四百八

八十七条」を「第四百八十七条第一項」に改める。 第十一項から第十三項まで並びに第五百十三条の二」に改め、 第四百九十一条第七項中「及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条」を「、第六項及び 同項の表刑事訴訟法の項中 「第四百

(民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

第三十六条 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関 する法律の一部を次のように改正する。

第九十二条中少年法目次の改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。 第五条の三中「別表第三の一の項」を「別表第二の一の項」に改める

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削る。

規定を次のように改める。 第九十三条中犯罪被害者等保護法目次の改正規定を削り、犯罪被害者等保護法第四十七条の改正

第九十三条中犯罪被害者等保護法第四十八条の改正規定を次のように改める。 三の項」を「、別表第一の四五の項及び五一の項並びに別表第二の一の項から三の項」に改める。 びに別表第一の一七の項及び一八の項(上欄4)に係る部分に限る。) 並びに別表第三の一の項から 第四十七条第一項中「別表第三の一の項」を「別表第二の一の項」に改め、同条第三項中 並

第四項後段を削る。 「第三条第二項及び別表第二の一の項」を「第三条第一項及び別表第一の一の項」に改め、 第四十八条第二項中「別表第一の一七の項」を「別表第一の四五の項」に改め、 同条第三項中 同条

加える改正規定を削る。 第九十三条のうち犯罪被害者等保護法中第四十九条を第五十二条とし、 第四十八条の次に三条を

法律の一部改正) (学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する

第三十七条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置 に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。 第三十四条第二項第一号中「第二条第二項」 を 「第二条第三項」に改める

第三十八条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

(財務省設置法の一部改正)

省令及び防衛省令」とあるのは「及び財務省令」」に改める。 条中「、国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、 第一項及び第三項並びに」に改め、「、それぞれ」を削り、「読み替えるもの」を「、 規定する電磁的記録提供命令」に改め、同条第四項中「第二百四十一条及び」を 第二十七条第二項ただし書中「記録命令付差押え、捜索」を「捜索、同法第百1 経済産業省令、 国土交通省令、 一条の二第 同法第五百十 「第二百四十一条 Ė

第三十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (電磁的記録提供命令等における留意事項)

(政令への委任)

第四十条 電磁的記録提供命令(第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第百二条の二第 に留意しなければならない。 できる限り被告事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、 押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、 する電磁的記録提供命令をいう。)により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を 一項に規定 特

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

金曜日

まで、 大田・一条 東四十一条 政府は、被告人又は被疑者(以下「被告人等」という。)にとって、弁護人又は弁護人を 第四十一条 政府は、被告人又は被疑者(以下「被告人等」という。)の援助を受けることが重要であることに鑑み、同法第三十九条第一項の規定による接見のほかに、身体の拘束を受けとが重要であることに鑑み、同法第三十九条第一項の規定による接見のほかに、身体の拘束を受けとが重要であることに鑑み、同法第三十九条第一項の規定による接見のほかに、身体の拘束を受けという。)の援助を受けることができる者の依頼により弁護人となろうとする者(弁護士でない者にあっては、刑事との法等の送受信による通話に係る取組の推進)

 内閣総理大臣
 石破

 大路大臣
 公本

 東生労働大臣
 村上誠一郎

 厚生労働大臣
 福岡

 資産業大臣
 武藤

 経済産業大臣
 社談一郎

 真麼
 資

 大臣
 市野

 洋昌
 一元